

第3期 うるま市 子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月
うるま市



はじめに



本市ではこれまで、喫緊の課題でありました待機児童対策や３歳児からの「教育・保育の無償化」を推進するため、市立幼稚園の認定こども園移行や施設整備、保育士確保のための補助事業をいち早く展開したことで、令和６年４月１日に待機児童「ゼロ」を達成し、「子育てしやすいまち」の実現に取り組んで参りました。

また、令和４年度に児童発達支援の充実を図るため、児童発達支援センターの設置やこども発達支援課を新設し、令和６年度には母子保健機能と児童福祉機能が連携しながら、妊産婦や子育て世帯に対して切れ目なく一体的支援を提供することを目的として、こども家庭センター（子育て包括支援課）を設置いたしました。引き続き関係機関とも連携し、一人ひとりに寄り添い、必要な支援が行えるよう取り組んで参ります。

今回策定した「第３期うるま市子ども・子育て支援事業計画」においては、「子育てをみんなで支えあい、夢と希望にあふれるまち うるま」を基本理念として掲げ、「安心して子育てできる環境づくり」「こどもがいきいきと育つ環境づくり」「一人ひとりを大切にする環境づくり」を目標に様々な施策展開を図ります。今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、第３期うるま市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたりご尽力を賜りました、うるま市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご協力をいただきました市民の皆様、関係各位に対し、心からお礼を申し上げます。

令和７年３月

うるま市長 伊波正人

目 次

【第 1 部 総論】

第 1 章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
(1) 法的根拠	2
(2) 計画の包含について	2
(3) 本市の他計画との関係	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の策定体制	5

第 2 章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	7
2. 計画の体系	8
3. 教育・保育提供区域の設定	10
(1) 教育・保育提供区域とは	10
(2) うるま市における提供区域	10

第 3 章 うるま市の現状と課題

1. 人口動態と世帯状況	13
(1) 人口及び伸び率の状況	13
(2) 年齢構成	13
(3) 人口動態	14
① 自然動態	14
② 社会動態	14
(4) 合計特殊出生率	15
(5) 世帯数及び世帯構成	15
① 世帯構成の変化	16
② ひとり親世帯の状況	16
(6) 婚姻及び離婚率の動向	17
(7) 労働力人口及び失業率の状況	17
(8) 女性の就業者の状況	18
(9) 女性の年齢別就業状況	18
2. 児童人口の推移と推計	19
(1) 0～5 歳児（就学前児童）	19
(2) 6～11 歳児（小学生）	23
3. 子育て支援事業等の状況	24

(1) 幼稚園	24
①市立幼稚園利用園児数	24
②私立幼稚園利用園児数	24
(2) 保育施設等（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所等）	25
①申込者数の推移	25
②保育施設等定員と利用児童数の推移（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所等）	26
③待機児童数の推移	26
(3) 地域子ども・子育て支援の状況	27
①延長保育事業	27
②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	27
③地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	27
④一時預かり事業	28
⑤病児・病後児保育事業	29
⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児の利用）	29
⑦子育て短期支援事業（ショートステイ）	29
⑧利用者支援事業	30
⑨乳児家庭全戸訪問事業	30
⑩養育支援訪問事業	30
⑪子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	30
⑫妊婦健康診査	31
⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業	31
4. ニーズ調査結果	32
(1) 調査の概要	32
①調査の目的	32
②調査の対象者	32
③調査方法	32
④調査期間	32
⑤回収率	32
(2) 調査結果より	33
①就学前児童保護者調査結果	33
②小学生保護者調査結果	41
③自由回答のまとめ	45
5. こどもアンケート、保育士アンケート	51
(1) 調査の概要	51
①調査の目的	51
②調査の対象者	51
③調査方法	51
④調査期間	51

⑤回収率	51
(2) 調査結果より	52
①小学5年生アンケート結果	52
②中学2年生アンケート結果	58
③小学5年生、中学2年生アンケートの自由回答まとめ	65
④保育士アンケート結果	67
⑤保育士アンケートの自由回答まとめ	77

【第2部 基本施策】

第1章 基本目標1：安心して子育てできる環境づくり

●体系イメージ図1	79
1-1 教育・保育事業の整備	82
(1) 量の見込みと確保方策	82
①うるま市全体	83
②あげな中学校区域	84
③具志川中学校区域	85
④高江洲中学校区域	86
⑤具志川東中学校区域	87
⑥石川区域	88
⑦与那城・勝連区域	89
1-2 地域子ども・子育て支援事業の整備	90
(1) 量の見込みと確保方策	90
①延長保育事業	90
②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	91
③地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	92
④一時預かり事業	92
⑤病児・病後児保育事業	93
⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター〈就学児のみ〉）	94
⑦子育て短期支援事業（ショートステイ）	94
⑧利用者支援事業	95
⑨乳児家庭全戸訪問事業	95
⑩養育支援訪問事業	96
⑪子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	96
⑫妊婦健康診査	97
⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業	97
⑭多様な事業者の参入促進・能力活用事業	98
⑮子育て世帯訪問支援事業（家庭支援事業）	98
【新規】	98

⑯児童育成支援拠点事業（家庭支援事業）	【新規】	98
⑰親子関係形成支援事業（家庭支援事業）	【新規】	99
⑱産後ケア事業		99
⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		99
1-3 ニーズに対応した教育・保育や子育て支援の円滑な利用の確保		100
(1) ニーズに対応した教育・保育環境の整備等の充実		100
(2) 未就園児のいる家庭への子育て支援		100
①こども誰でも通園制度（再掲：基本目標 1-2-(1)⑲）		100
②子育て支援に関する事業		100
(3) 認可外保育施設への支援		101
1-4 妊娠期からの切れ目のない相談・支援の充実		102
(1) 妊娠期からの相談支援・情報提供		102
①こども家庭センター等による相談支援・情報提供		102
②家庭児童相談室		102
③教育等の相談		103
(2) 妊産婦とこどもの健康支援		103
①産婦健康診査		103
②産後ケア事業（再掲：基本目標 1-2-(1)⑱）		103
③産前産後サポート事業		103
④こども健康相談		103
⑤のびのび相談		104
⑥乳児家庭全戸訪問事業（再掲：基本目標 1-2-(1)⑨）		104
⑦早期療育等支援事業		104
⑧親子通園事業		104
⑨乳幼児健康診査		105
⑩2歳児歯科検診		105
⑪感染症や不慮の事故予防の充実		105
⑫若年妊産婦への支援		105
⑬思春期保健教室の実施		105
(3) 「食育」の推進		106
①食育事業		106
②離乳食教室		106
③こども栄養相談		106
④乳幼児健診栄養指導		106
⑤教育・保育施設等における食育の推進と食物アレルギーのあるこどもへの対応		106
⑥小中学校における食育の推進等		106
(4) 経済的支援の充実		107
1-5 仕事と家庭生活との調和(ワークライフバランス)の実現のための働き方の見直し		108

第2章 基本目標2：こどもがいきいきと育つ環境づくり

●体系イメージ図2	109
2-1 乳幼児期の教育・保育の一体的提供、推進	110
(1) 認定こども園の普及についての基本的考え方	110
(2) 教育・保育の質の確保	110
① 研修等の充実	110
② 教育・保育に関する評価、適正運営等の確認	111
(3) 保育士・保育教諭・幼稚園教諭等の確保と定着	111
(4) 保幼小連携・接続の充実	111
(5) 教育・保育施設と地域型保育事業の連携	111
(6) 外国につながる子への支援・配慮	112
2-2 こどものための相談・支援の充実	112
(1) こども家庭センターによる相談支援・情報提供	112
(2) 児童虐待防止対策の充実	112
① 発生予防・早期発見・発生時の的確な対応	113
ア) 児童虐待予防の体制充実	113
イ) 児童虐待の相談窓口の周知、地域への児童虐待予防の周知	113
ウ) 家庭支援事業の推進	113
エ) 教育等の相談（再掲：基本目標1-4-(1)③）	113
オ) 家庭児童相談室（再掲：基本目標1-4-(1)②）	114
カ) 養育支援訪問事業（再掲：基本目標1-2-(1)⑩）	114
キ) スクールソーシャルワーカー設置事業	114
ク) スクールカウンセラー等配置事業（沖縄県事業）	114
ケ) 要保護児童対策地域協議会の強化	114
2-3 こどもの居場所づくり	115
(1) 放課後の子ども居場所づくりの推進	115
① 放課後児童クラブの充実	115
② 放課後子ども教室の充実	115
③ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携及び校内交流型の推進	116
(2) 放課後の居場所における人材確保（放課後児童支援員、地域人材）	116
(3) 児童館機能と整備の充実	116

第3章 基本目標3：一人ひとりを大切にする環境づくり

●体系イメージ図3	117
3-1 困難を抱える子に対する支援の推進	118
(1) こどもの貧困対策の推進	118
(2) ヤングケアラーの把握と支援の推進	118
(3) 不登校対策の推進	119

①こども家庭センターによる相談支援体制	119
②幼児期から小学校への円滑な接続	119
③学校生活等における相談・支援の充実	119
④若者居場所運営支援事業	119
3-2 特別な支援が必要なこどもに対する支援の充実	120
(1) 乳幼児期における障がいの早期発見及び早期療育の充実	120
①乳幼児健診における対象児の把握	120
②のびのび相談(再掲：基本目標 1－4－(2)⑤)	120
③親子通園事業(再掲：基本目標 1－4－(2)⑧)	120
④児童発達支援センターの機能強化	121
⑤配慮を要する子の支援体制の強化	121
⑥ペアレントプログラム・ペアレントトレーニング	121
⑦医療的ケアを必要とする障がい児への支援	121
(2) 障がいの有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくり	122
①障がい児等の教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業等の利用促進	122
②個別支援保育の充実	122
③認可外保育施設も含めた教育・保育施設等への巡回相談の充実	122
④放課後児童クラブにおける障がい児支援の充実	122
⑤特別支援教育の充実	123
(3) 障がい児のいる家庭への支援	123
①障害児通所支援をはじめとしたサービス提供の充実	123
②重度障がい児への支援	123
③障がい児のいる家庭への経済的支援（再掲：基本目標 1－4－(4)②）	123
3-3 ひとり親家庭の支援の充実	124
(1) 子育て・生活支援の充実	124
①ひとり親家庭等日常生活支援事業（沖縄県事業）	124
②ひとり親家庭生活支援事業	124
③ひとり親家庭への経済的支援等（再掲：基本目標 1－4－(4)③）	124
(2) 就業支援の充実	124
①高等職業訓練促進給付金等事業	124
②自立支援教育訓練給付金事業	125
③母子・父子自立支援プログラム策定事業	125
④ひとり親家庭生活支援事業（再掲：基本目標 3－3－(1)②）	125

第4章 計画の推進について

1. 計画の周知	127
2. 計画の推進体制	127
3. 事業等の実施状況、ニーズ等の定期的な把握	127

4. P D C Aサイクルによる推進状況チェック	128
---------------------------------	-----

【第3部 教育・保育環境向上のためのアクションプラン】

市立認定こども園・保育所等を中心とした教育・保育環境向上のためのアクションプラン

1. 背景及び目的	129
2. 第3期うるま市子ども・子育て支援事業計画におけるアクションプランの位置づけ	129
3. 具体的取り組み	130
(1) 市立認定こども園・保育所等のモデル園としての役割の確立	130
(2) モデル園としての取り組み	130
(3) 市立認定こども園・保育所等の環境整備	132
資料1 子ども・子育て支援法（第一章、第五章、第七章）より	133
資料2 うるま市子ども・子育て会議条例	139
資料3 うるま市子ども・子育て支援事業計画推進本部設置規程	141
資料4 第3期うるま市子ども・子育て支援事業計画策定経過	146
資料5 うるま市子ども・子育て会議委員名簿	147

【第1部 総論】**第1章 計画策定の概要****1. 計画策定の背景と趣旨**

我が国は、これまで待機児童対策が最重要事項となり、優先的に取り組むことが求められました。近年、急速に少子化が進行しているほか、核家族化、共働き家庭の増加など、社会情勢が変化し、保育ニーズが増大してきました。また、児童虐待、ヤングケアラーなど、子どもや子育て家庭における様々な課題も現れ、子育て家庭への支援強化も必要となっています。

国では、平成27年度から「子ども・子育て支援法」を施行し、待機児童対策を推進するため、市町村に保育の量的拡充を求めるとともに、家庭における子育て支援の充実のため、「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けました。

この計画は、5年の計画期間で策定され、令和6年度は第2期計画の最終年度となっています。このため、新たな第3期計画の策定が必要となり、本市においても、「第2期うるま市子ども・子育て支援事業計画」の見直しを行い、第3期計画を策定したところであります。

全国的には、待機児童の課題はほぼ終息した中で、本市においても幼稚園・保育所の認定こども園移行や施設整備、保育士確保のための事業等により、待機児童を解消してきました。しかし、小学生の放課後の居場所の確保が必要であるほか、不登校対策、こどもの貧困対策、教育・保育施設を利用しない家庭や養育が困難な家庭への支援など、こどもと子育て家庭への支援の充実は依然として多岐にわたっています。

国では、第3期子ども・子育て支援事業計画策定において、こども家庭センターの設置や乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、家庭支援事業といった新たな取組も示し、市町村の子育て支援強化を求めています。また、令和5年4月には「こども家庭庁」を創設し、“こどもまんなか社会”の実現を目指して子どもの権利を重視しています。

第3期うるま市子ども・子育て支援事業計画においては、このような国の指針・目指すべき方向を踏まえ、総合計画や地域福祉計画等と整合性を図りながら、本市が抱える課題を社会福祉協議会等と連携し、取り組んでまいります。また、自助・共助・公助の3つの取組により、こども・子育て支援の充実を目指します。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」も本計画に位置付け一体的に策定しています。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

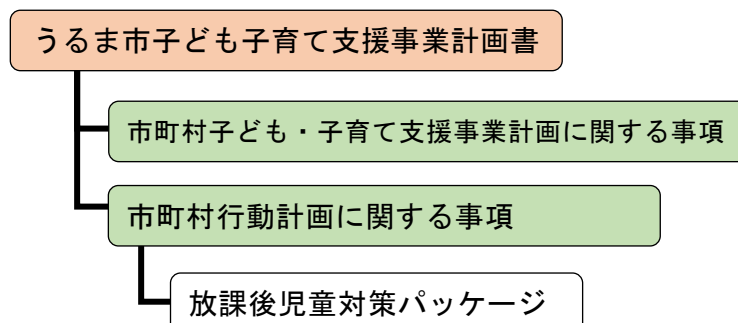
第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

(2) 計画の包含について

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、次の2つの計画を包含しています。

- 市町村子ども・子育て支援事業計画
- 市町村行動計画

また「放課後児童対策パッケージ」に位置づけられた放課後児童対策についても本計画に盛り込んで策定しています。



子ども・子育て支援法に基づく基本指針^(※)の改正案について（概要）

※ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て関連事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

改正の趣旨

- 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまでに顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「改正法」）ことが必要であることから、第208回国会において成立した。
- この改正法において、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことも家庭センターの設置の努力義務化、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が定められた。
- 当該児童福祉法の改正等を踏まえ、関係する基本指針の規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備を行う。

改正の概要

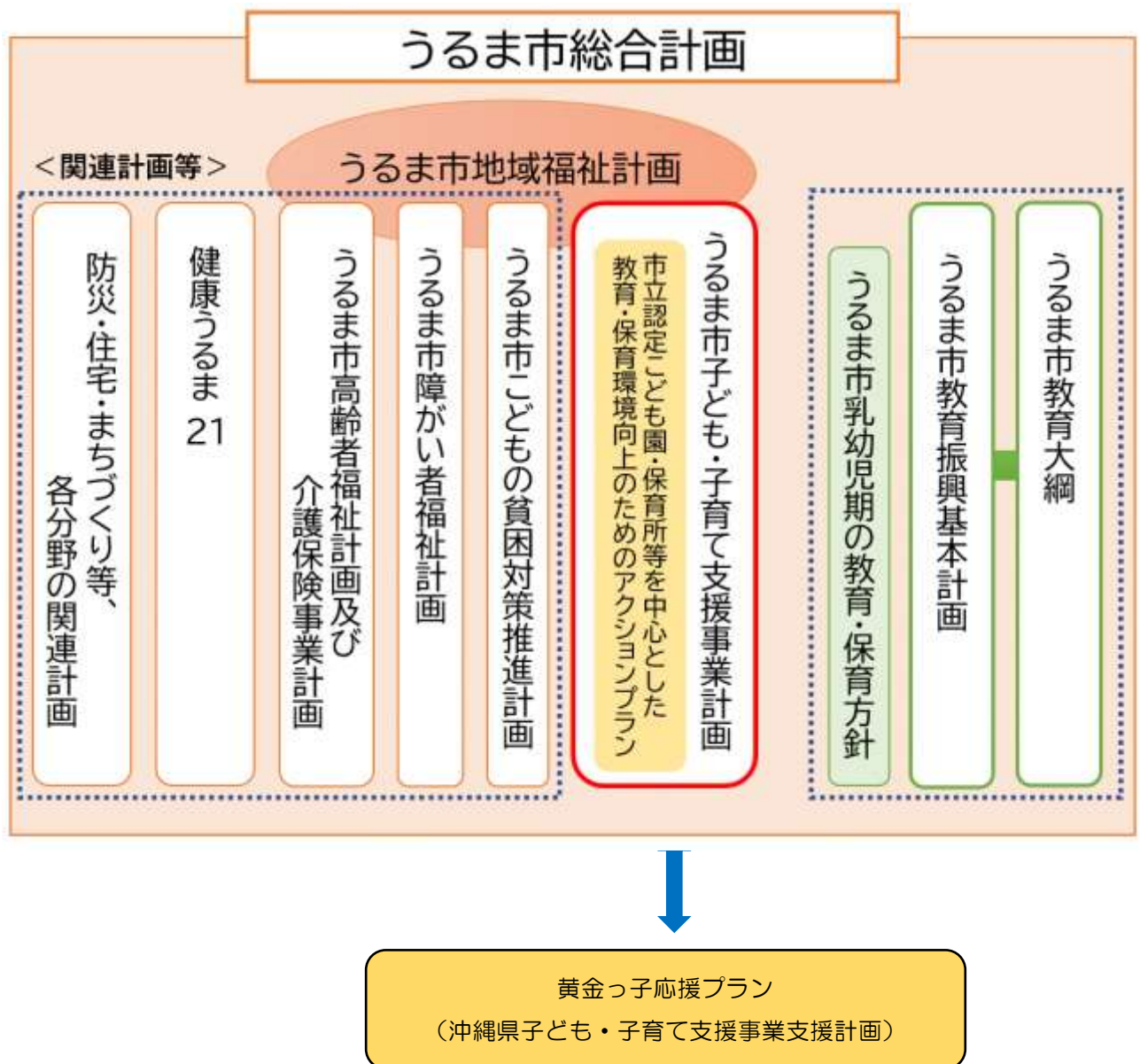
1. 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及びの利用勧奨・措置に関する事項の追加
 - 基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。
2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
 - 市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。
3. こどもの権利擁護に関する事項の追加
 - 都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。
4. その他所要の改正
 - 基本指針に規定している計画の更新等を踏まえ所要の改正を行う。

※ 総則（法令）：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第60条第1項及び第3項
 ※ 改正児童福祉法の施行期日（令和6年4月1日）に先立ち、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを促すこととす。令和6年4月1日に施行することとする。

(3) 本市の他計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「うるま市総合計画」の理念を踏襲するとともに、こどもの福祉や教育に関する本市の他計画などとの整合性を図り、調和を保って策定しています。

また、沖縄県の「黄金っ子応援プラン（沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）」との整合性を図り策定しています。



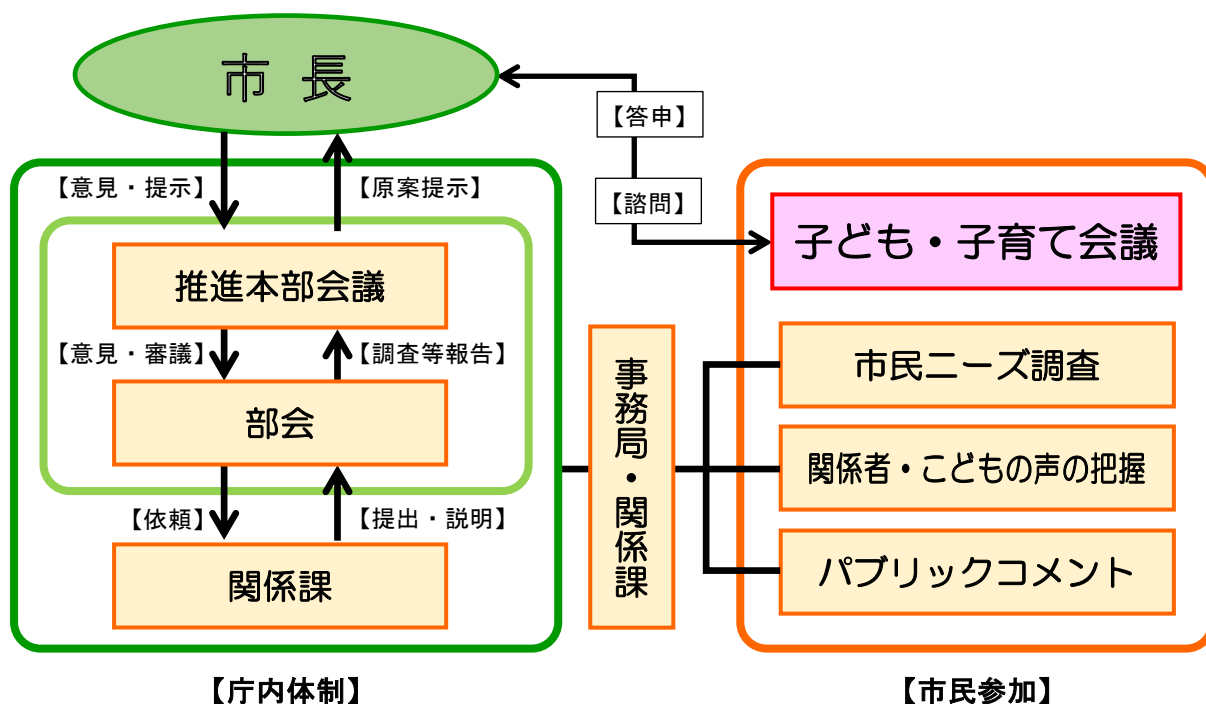
3. 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5カ年計画であり、年度ごとに事業の実施状況を確認し、本計画の期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
策 定		第3期計画期間（5年間）				

4. 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、庁内に設置した「うるま市子ども・子育て支援事業計画推進本部会議」での審議、有識者、こどもの保護者、事業主・労働者を代表する者、事業従事者等で構成される「うるま市子ども・子育て会議」でのご意見・ご提言を踏まえて策定しています。



第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

子ども・子育て支援とは、保護者が子どもと向き合い子育てができるよう、こどもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことです。「次世代育成支援行動計画」から継承してきた、地域の中で安心してこどもを産み育てていくことができる子育て支援を目指すべき姿としています。

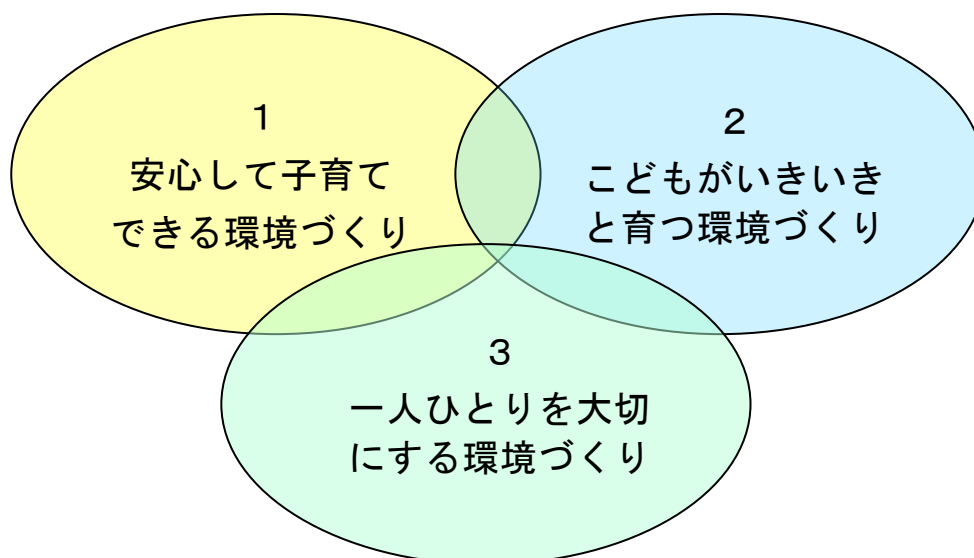
＝基本理念＝

子育てをみんなで支えあい、

夢と希望にあふれるまち うるま

第3期計画では、「安心して子育てできる環境づくり」、「こどもがいきいきと育つ環境づくり」、「一人ひとりを大切にする環境づくり」の目標を掲げています。それぞれの目標が充実することにより、子育て家庭が安心して暮らせるうるま市となり、こどもを持ち、育てることに夢と希望が持てることを目指します。

＝基本目標＝



子育て家庭が安心して暮らせるうるま市へ

2. 計画の体系

基本理念

基本目標

基本施策

子育てをみんなで支えあい、夢と希望にあふれるまち うるま

安心して子育てできる
環境づくり

1

- 1-1. 教育・保育事業の整備
- 1-2. 地域子ども・子育て支援事業の整備
- 1-3. ニーズに対応した教育・保育や子育て支援の円滑な利用の確保
 - (1) ニーズに対応した教育・保育環境の整備等の充実
 - (2) 未就園児のいる家庭への子育て支援
 - (3) 認可外保育施設への支援
- 1-4. 妊娠期からの切れ目のない相談・支援の充実
 - (1) 妊娠期からの相談支援・情報提供
 - (2) 妊産婦とこどもの健康支援
 - (3) 「食育」の推進
 - (4) 経済的支援の充実
- 1-5. 仕事と家庭生活との調和（ワークライフバランス）の実現のための働き方の見直し

こどもがいきいきと育つ
環境づくり

2

- 2-1. 乳幼児期の教育・保育の一体的提供、推進
 - (1) 認定こども園の普及についての基本的考え方
 - (2) 教育・保育の質の確保
 - (3) 保育士・保育教諭・幼稚園教諭等の確保と定着
 - (4) 保幼小連携・接続の充実
 - (5) 教育・保育施設と地域型保育事業の連携
 - (6) 外国につながる子への支援・配慮
- 2-2. こどものための相談・支援の充実
 - (1) こども家庭センターによる相談支援・情報提供
 - (2) 児童虐待防止対策の充実
- 2-3. こどもの居場所づくり
 - (1) 放課後のこども居場所づくりの推進
 - (2) 放課後の居場所における人材確保（放課後児童支援員、地域人材）
 - (3) 児童館機能と整備の充実

一人ひとりを大切にする
環境づくり

3

- 3-1. 困難を抱える子に対する支援の推進
 - (1) こどもの貧困対策の推進
 - (2) ヤングケアラーの把握と支援の推進
 - (3) 不登校対策の推進
- 3-2. 特別な支援が必要なこどもに対する支援の充実
 - (1) 乳幼児期における障がいの早期発見及び早期療育の充実
 - (2) 障がいの有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくり
 - (3) 障がい児のいる家庭への支援
- 3-3. ひとり親家庭の支援の充実
 - (1) 子育て・生活支援の充実
 - (2) 就業支援の充実

ライフステージ別に見る事業の体系

妊娠前期

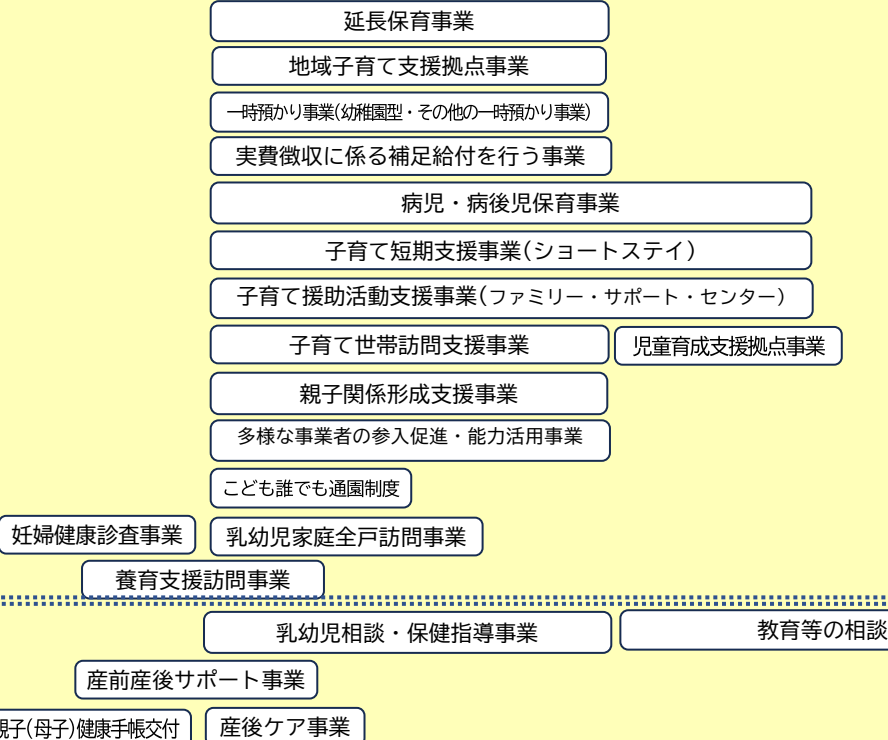
妊娠期

乳幼児期（0～5歳）

学齢期
（6～11歳）学齢期(思春期)
（12～18歳）

基本目標1 安心して子育てできる環境づくり

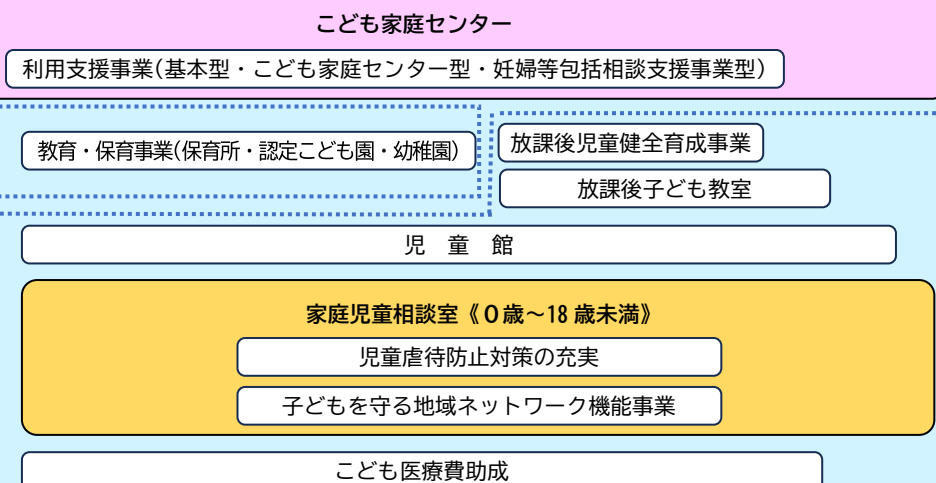
子育て支援の視点

妊娠前期からの
切れ目のない
相談支援の充実

基本目標2 一歩もがいきいきと育つ環境づくり

教育・保育の
質の向上の視点

子どもを支える視点

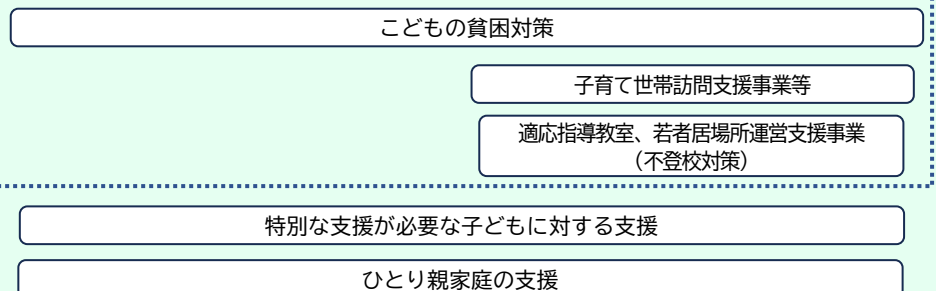


基本目標3 一人ひとりを大切に育つ環境づくり

様々な状況の子
を支援する視点

障がい児を支える視点

ひとり親家庭を支える視点



3. 教育・保育提供区域の設定

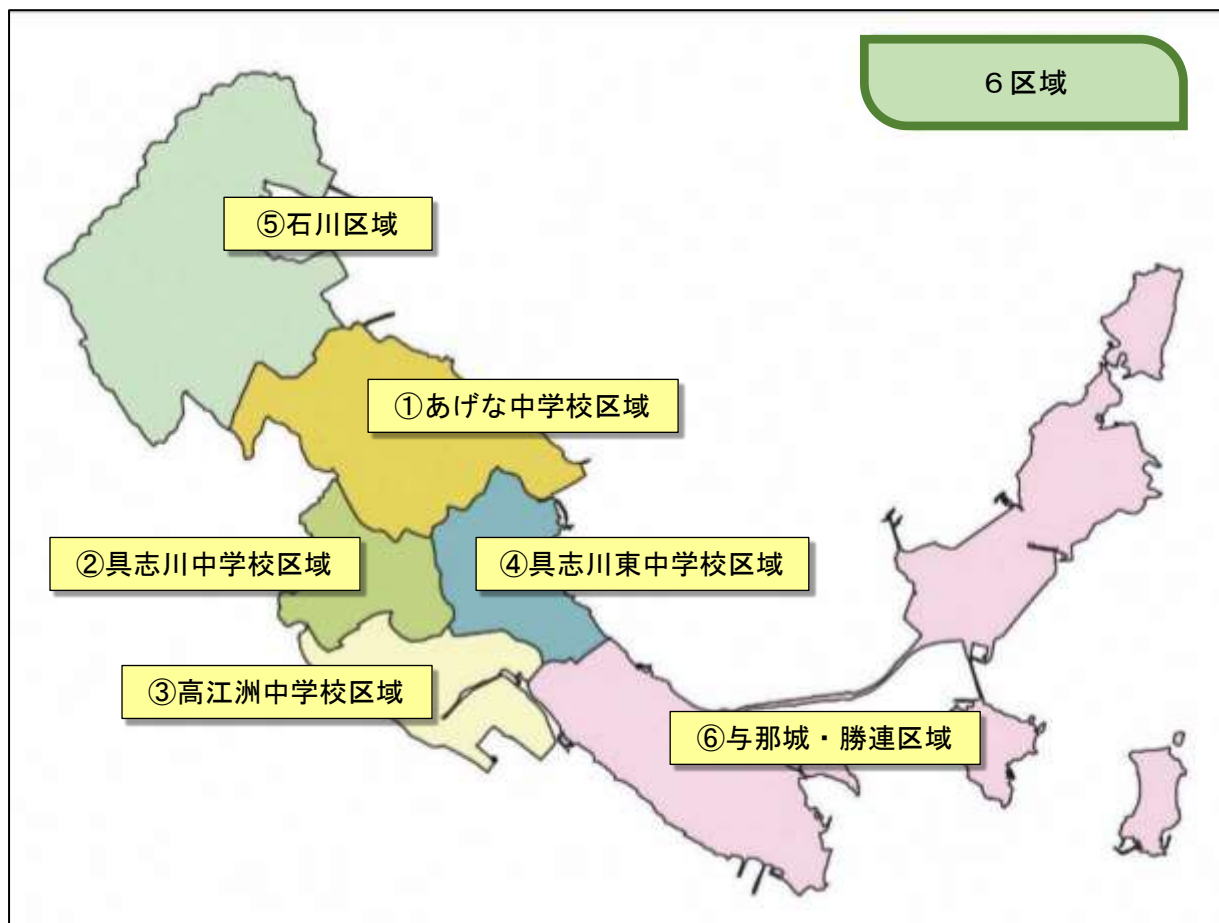
(1) 教育・保育提供区域とは

本計画では、教育・保育事業の「量の見込み※」・「確保方策」を設定する単位として、市内を分けし、区域ごとの見込みと、確保方策を示しています。

本市全体の整備量だけではなく区域別の整備量を定めることにより、地域の実情に応じ、ニーズに対して偏りなく教育・保育施設等を整備するよう図ります。

(2) うるま市における提供区域

本市の教育・保育提供区域については、こども達や子育て家庭の日常生活圏を基本として、具志川、石川、与那城・勝連区域へ分け、具志川地域は他の地域と比較して人口が過密であることから、さらに4つの中学校区域ごとに設定を行い、下図のとおり6区域に設定しています。

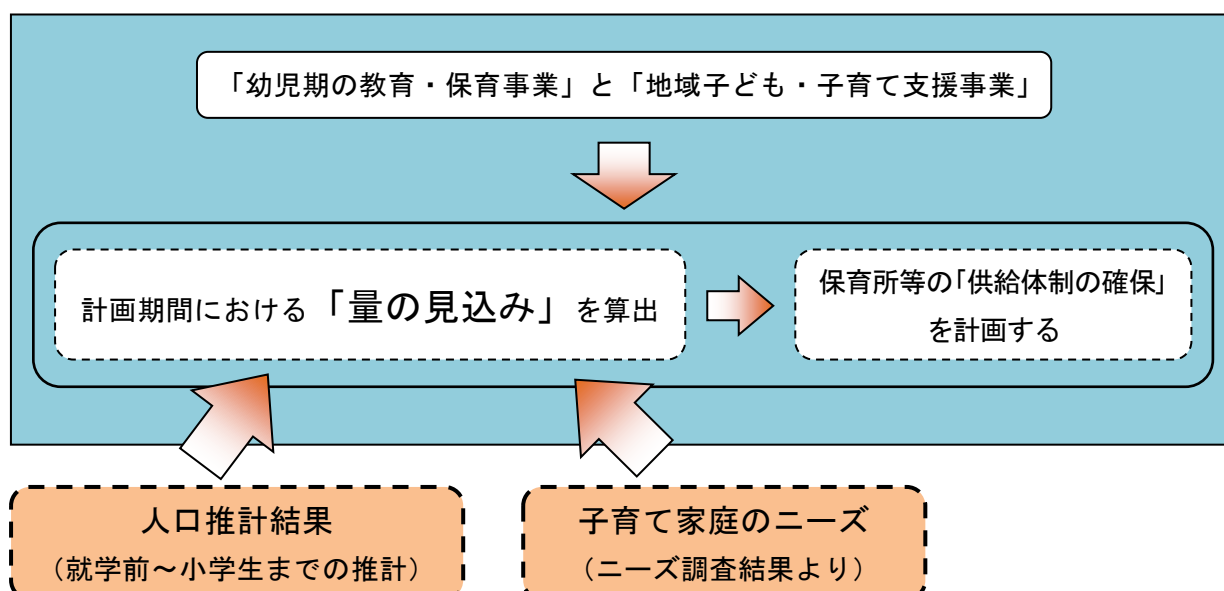


※「量の見込み」とは

○「量の見込み」＝認定こども園や保育所、延長保育や一時保育、学童クラブなどについて、将来必要となる利用人数を見込むこと。

○「子ども・子育て支援事業計画」では、計画期間における「幼児期の教育・保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」を算出し、見込みに基づいた供給体制の確保策を掲げなくてはなりません。

○「量の見込み」を算出するためには、将来のこどもの数の推計結果と、子育て家庭の教育・保育事業の利用状況や利用意向を用いて見込みを行います（国から示された計算方法を基本とする）。

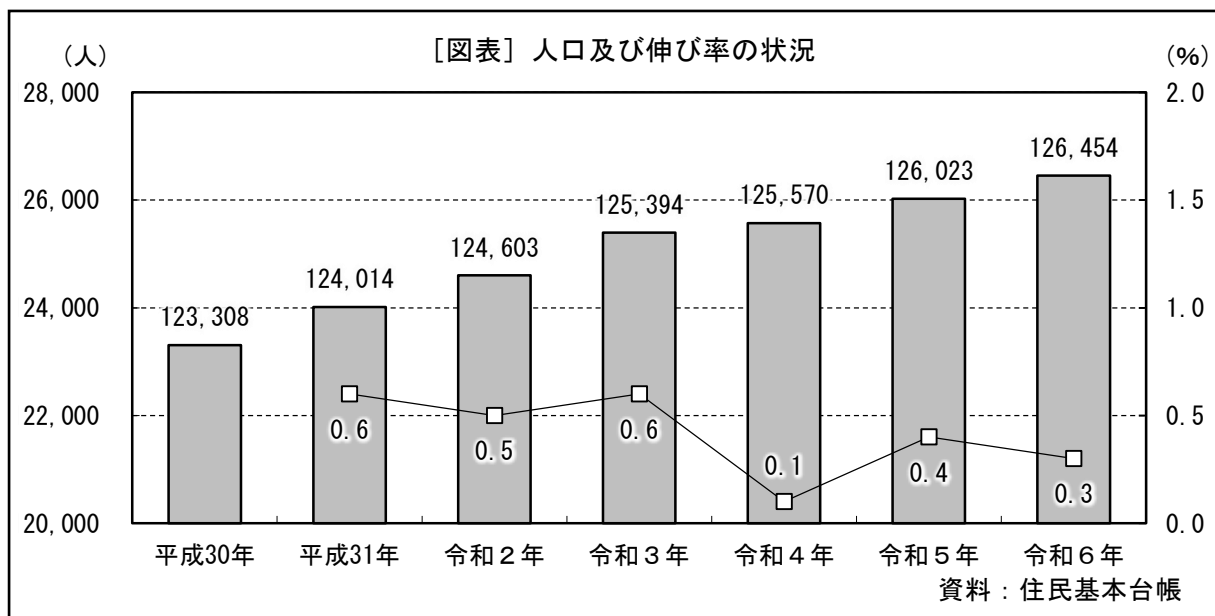


第3章 うるま市の現状と課題

1. 人口動態と世帯状況

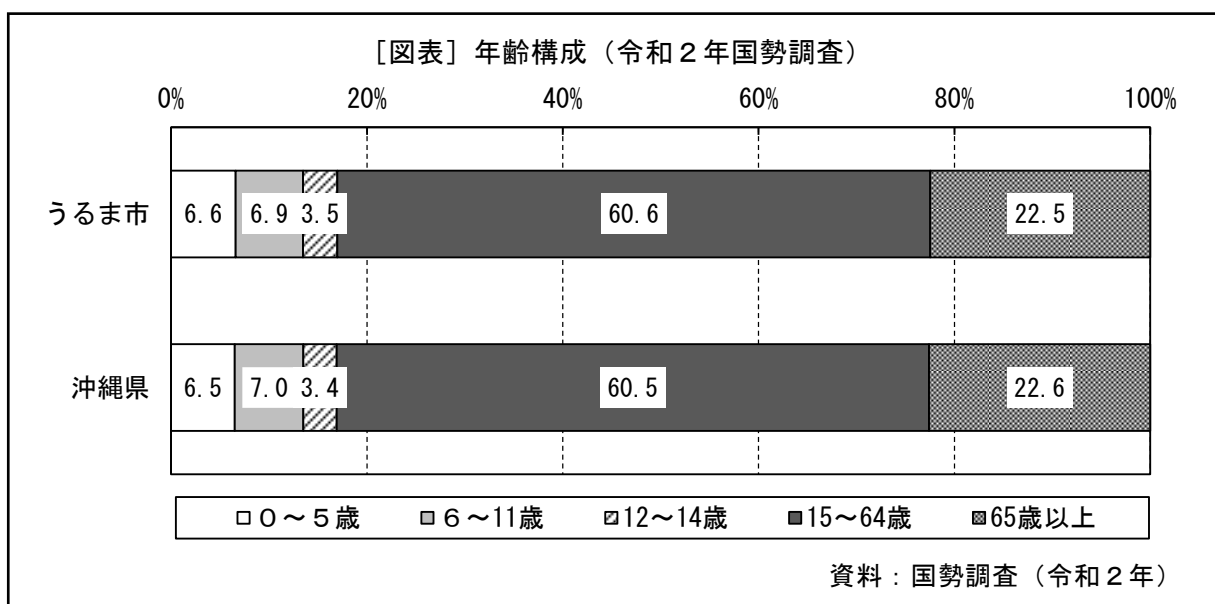
(1) 人口及び伸び率の状況

総人口は毎年増加しており、1年当たりの伸び率は0.5%前後となっています。



(2) 年齢構成

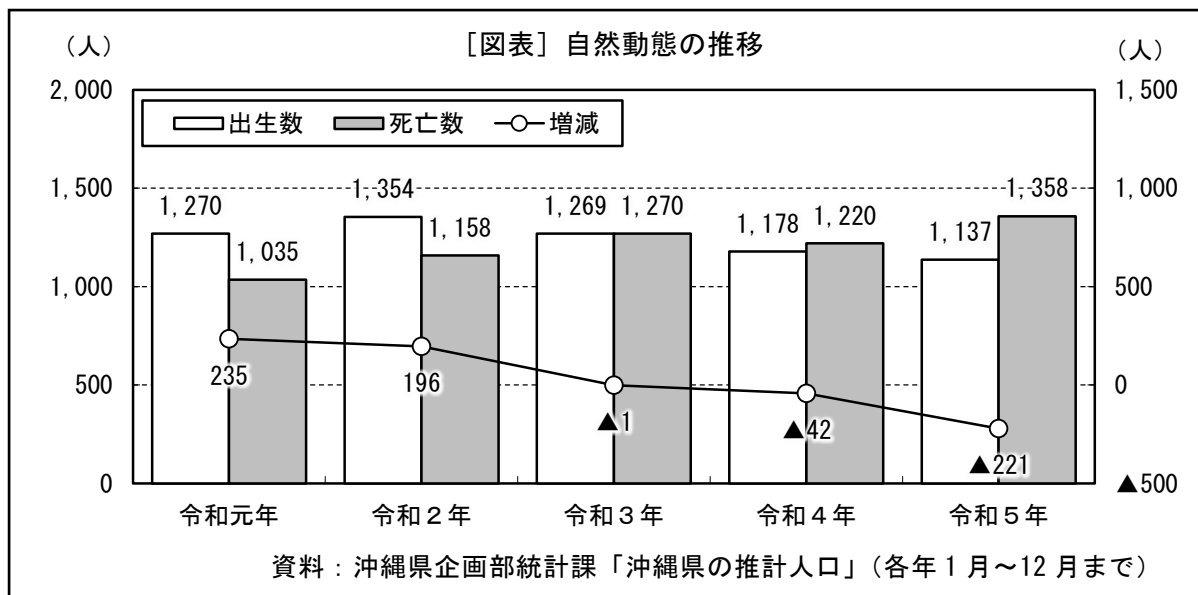
年齢構成は、令和2年国勢調査によると、就学前児童に当たる0～5歳児は6.6%、小学生に当たる6～11歳児は6.9%、中学生に当たる12～14歳は3.5%となっています。沖縄県と比べて大きな差はありません。



(3) 人口動態

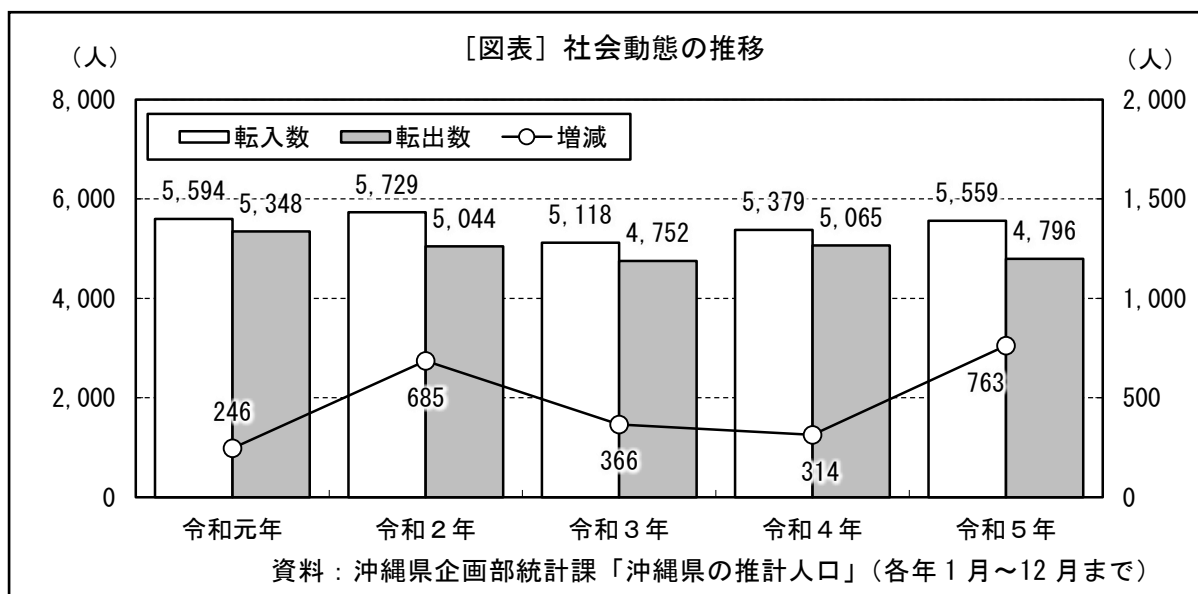
① 自然動態

令和2年までは、出生数が死亡数を上回っていますが、令和3年からは死亡数が上回っています。出生数は緩やかな減少傾向、死亡数は緩やかな増加傾向であることから、自然動態は減少傾向となっています。



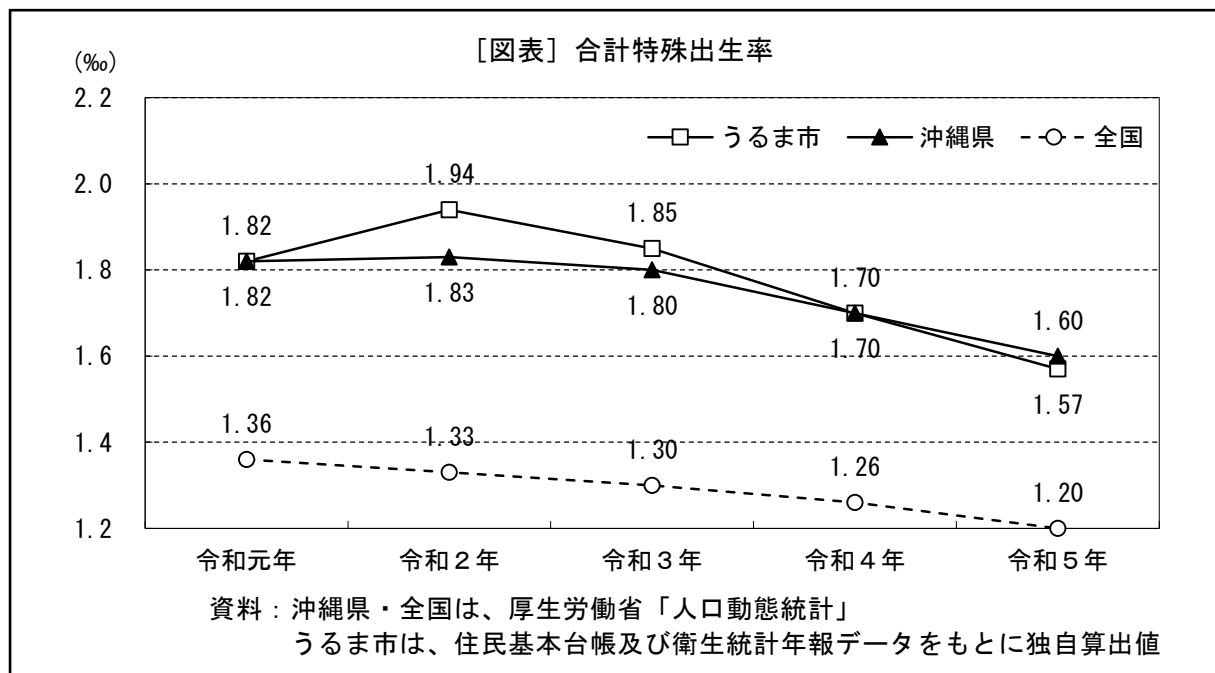
② 社会動態

転入数は令和3年で減少しますが、令和4年からは増加で推移しています。転出数は緩やかに減少していますが、転入数が転出数を上回っており、社会動態は増加傾向となっています。



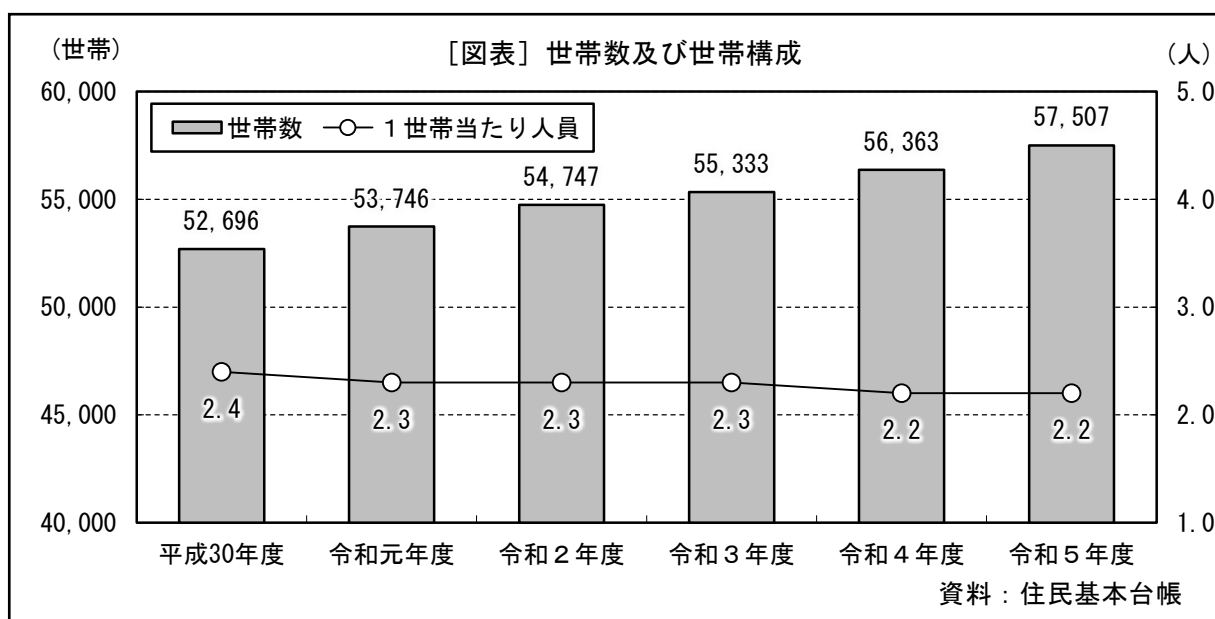
(4) 合計特殊出生率

1人の女性が生涯に生むと見込まれるこどもの数を示す「合計特殊出生率」は、本市では令和2年が1.94と高いですが、その後低くなり、令和5年では1.57となっています。沖縄県と比べて大きな差はありませんが、全国値の1.20と比べると、高く推移しています。



(5) 世帯数及び世帯構成

世帯数は、毎年増加していますが、1世帯当たりの人員は、やや減少傾向にあります。



①世帯構成の変化

世帯構成は、令和2年では、一般世帯数に占める核家族世帯が58.0%、三世帯世帯等（その他親族世帯）が8.6%、単独世帯は32.0%となっています。また、18歳未満の親族がいる世帯は18.1%、ひとり親世帯で18歳未満の親族がいる世帯は5.0%となっています。

	平成27年		令和2年		令和2年
		%		%	沖縄県(%)
一般世帯数	42,269		48,067		
親族のみの世帯	30,350	71.8	32,003	66.6	61.1
核家族世帯	25,920	61.3	27,886	58.0	55.2
夫婦のみ世帯	5,839	13.8	6,854	14.3	15.7
夫婦と子ども世帯	13,979	33.1	14,278	29.7	27.3
18歳未満の親族がいる世帯	8,372	19.8	8,711	18.1	17.7
ひとり親世帯	6,102	14.4	6,754	14.1	12.1
18歳未満の親族がいる世帯	2,065	4.9	2,410	5.0	4.2
その他親族世帯	4,430	10.5	4,117	8.6	5.9
非親族世帯(非親族を含む世帯)	599	1.4	655	1.4	1.3
単独世帯	11,241	26.6	15,398	32.0	37.4
一世帯当たり人員	2.74		2.54		2.33

資料：国勢調査 ※一世帯当たり人員は、「一般世帯人員」÷「一般世帯」で算出

※ひとり親世帯は、父(母)親の単身赴任や長期出張などによって、調査時に父(母)親と子どものみとなっている世帯も含まれています。

②ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯は平成27年が1,393世帯であり、一般世帯に占める割合は3.3%となっています。令和2年には1,679世帯へと増加し、割合も3.5%に上がっています。沖縄県と比べ、ひとり親家庭の割合は高くなっています。

	平成27年		令和2年		令和2年
		%		%	沖縄県(%)
一般世帯数	42,269		48,067		
ひとり親世帯	1,393	3.3	1,679	3.5	2.5
母子世帯	1,213	2.9	1,479	3.1	2.2
父子世帯	180	0.4	200	0.4	0.3

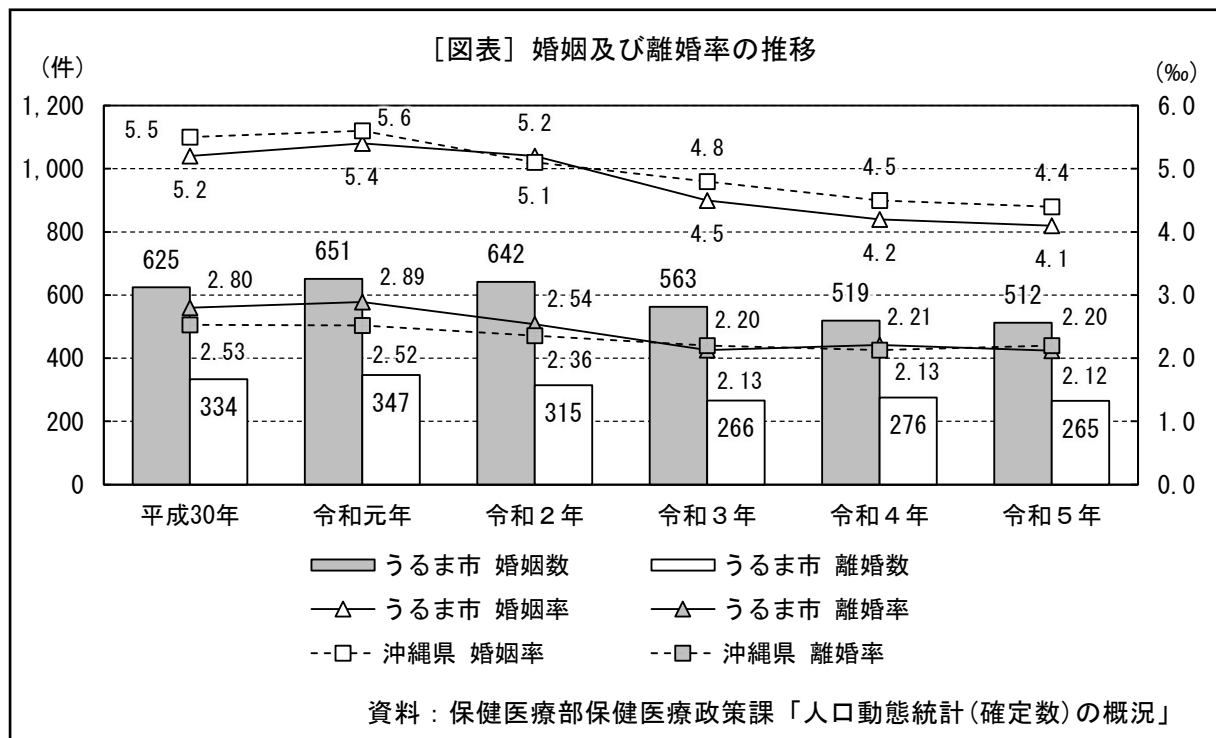
資料：国勢調査

※ひとり親世帯は、未婚、死別または離別の親と未婚の20歳未満の子どものみから成る世帯と定義しているため、20歳以上の子どもが1人でもいる世帯や父(母)親の単身赴任や長期出張などによって、調査時に父(母)親と子どものみとなっている世帯は含めていません。

(6) 婚姻及び離婚率の動向

婚姻数は、一時増加しますが、令和2年以降は減少しています。また、離婚数は減少していましたが、近年は横ばい傾向となっています。

婚姻率は、沖縄県に比べやや低く、離婚率は、沖縄県と同程度の年が多くなっています。



(7) 労働力人口及び失業率の状況

労働力人口は、令和2年で44,596人となっており、完全失業者数は2,607人、完全失業率は5.8%となっています。沖縄県の完全失業率よりやや高くなっています。

	令和2年
労働力人口	44,596
完全失業者数	2,607
完全失業率(うるま市)	5.8%
完全失業率(沖縄県)	5.5%

資料：国勢調査（令和2年）

(8) 女性の就業者の状況

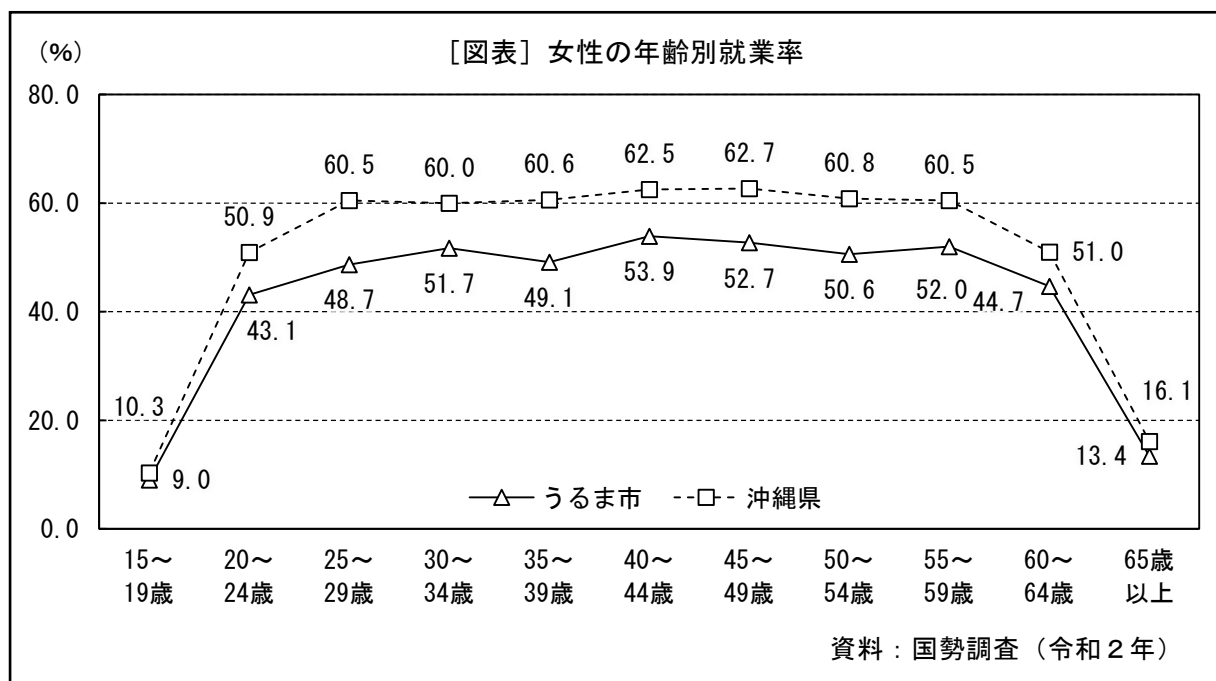
女性の就業者数を見ると、令和2年では18,927人であり、女性就業者割合は45.1%となっています。沖縄県では46.2%であり、僅かながら本市の方が低くなっています。

	令和2年
就業者数	41,989
女性就業者数	18,927
男性就業者数	23,062
女性就業者割合(うるま市)	45.1%
女性就業者割合(沖縄県)	46.2%

資料：国勢調査（令和2年）

(9) 女性の年齢別就業状況

女性の年齢別就業状況は、「25～29歳」から「55～59歳」までが概ね50%程度の実業率となっています。就業率は、全年齢層ともに沖縄県と比べると本市の方が低くなっています。



2. 児童人口の推移と推計

(1) 0～5歳児（就学前児童）

0～5歳児の就学前児童人口は、令和2年以降減少を続けています。令和4年からは100人以上減少しており、令和6年では7,741人と、前年よりも212人減となっています。

今後の推計においても、就学前児童は減少すると予測されます。第3期計画においては、令和7年が7,595人、中間年の令和9年は7,461人、第3期計画最終年の令和11年には7,433人となり、令和6年実績より308人減少すると予測されます。

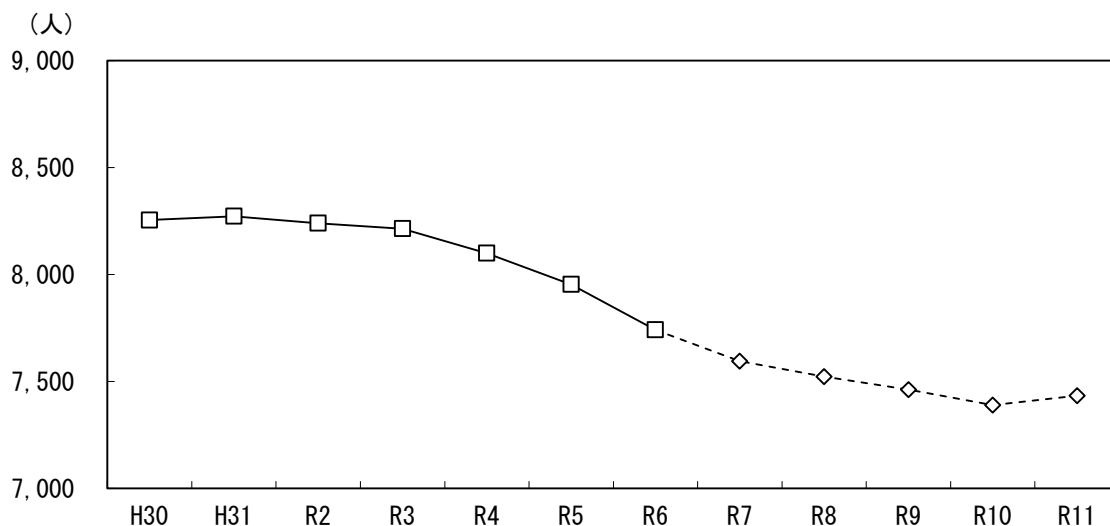
うるま市の合計特殊出生率は1.8前後で推移しています。子を産む女性の世代、市の場合は25歳～34歳の年齢層の女性人口の大きな増加が見込まれないため、出生数が増加せず、これにより将来の0～5歳児数も横ばいになると予測されます。

単位：人

実績値	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
実績人口	8,254	8,272	8,239	8,214	8,099	7,953	7,741
前年からの増加人数	—	18	△33	△25	△115	△146	△212

						R6実績からの増加分		
推計値	R7	R8	R9	R10	R11	R6→R7	R6→R9	R6→R11
0～5歳児推計値	7,595	7,522	7,461	7,389	7,433	△146	△280	△308
前年からの増加人数	△146	△73	△61	△72	44	—	—	—

0～5歳児人口



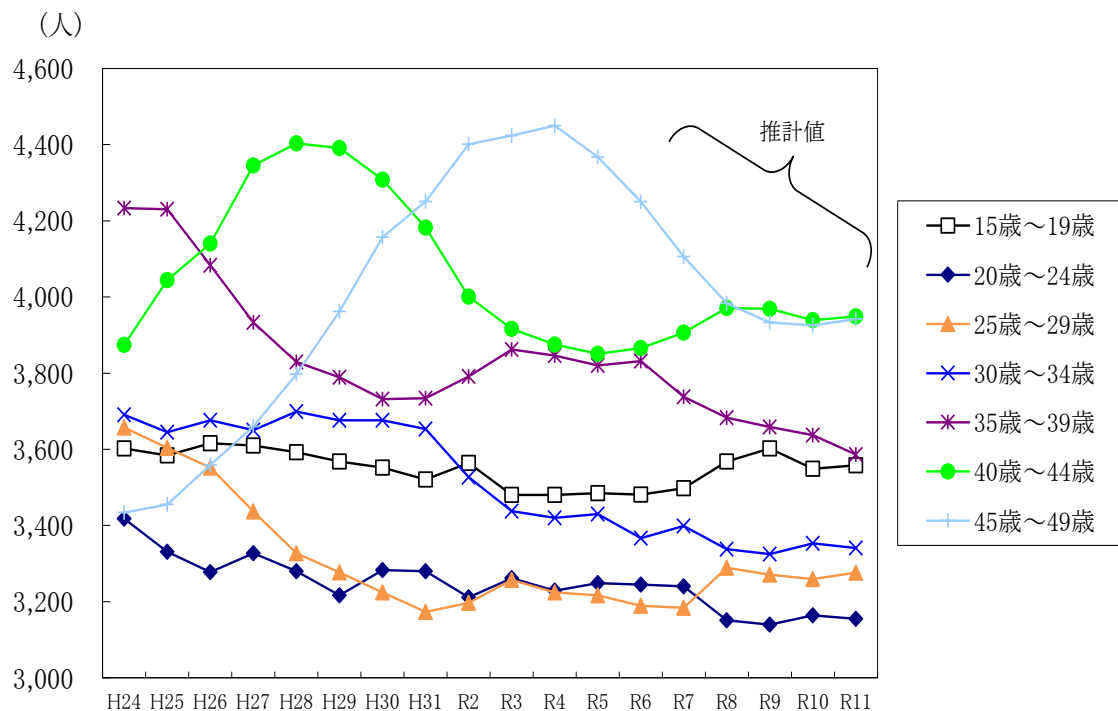
(参考) 母親の年齢階級別人口推移

単位：人

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
15歳～19歳	3,602	3,584	3,616	3,610	3,592	3,568	3,552	3,521	3,564
20歳～24歳	3,418	3,331	3,278	3,327	3,280	3,217	3,283	3,280	3,211
25歳～29歳	3,657	3,604	3,552	3,437	3,327	3,277	3,224	3,173	3,197
30歳～34歳	3,691	3,645	3,676	3,650	3,699	3,676	3,676	3,653	3,527
35歳～39歳	4,233	4,230	4,083	3,933	3,829	3,789	3,732	3,734	3,791
40歳～44歳	3,874	4,044	4,140	4,345	4,403	4,391	4,308	4,182	4,001
45歳～49歳	3,434	3,455	3,559	3,660	3,797	3,962	4,157	4,251	4,401
総計	25,909	25,893	25,904	25,962	25,927	25,880	25,932	25,794	25,692

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
15歳～19歳	3,480	3,480	3,485	3,481	3,498	3,568	3,602	3,549	3,558
20歳～24歳	3,262	3,229	3,249	3,245	3,240	3,151	3,140	3,164	3,155
25歳～29歳	3,257	3,224	3,217	3,189	3,184	3,289	3,271	3,259	3,276
30歳～34歳	3,438	3,420	3,430	3,367	3,399	3,338	3,325	3,353	3,341
35歳～39歳	3,862	3,846	3,820	3,832	3,738	3,683	3,659	3,637	3,586
40歳～44歳	3,916	3,875	3,851	3,866	3,906	3,971	3,969	3,939	3,949
45歳～49歳	4,424	4,450	4,367	4,250	4,106	3,983	3,933	3,925	3,942
総計	25,639	25,524	25,419	25,230	25,071	24,983	24,899	24,826	24,807

母親の年齢階級別人口推移（15～49歳）



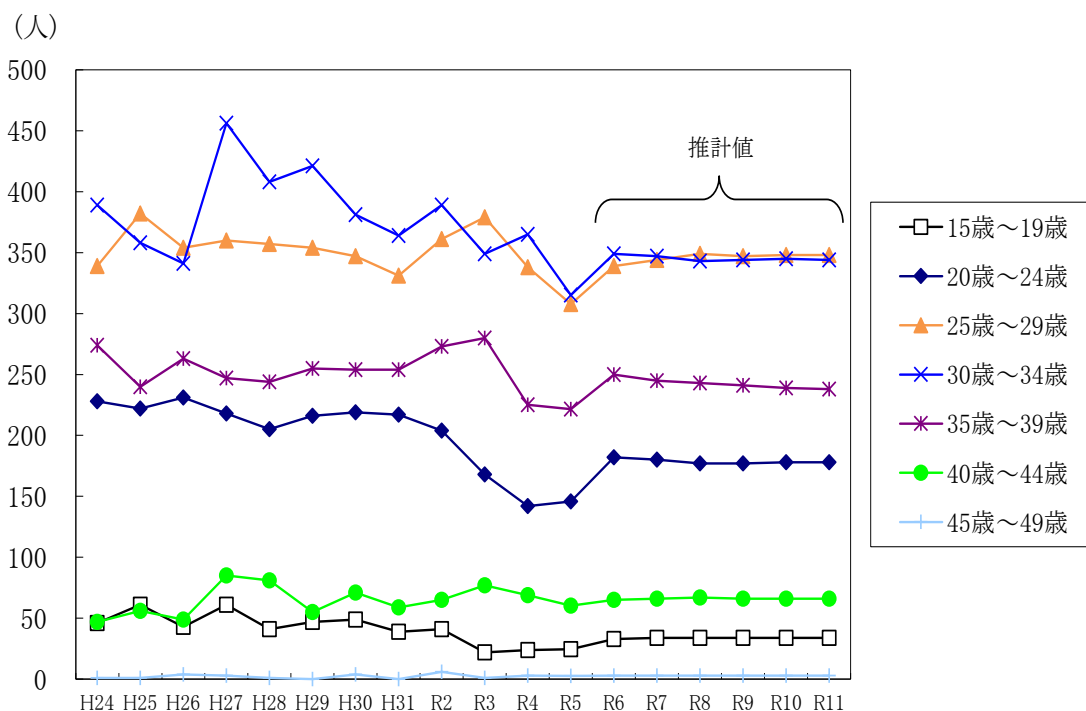
(参考) 母親の年齢階級別出生数の推移

単位：人

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R 2
15 歳～19 歳	46	61	43	61	41	47	49	39	41
20 歳～24 歳	228	222	231	218	205	216	219	217	204
25 歳～29 歳	339	382	354	360	357	354	347	331	361
30 歳～34 歳	389	358	341	456	408	421	381	364	389
35 歳～39 歳	274	240	263	247	244	255	254	254	273
40 歳～44 歳	47	56	49	85	81	55	71	59	65
45 歳～49 歳	1	1	4	3	1	0	4	0	6
総計	1,324	1,320	1,285	1,430	1,337	1,348	1,325	1,264	1,339

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
15 歳～19 歳	22	24	25	33	34	34	34	34	34
20 歳～24 歳	168	142	146	182	180	177	177	178	178
25 歳～29 歳	379	338	308	339	344	349	347	348	348
30 歳～34 歳	349	365	315	349	347	343	344	345	344
35 歳～39 歳	280	225	221	250	245	243	241	239	238
40 歳～44 歳	77	69	60	65	66	67	66	66	66
45 歳～49 歳	1	3	3	3	3	3	3	3	3
総計	1,276	1,166	1,078	1,221	1,219	1,216	1,212	1,213	1,211

母親の年齢階級別出生数の推移（15～49 歳）



(参考) 母親の年齢階級別出生率

単位：人

	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	H 31	R 2
15 歳～19 歳	0.01277	0.01702	0.01189	0.01690	0.01141	0.01317	0.01380	0.01108	0.01150
20 歳～24 歳	0.06671	0.06665	0.07047	0.06552	0.06250	0.06714	0.06671	0.06616	0.06353
25 歳～29 歳	0.09270	0.10599	0.09966	0.10474	0.10730	0.10803	0.10763	0.10432	0.11292
30 歳～34 歳	0.10539	0.09822	0.09276	0.12493	0.11030	0.11453	0.10365	0.09964	0.11029
35 歳～39 歳	0.06473	0.05674	0.06441	0.06280	0.06372	0.06730	0.06806	0.06802	0.07201
40 歳～44 歳	0.01213	0.01385	0.01184	0.01956	0.01840	0.01253	0.01648	0.01411	0.01625
45 歳～49 歳	0.00029	0.00029	0.00112	0.00082	0.00026	0.00000	0.00096	0.00000	0.00136
合計特殊出生率	1.78	1.80	1.77	1.98	1.87	1.92	1.89	1.82	1.94

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
15 歳～19 歳	0.00632	0.00690	0.00706	0.00948	0.00972	0.00953	0.00944	0.00958	0.00956
20 歳～24 歳	0.05150	0.04398	0.04488	0.05609	0.05556	0.05617	0.05637	0.05626	0.05642
25 歳～29 歳	0.11636	0.10484	0.09567	0.10630	0.10804	0.10611	0.10608	0.10678	0.10623
30 歳～34 歳	0.10151	0.10673	0.09188	0.10365	0.10209	0.10276	0.10346	0.10289	0.10296
35 歳～39 歳	0.07250	0.05850	0.05797	0.06524	0.06554	0.06598	0.06586	0.06571	0.06637
40 歳～44 歳	0.01966	0.01781	0.01568	0.01681	0.01690	0.01687	0.01663	0.01676	0.01671
45 歳～49 歳	0.00023	0.00067	0.00064	0.00071	0.00073	0.00075	0.00076	0.00076	0.00076
合計特殊出生率	1.85	1.70	1.57	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80

(2) 6～11 歳児（小学生）

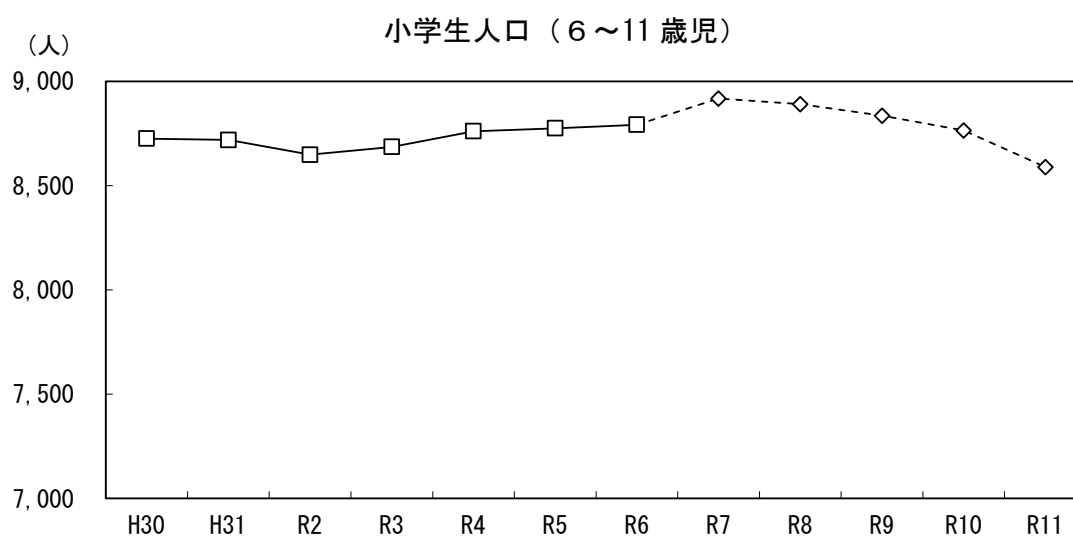
6～11 歳児の小学生児童人口は、令和2年までは減少傾向で推移していましたが、令和3年以降、増加傾向で推移しています。令和6年では8,792人と、前年よりも17人増となっています。

今後の推計においては、小学生は減少すると予測されます。第3期計画においては、令和7年が8,918人、中間年の令和9年は8,835人、第3期計画最終年の令和11年には8,589人となり、令和6年実績より203人減少すると予測されます。

単位：人

実績値	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
実績人口	8,725	8,719	8,648	8,686	8,761	8,775	8,792
前年からの増加人数	—	△6	△71	38	75	14	17

						R6実績からの増加分		
推計値	R7	R8	R9	R10	R11	R6→R7	R6→R9	R6→R11
6～11 歳児推計値	8,918	8,891	8,835	8,764	8,589	126	43	△203
前年からの増加人数	126	△27	△56	△71	△175	—	—	—



3. 子育て支援事業等の状況

(1) 幼稚園

①市立幼稚園利用園児数

市立幼稚園は、令和5年度に全園認定こども園へ移行し、それに伴い、利用者数は減少しており、令和2年度の692人が令和4年度には235人となっています。

単位：人

(1号)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児	107	108	41		
4歳児	146	139	66		
5歳児	439	384	128		
計	692	631	235		

②私立幼稚園利用園児数

私立幼稚園（市外含む）の利用者数は、50～70人で推移しています。

単位：人

(1号)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児	18	19	17	17	21
4歳児	26	22	21	25	18
5歳児	26	26	18	20	25
計	70	67	56	62	64

※子育てのための施設等利用給付認定児童数（市外未移行幼稚園も含む、各年4月1日現在）
及び具志川花園幼稚園入所児童数（令和5年度以降）

(2) 保育施設等（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所等）

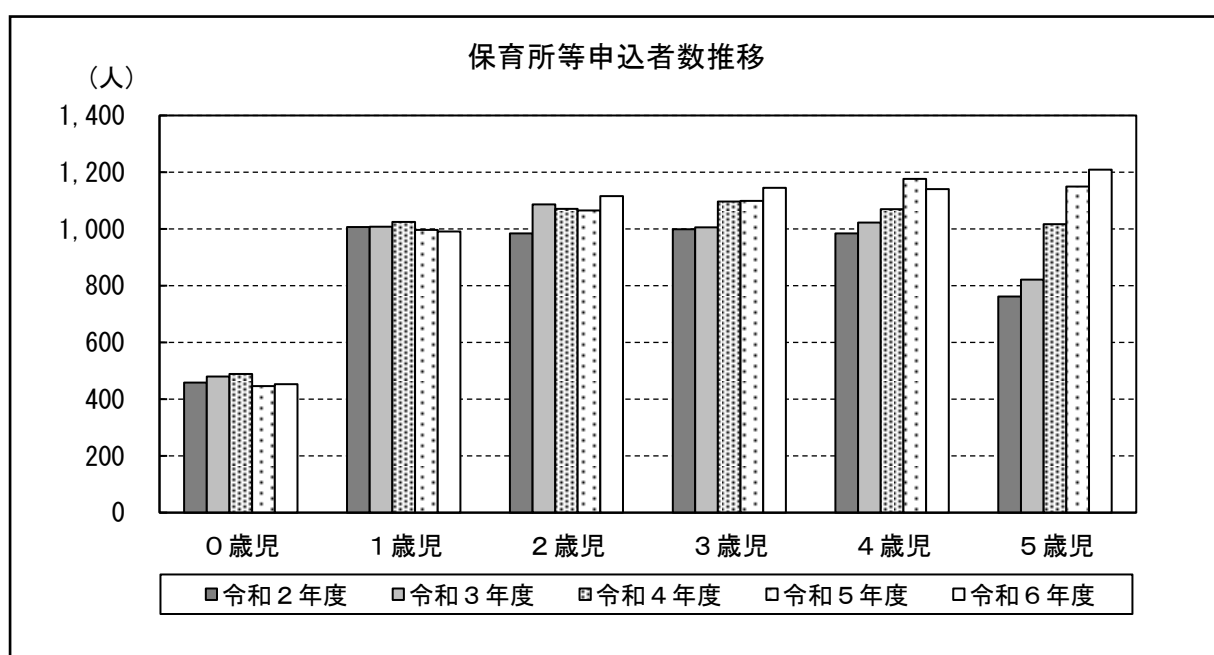
① 申込者数の推移

保育施設等の申し込み者数は、令和2年度の5,192人から令和6年度には6,053人となり、急激に増加していることがわかります。特に、5歳児が増加しております。

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号	0歳児	458	479	488	446	452
	1歳児	1,006	1,008	1,025	996	991
	2歳児	984	1,086	1,071	1,065	1,116
2号	3歳児	999	1,005	1,096	1,099	1,145
	4歳児	984	1,022	1,069	1,176	1,140
	5歳児	761	821	1,017	1,149	1,209
総数		5,192	5,421	5,766	5,931	6,053
0～2歳児(3号)		2,448	2,573	2,584	2,507	2,559
3～5歳児(2号)		2,744	2,848	3,182	3,424	3,494

各年4月1日現在



②保育施設等定員と利用児童数の推移（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所等）

保育施設等の利用児童数は、令和2年度の4,977人から令和6年度には5,839人に増加しています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員	5,878	5,810	6,403	6,630	6,578
利用児童数	4,977	5,189	5,563	5,866	5,839

各年4月1日現在

③待機児童数の推移

待機児童数は令和2年度で66人となっていますが、年々減少し令和4年度では7人、令和5年度では2人、令和6年度では0人となりました。

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号	0歳児	0	0	0	0	0
	1歳児	44	17	4	0	0
	2歳児	22	12	3	2	0
2号	3歳児	0	0	0	0	0
	4歳児	0	0	0	0	0
	5歳児	0	0	0	0	0
総数		66	29	7	2	0
0～2歳児(3号)		66	29	7	2	0
3～5歳児(2号)		0	0	0	0	0

各年4月1日現在

(3) 地域子ども・子育て支援の状況

① 延長保育事業

延長保育は市内の認可保育所及び地域型保育事業所、認定こども園で実施しています。令和3年度で実績が減少していますが、その後は増加に転じています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績数値	人	6,013	4,938	5,547	6,326	—
	箇所	34	28	28	31	—

各年度3月末集計

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブは、施設数が令和6年度は57箇所へと増加し、受け入れ児童数が増加しており、令和4年度から待機児童は0人となっています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績数値	利用者数（人）	2,349	2,560	2,699	2,734	2,713
	待機児童数	59	79	0	0	0
	施設 箇所	50	51	54	55	57
		クラス単位	70	71	75	77

各年度5月1日現在

③ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

地域子育て支援センターは、市内8箇所で実施しています。延べ利用者数は、令和5年度に大幅に増加しています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	延べ人数	10,130	9,211	9,464	17,059	—
	箇所	8	8	8	8	—

各年度3月末集計

④一時預かり事業

1) 幼稚園型

幼稚園型の一時的預かり事業（午後の預かり保育）は、令和5年度に全ての市立幼稚園が認定こども園に移行したため、預かり保育の利用者が2号認定となり、預かり保育を必要としなくなりました。令和5年度以降は、認定こども園での幼稚園型一時預かり（1号認定の利用）の利用のみとなり、実績が減少しています。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績数値	1号認定 延べ数	人日	686	3,226	750	5,147	—
	2号認定 延べ数	人日	73,297	61,577	26,881	—	—
	合計	人日	73,983	64,803	27,631	5,147	—
	実施園	箇所	15	18	9	6	4

※津堅幼稚園は児童不在のため休園しており箇所数に含めていません。

各年度3月末集計

2) その他の一時預かり事業

一時預かり事業（保育所等での一時預かり）は、令和2年度2箇所での実施から令和3年度以降は、3箇所での実施となり、利用者も増えております。

また、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の利用が、令和5年度実績で2,117人となっており、令和2年度以降では最も多いです。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績数値	一時預かり事業 (幼稚園在園児対象型を除く)	人日	568	647	941	1,456	—
		箇所	2	3	3	3	3
	ファミリー・サポート・センター (未就学児分)	人日	1,054	1,307	1,402	2,117	—

各年度3月末集計

⑤病児・病後児保育事業

令和2年度以降、3箇所を実施してきましたが、令和6年度は2カ所に減少しています。利用者数は令和4年度が126人日で最も多く、令和6年度はこれに次いで多い100人日となっています。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	年間延べ利用者数	人日	10	57	126	82	100
	実施施設数	箇所	3	3	3	3	2

各年4月1日現在

⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児の利用）

就学児に対するファミリー・サポート・センターの利用は、令和2年度の1,093人日から令和5年度の2,085人日へと増加しています。会員数も増加傾向にあります。子どもを預けたい「おねがい会員」に比べ、子どもを預かる「まかせて会員」が少なく、まかせて会員はあまり増えていない状況にあります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績数値	人日	1,093	1,265	1,864	2,085	—

各年度3月末集計

会員数の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
おねがい会員	873	1,134	1,190	1,356	1,387	—
まかせて会員	296	322	332	352	379	—
両方会員	61	64	70	73	83	—

各年3月末日現在

⑦子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は未実施となっておりましたが、令和5年度に沖縄市と案分で補助金を拠出し、児童養護施設内に子育て短期支援事業の専用施設を整備しました。令和6年5月より施設でのショートステイ利用を開始しています。5室の内、2室をうるま市で優先的に利用できるよう確保しています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	年間延べ利用人数	人日	0	0	0	—

各年度3月末集計

⑧利用者支援事業

子育て世代包括支援センター内に基本型及び母子保健型として設置し、「うるま市子育て世代包括支援センターだいすき」として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健及び育児に関する相談等に適切に対応し、切れ目のない子育て支援を実施してきました。

令和6年度からこども家庭センターに移行し、母子保健機能と児童福祉機能を一体化し、相談支援と支援へのつながを行っています。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績数値	基本型	箇所	1	1	1	1	1
	特定型	箇所					
	母子保健型	箇所	1	1	1	1	
	こども家庭センター型	箇所					1

※基本型と母子保健型をあわせて実施しています。

各年4月1日現在

※令和6年度より母子保健型からこども家庭センター型へ移行しています。

⑨乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師または保健師が訪問し、保健指導や子育て情報の提供を実施しました。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績数値	人	903	1,107	1,065	1,048	—

各年度3月末集計

⑩養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業により養育支援が必要な世帯を把握し、養育に関する指導や助言、個別指導、家事等の援助を実施しました。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績数値	人	10	17	41	26	—

各年度3月末集計

⑪子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

連携強化のための専任職員を1名配置し、要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議の会議調整や進行等コーディネートを行っています。保育施設や学校、放課後等デイサービス等を訪問しての啓発活動も実施しています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績数値	箇所	1	1	1	1	1

各年度3月末集計

⑫妊婦健康診査

妊婦健康診査は、一人当たり 14 回までの健診費用の助成を行っています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績数値	人回	—	18,062	15,157	14,269	—

各年度3月末集計

参考：1人当たりの平均受診回数

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦健康診査	回／人	—	9.3	8.4	8.5	—

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成しています。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績数値	教育	人	19	18	18	12	—
	保育	人	7	2	14	24	—

各年度3月末集計

4. ニーズ調査結果

(1) 調査の概要

① 調査の目的

令和6年度に策定する「第3期うるま市子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料とするため、就学前の教育・保育施設等の利用や小学生の放課後児童クラブなどのニーズ及び子育て家庭の実態を把握するために本調査を実施しました。

② 調査の対象者

市内に在住する就学前児童と小学生(1～6年生)の保護者を調査対象とした2種類の調査を実施した。

就学前児童保護者調査は一世帯に複数の調査票が配布されないように調整し無作為抽出、小学生保護者調査は学校・学年別の児童数を勘案しながらクラス単位で配布するように調整を行いました。

③ 調査方法

就学前児童保護者調査 …………… 郵送による発送・回収(WEB 回答を併用)

小学生保護者調査(1年～6年生) …… 学校を通じての配布・回収(WEB 回答を併用)

④ 調査期間

令和6年3月～4月(就学前、小学生ともに3月1日～4月3日)

⑤ 回収率

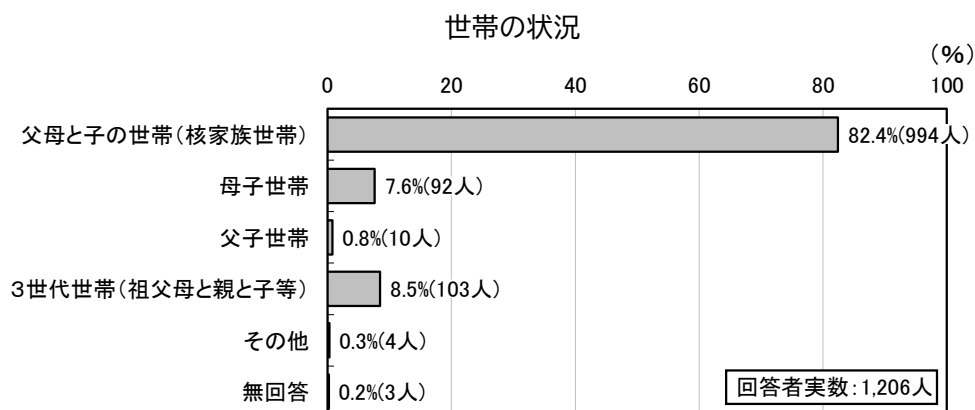
	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童保護者調査	3, 000件	1, 206件	40. 2%
内 WEB 回答	—	263件	8. 8%
小学生保護者調査	4, 200件	2, 426件	57. 8%
内 WEB 回答	—	453件	10. 8%

(2) 調査結果より

① 就学前児童保護者調査結果

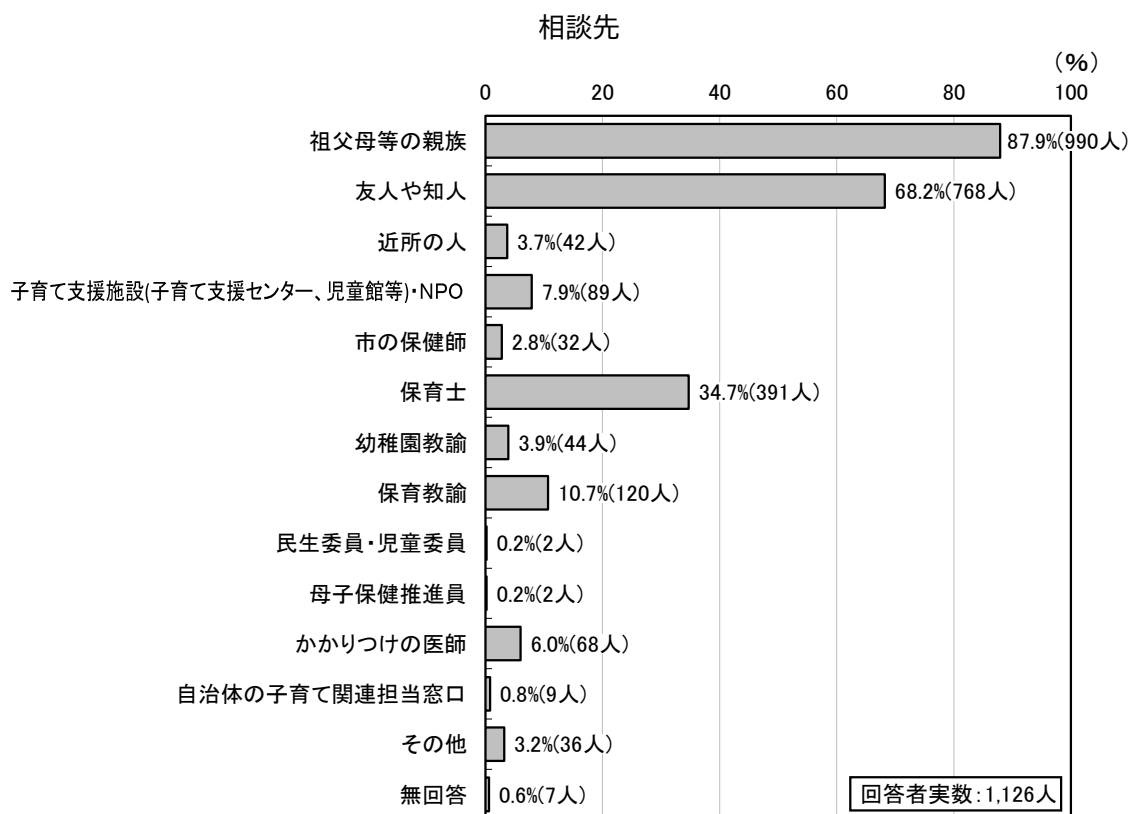
ア) 世帯の状況

「核家族世帯」が82.4%と全体の8割を超えている。「3世代世帯」は8.5%、「母子世帯」は7.6%となっている。



イ) 相談先

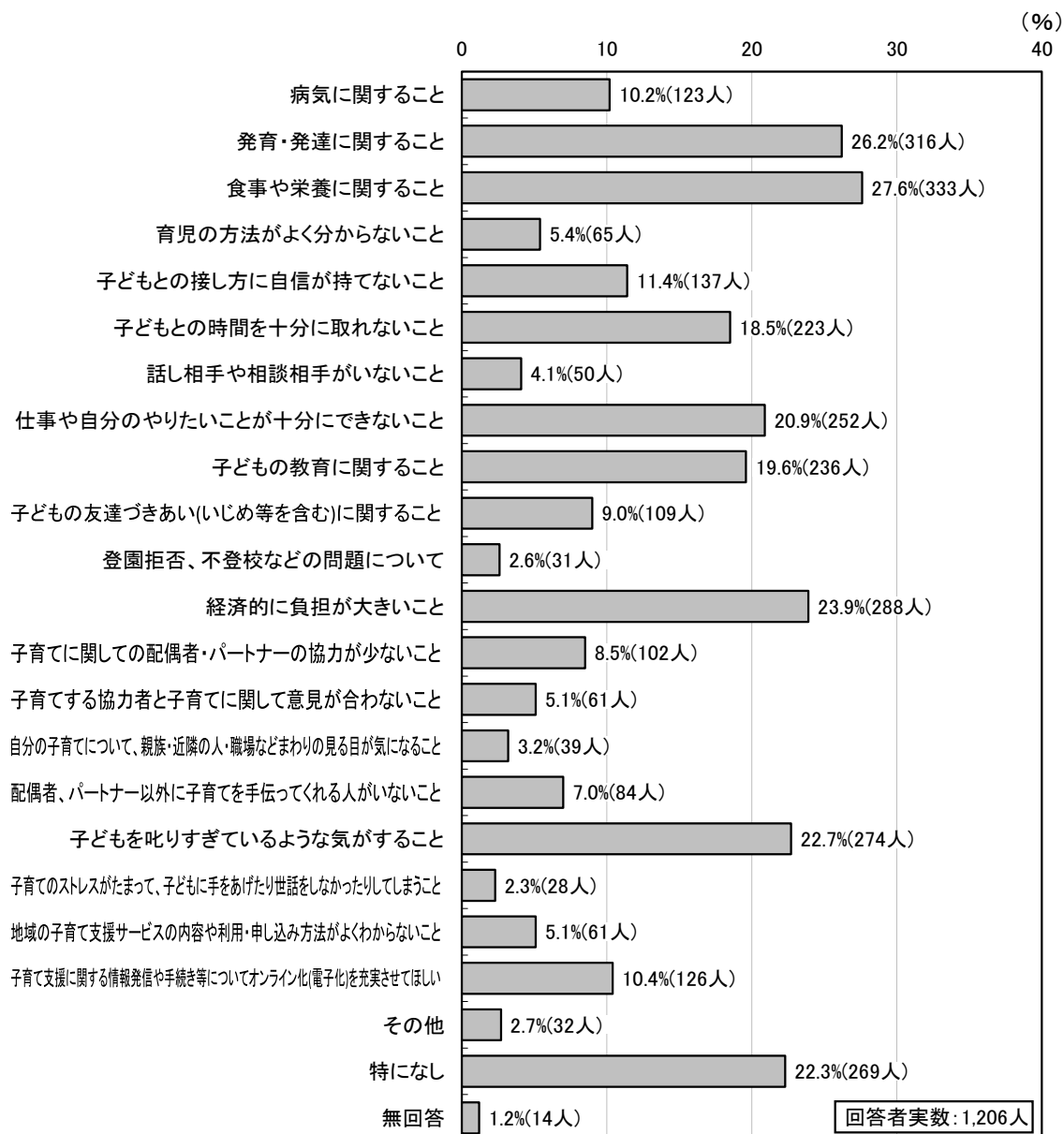
身近な人への相談がとても高い。保育士への相談も高い傾向にある。専門的な相談先の利用は低い。



ウ) 悩み事、困っていることの内容

「発育・発達」、「食事・栄養」といった、こどもの体のことについての悩み・困りごとが多い。また、「経済的負担が大きい」、「叱り過ぎてはいないかという不安」、「仕事や自分のやりたいことができない」、「子どもとの時間が取れない」、「こどもの教育」、といった悩みが多く見られる。

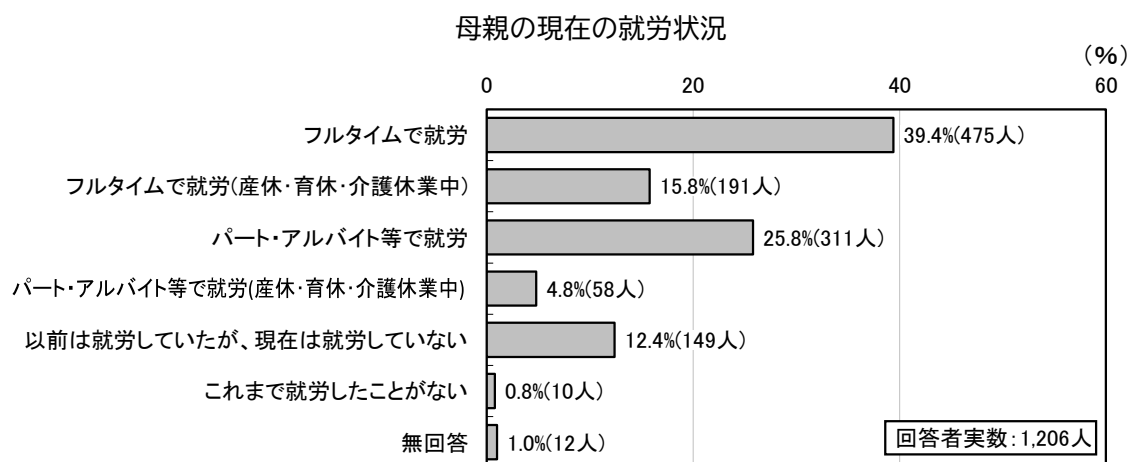
悩み事、困っていることの内容



イ) 母親の現在の就労状況

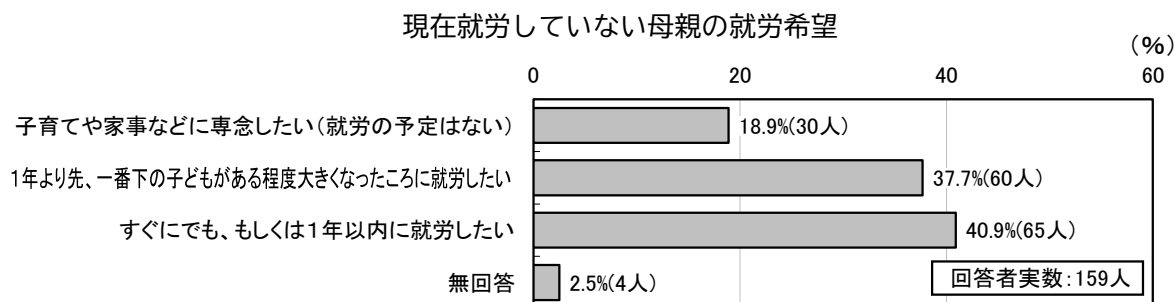
就労している母親は、就学前児童保護者で 85.8%となっている。フルタイムでの勤務は 55.2% (39.4%+15.8%)、パート・アルバイト等での勤務は 30.6% (25.8%+4.8%)である。全国的にも共働き家庭は増加傾向にあるが、本市の母親の就労率は極めて高い。なお、就労していない母親は 13.2% (12.4%+0.8%)であった。

第2期計画策定時のニーズ調査では、母親の就労率は、就学前児童保護者で 77.3%となっており、働く母親の割合が上昇している。なお、フルタイムでの勤務は 50.7% (36.3%+14.4%)、パート・アルバイト等での勤務は 26.6% (23.0%+3.6%)である。なお、就労していない母親は 22.1% (20.2%+1.9%)であった。



ロ) 現在就労していない母親の就労希望

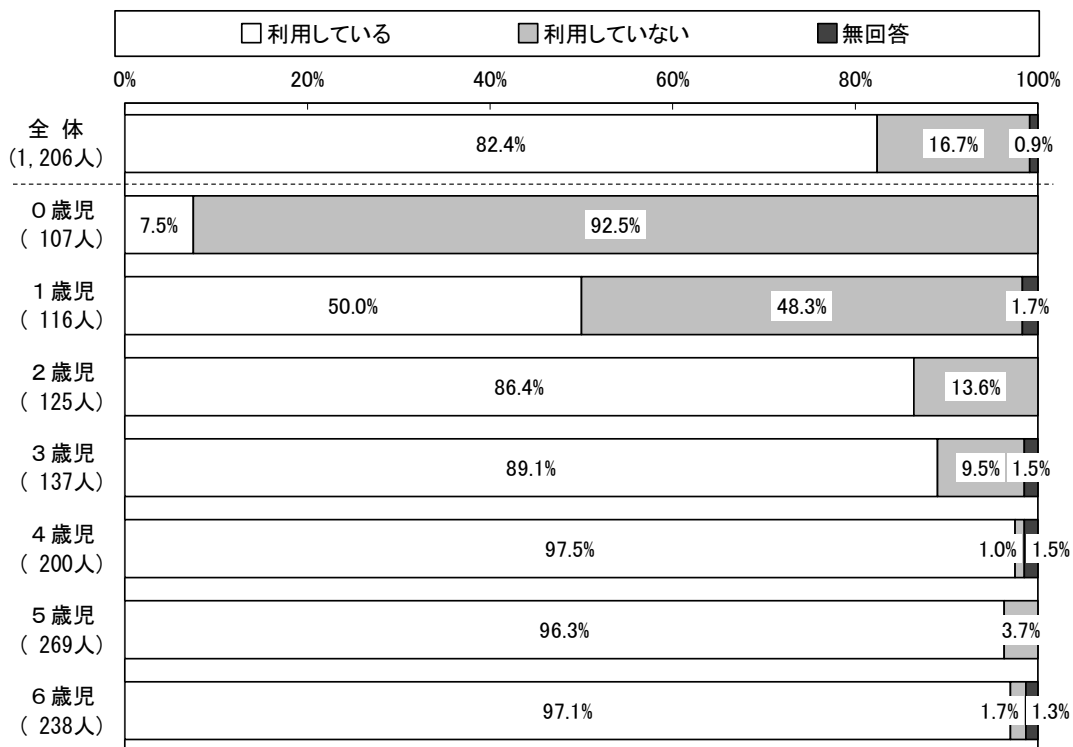
就労していない母親のうち、「すぐにでも働きたい」と考えている割合は就学前児童保護者で 40.9%となっている。「1年より先、一番下の子どもがある程度大きくなったところに就労したい」は 37.7%であり、これらを合わせると 78.6%が就労を希望している。



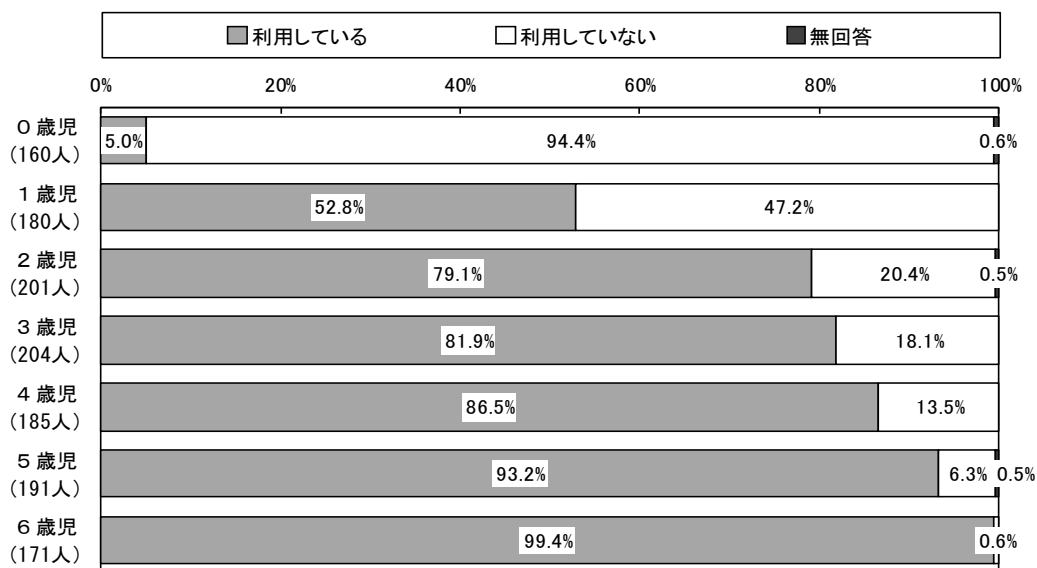
か)教育・保育のサービスの利用の有無

保育施設等の利用の有無をみると、概ね年齢別の利用率は上昇している。前回調査時は、3歳児、4歳児の利用率が9割に満たなかったが、今回調査では4歳児は9割を超え、3歳児もほぼ9割となっている。

全体・子どもの年齢別 教育・保育のサービスの利用の有無



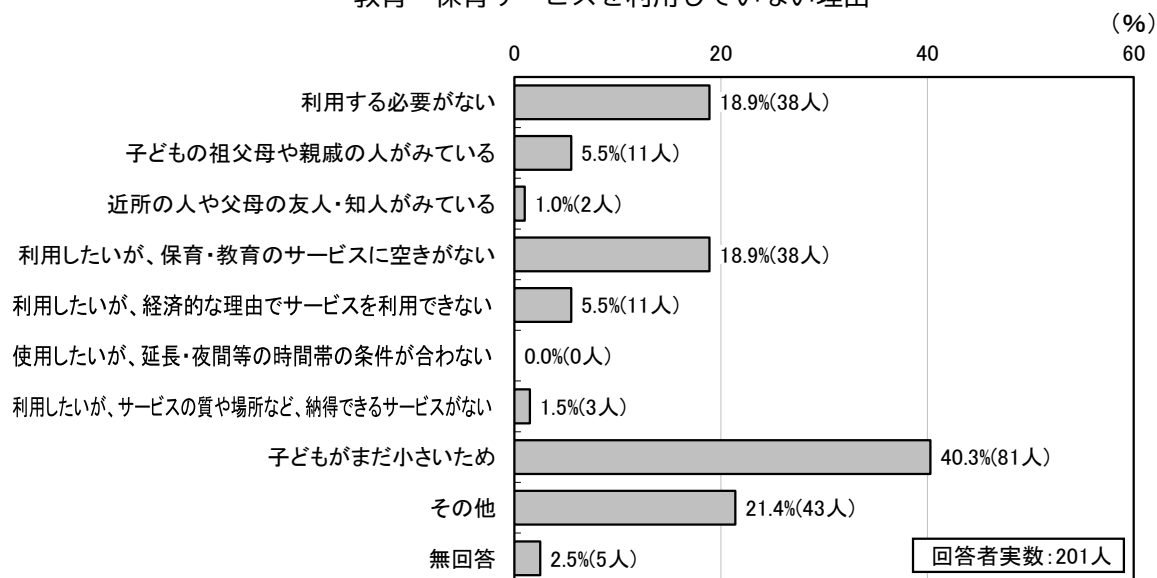
(前回)



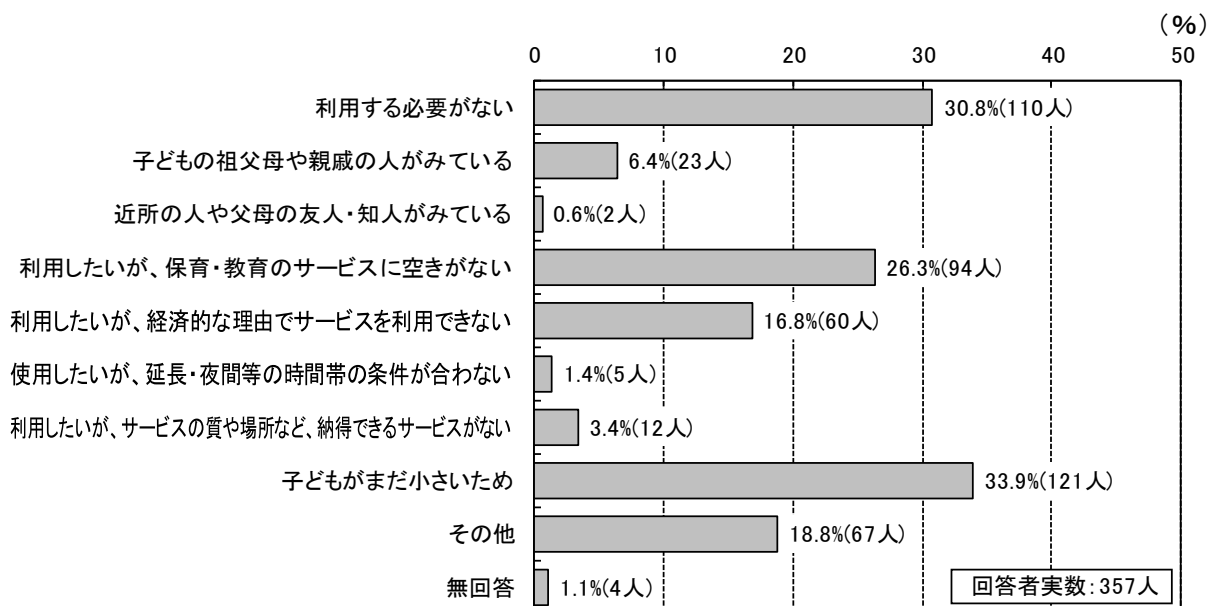
㌾) 教育・保育サービスを利用していない理由

保育施設等を利用していない理由としては、「子どもがまだ小さいため」という回答が4割で最も高いほか、「サービスに空きがない」という回答が18.9%と約2割を占めている。前回調査時の「サービスに空きがない」は26.3%であり、今回調査では減少している。しかし、空きがないという回答は2割を超えており、特に1歳児、2歳児の低年齢児で高い。1歳に到達した子の0歳児保育も含め、ニーズへの対応が必要である。

教育・保育サービスを利用していない理由



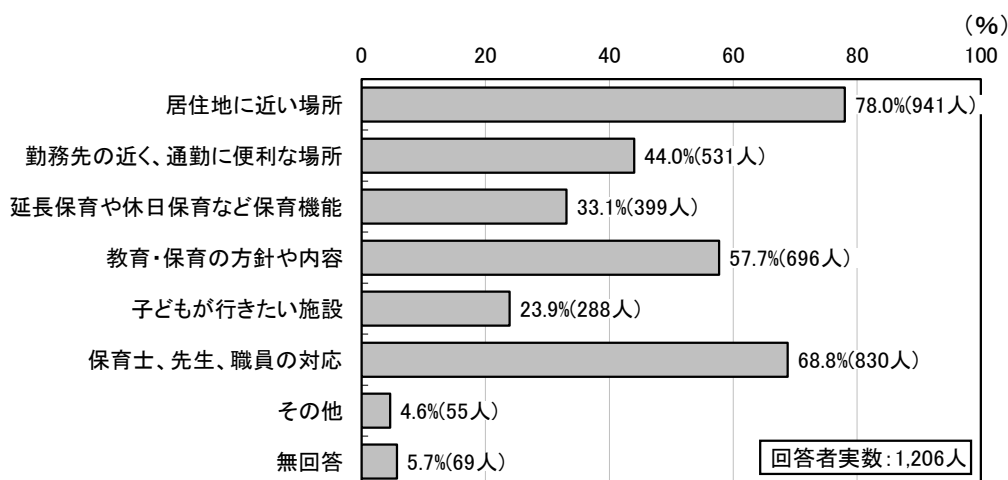
(前回)



カ) 教育・保育サービスを選ぶときに重視すること

教育・保育サービスを選ぶ際に重視することとしては、「居住地に近い場所」が約8割を占めて最も多い。そのほか、「保育士、先生、職員の対応」、「教育・保育の方針や内容」が続いており、教育・保育の質にも関心が高いことがわかる。

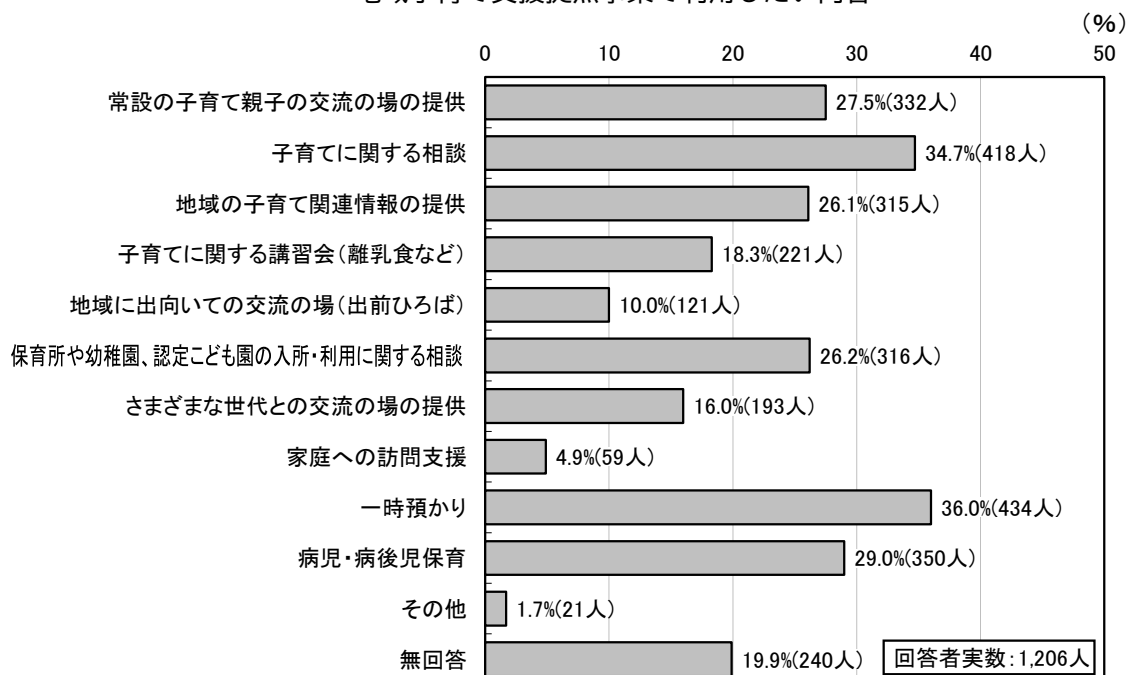
教育・保育サービスを選ぶときに重視すること



ケ) 地域子育て支援拠点事業で利用したい内容

地域子育て支援センターへの要望としては、現在実施している子育て相談や交流の場としての機能のほか、「一時預かりの実施」、「病児・病後児保育」、「保育施設等の入所・利用相談」という回答も高くなっている。

地域子育て支援拠点事業で利用したい内容

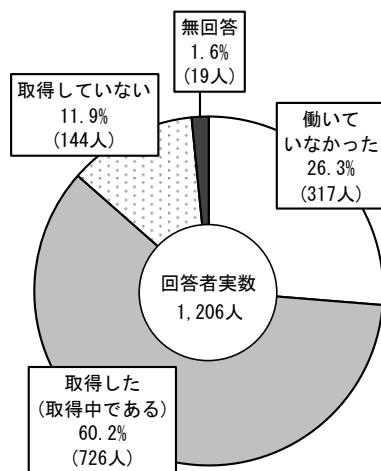


㋐ 育児休業の取得状況

育児休業の取得経験者は、母親で60.2%となっており、前回調査時の52.3%よりやや高くなっている。前回は「働いていなかった」割合が高く、働く人が増えたことにより、取得経験者が増えた要因の一つと考えられる。取得していない割合は、今回調査では11.9%、前回調査では14.7%である。

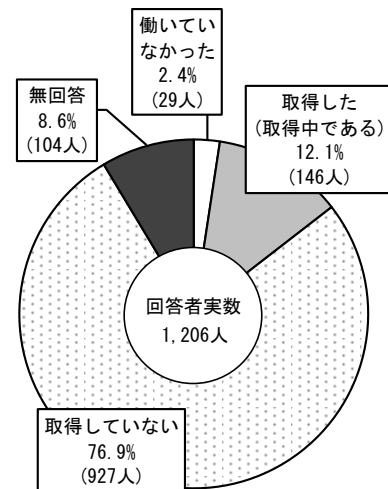
父親の育児休業取得経験者は、12.1%であり、前回調査の3.9%から上昇している。上昇はしているものの、取得率は低くとどまっている。

育児休業の取得状況（母親）

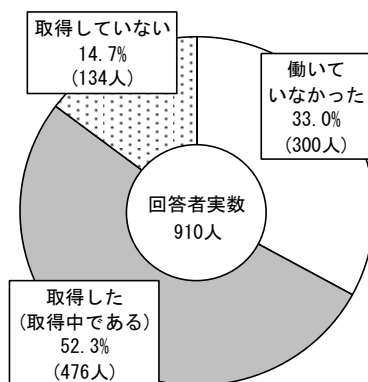


(前回)

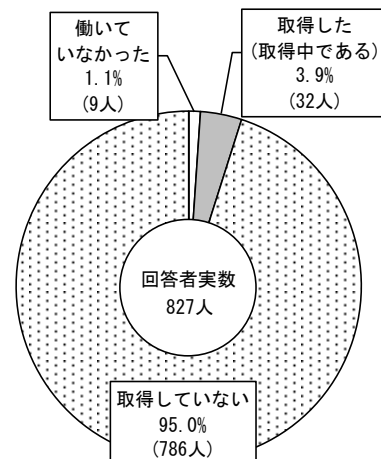
育児休業の取得状況（父親）



育児休業の取得状況（母親）



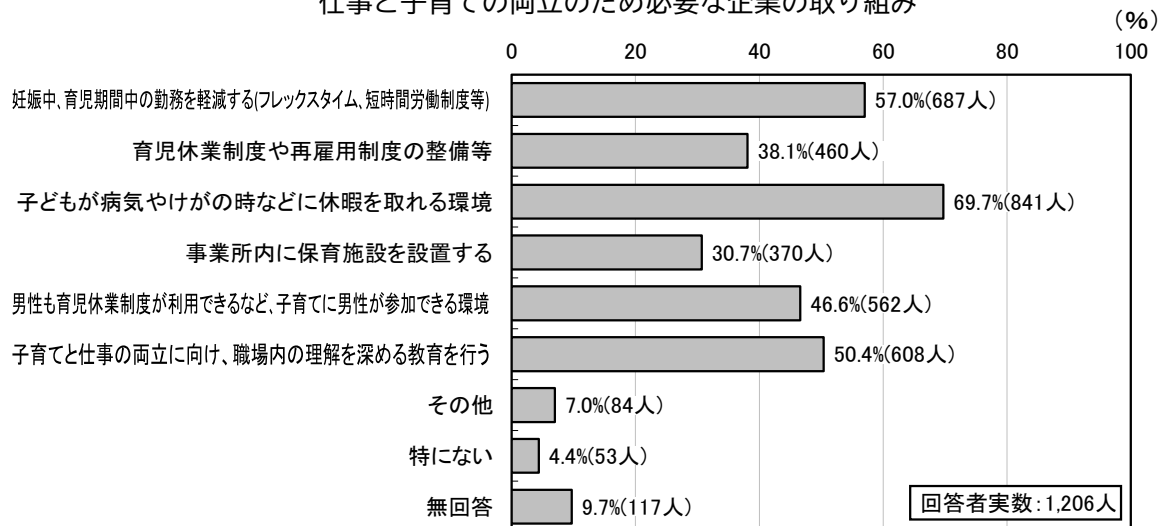
育児休業の取得状況（父親）



サ) 仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組み

仕事と子育ての両立のために必要な企業の取組としては、「子どもが病気やけがの時などに休暇をとれる環境」が最も高く、次いで「妊娠中、育児期間の勤務の軽減」となっている。その他、「子育てと仕事の両立についての職場の理解」、「男性が子育てに参加できる環境を求める声」も高くなっている。

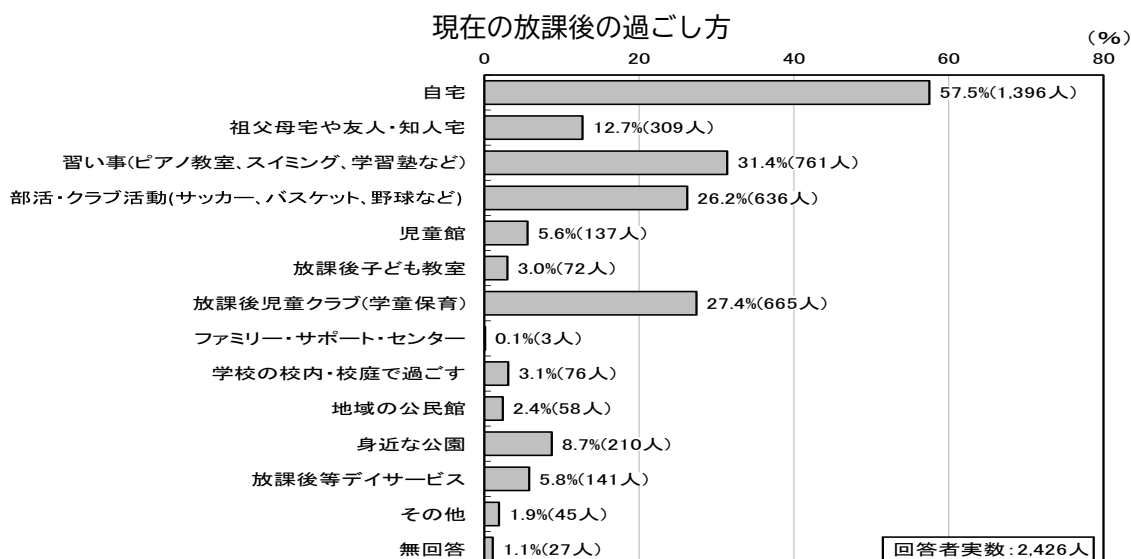
仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組み



②小学生保護者調査結果

7) 現在の放課後の過ごし方

放課後は自宅で過ごすという回答が最も高いほか、「習い事」、「放課後児童クラブ(学童クラブ)」、「部活、クラブ活動」という回答が高い。

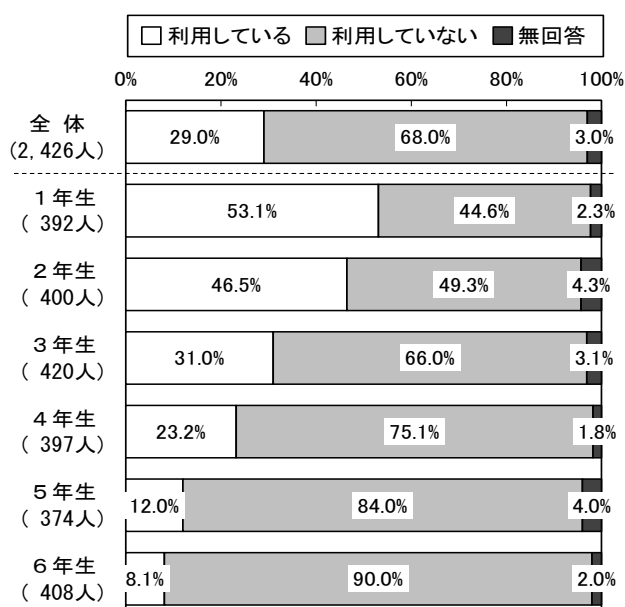


i) 放課後児童クラブ(学童保育)の現在の利用状況と利用希望

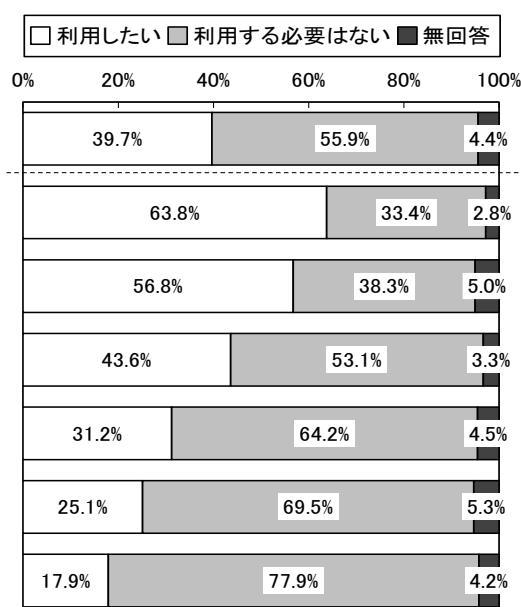
放課後児童クラブの利用は約3割、利用希望は約4割となっている。

放課後児童クラブの利用希望を学年別にみると、1年生では6割余りを占め、2年生では5割半ばを占めている。3年生以上でも利用したいという声があり、4年生で3割程度、5年生で2割半ば、6年生では1割半ばとなっている。高学年の利用ニーズに対応できる体制づくりが必要となっている。

全体・子どもの学年別 放課後児童クラブ(学童保育)の現在の利用状況



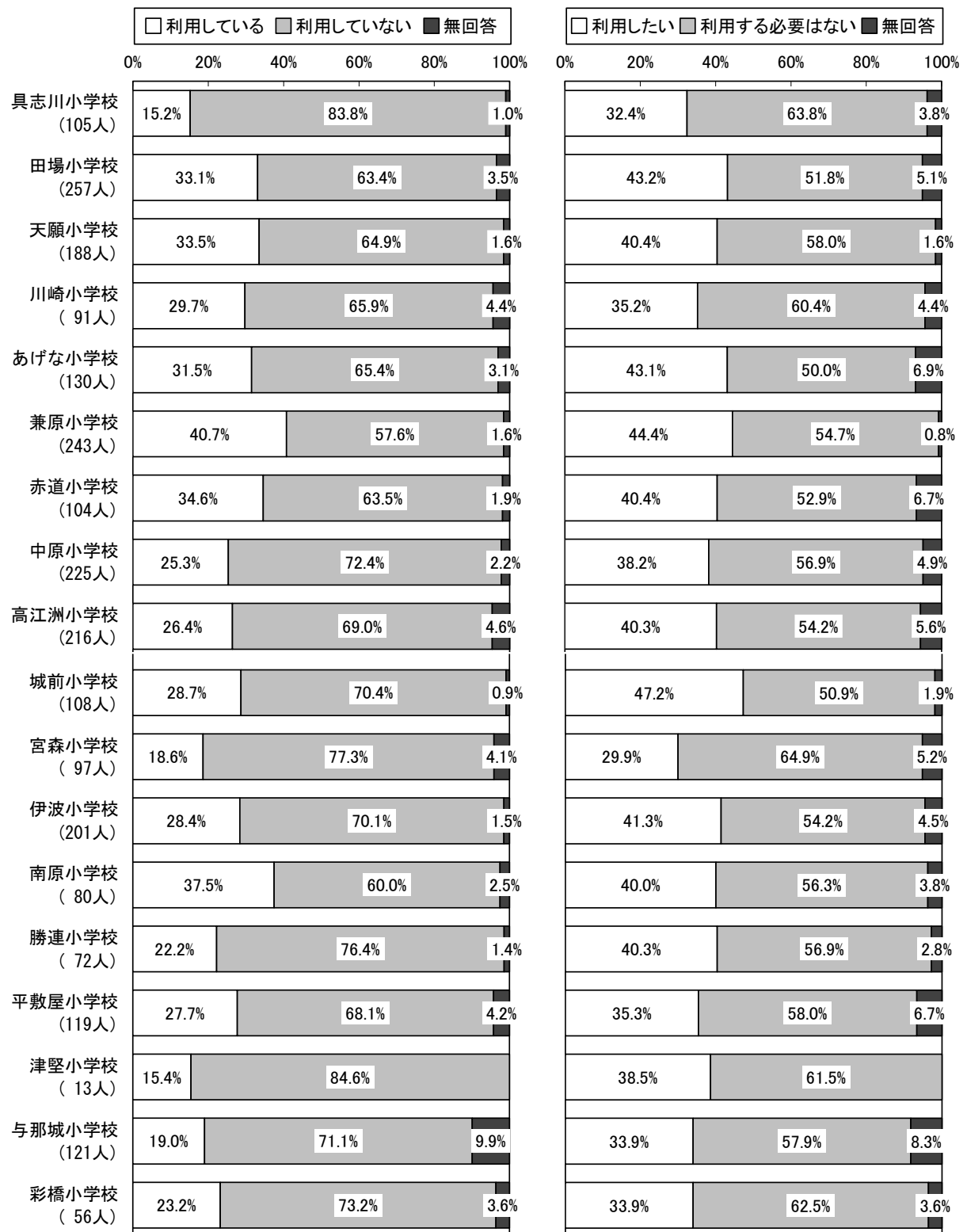
全体・子どもの学年別 放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望



小学校区別に放課後児童クラブの利用状況と利用希望をみると、利用希望では、「利用したい」は、城前小学校区が4割半ばで最も高いほか、現在の利用割合からの上昇幅も高い。そのほか、兼原小学校区、田場小学校区、あげな小学校区でも4割半ばの希望率であり、他地区より高い。

小学校区別 放課後児童クラブ
(学童保育)の現在の利用状況

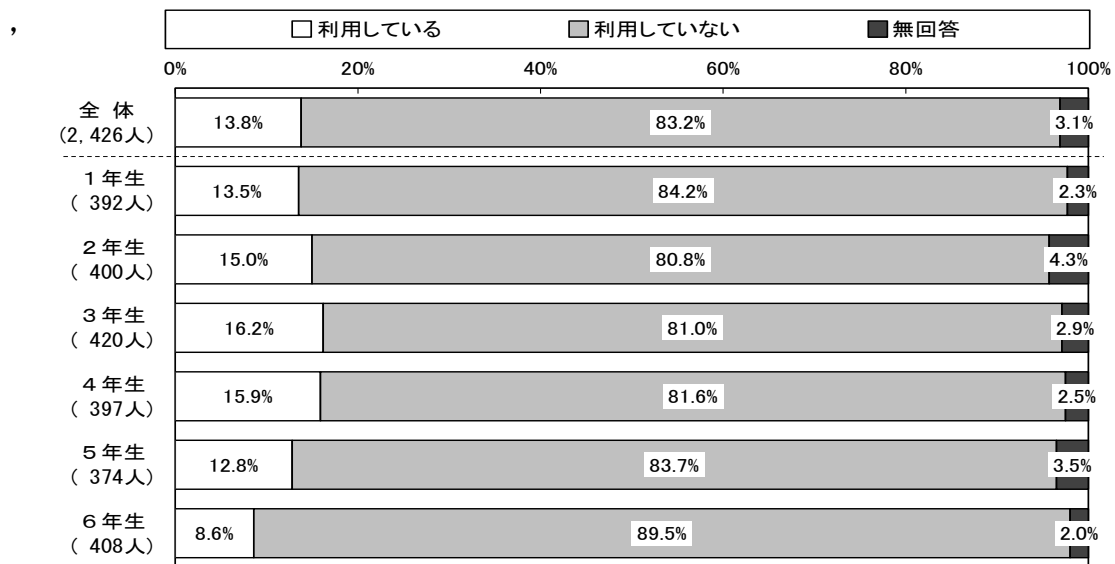
小学校区別 放課後児童クラブ
(学童保育)の利用希望



ウ) 児童館の利用状況

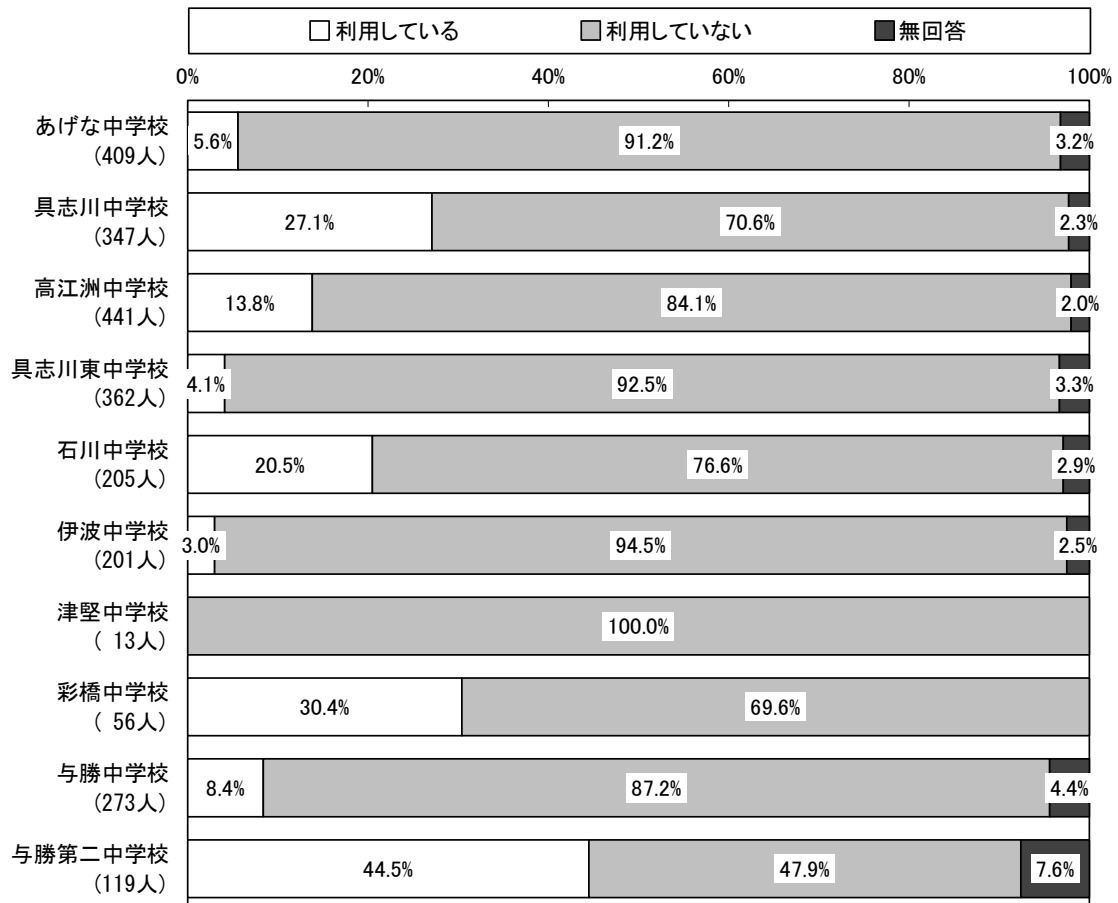
児童館の利用は13.8%であり、3, 4年生の利用がほかの学年よりやや高く15%を超えている。

全体・子どもの学年別 児童館の利用状況



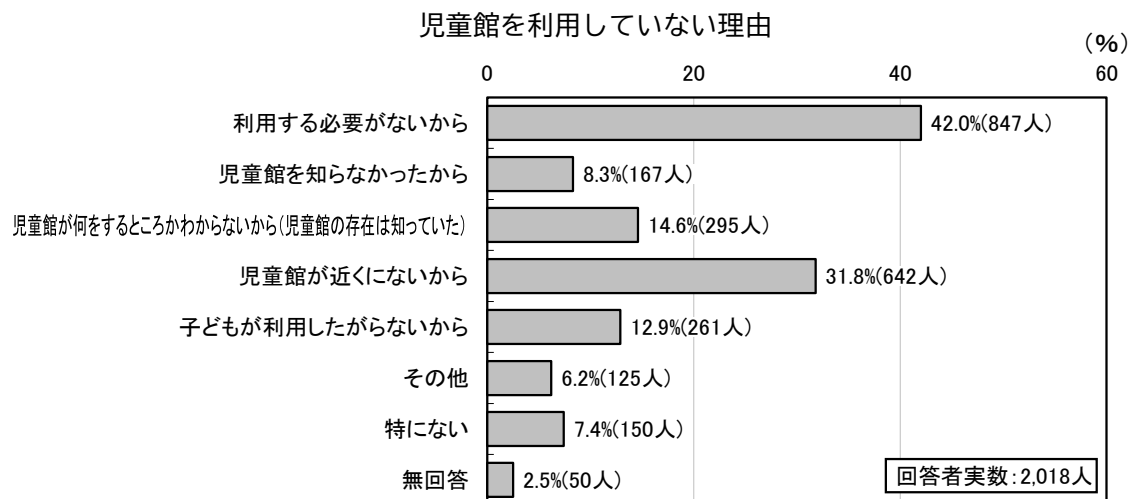
中学校区別にみると、「利用している」は、中学校区により大きな差が見られる。利用割合が高いのは与勝第二中学校区(44.5%)と彩橋中学校区(30.4%)であり、これに次いで具志川中学校区(27.1%)、石川中学校区(20.5%)となっている。

中学校区別 児童館の利用状況



エ) 児童館を利用していない理由

児童館を利用していない理由では、「利用する必要があるから」が4割を占めるほか、「児童館が近くにないから」が約3割で高い。



③自由回答のまとめ

7) 就学前児童保護者調査結果より

自由回答への記入から、全体的な傾向をまとめた。

No.	意見 記述カテゴリ	707 件	No.	意見 記述カテゴリ	
1	経済的負担の軽減	95 件	23	公的施設	7 件
2	遊び場	82 件	24	イベント	7 件
3	保育サービスの利用	57 件	25	食育	5 件
4	仕事と子育ての両立	41 件	26	男性の育児参加	5 件
5	子育て支援	33 件	27	地域	5 件
6	母子保健	30 件	28	交流機会	5 件
7	人材の確保	25 件	29	習い事	5 件
8	土曜保育	25 件	30	延長保育	4 件
9	情報提供	22 件	31	日曜保育	4 件
10	病児保育	20 件	32	教育・保育施設等の指導等	3 件
11	教育・保育の質	17 件	33	家事サポート	3 件
12	発達支援・障がい児	17 件	34	体験機会	3 件
13	学童クラブ	16 件	35	幼稚園について	2 件
14	ひとり親支援	12 件	36	教育・保育施設	2 件
15	一時預かり	11 件	37	居場所	2 件
16	相談支援	11 件	38	親の育成	1 件
17	アンケート	11 件	39	不登校	1 件
18	道路・交通	11 件	40	講座等	1 件
19	待機児童対策	10 件	41	児童虐待	1 件
20	医療機関	10 件	42	孤立感・不安	1 件
21	児童館	9 件	43	その他	67 件
22	手続き	8 件			

主な記述内容（就学前児童保護者）

★経済的負担の軽減

非課税世帯以外への支援。0歳児から2歳児の保育料が高い。多子世帯への経済的支援。産休・育休中の経済的負担が大きい。給食費の無償化。兄弟児が小学校に入ると、3人目でも保育料がかかる。現物給付などの支援（おむつ、ミルクなど）。学校にかかる費用軽減。 など

★遊び場

公園が古い。遊具の修繕が必要。公園の新設。公園の駐車場が狭い。雨天時に遊べる場所。暑いので屋内の遊び場。安全に遊べる公園。遊具の充実。幼児向けの遊具の充実。 など

★保育サービスの利用

兄弟児は同じ園にしてほしい。育休中に兄弟児が保育短時間になることへの不満。育休明けなど年度途中での入所が困難。親の就労に関係なく保育所を利用できるようにしてほしい。1号認定が夏休み等に家庭保育になることへの不満。希望するタイミングで希望する園に入りたい。 など

★仕事と子育ての両立

仕事と子育てについて職場の理解向上。こどもが病気の時に休みやすくしてほしい。家事・育児で母親の方が負担大きい。男性が育児休業を取得しやすく。看護休暇などの充実。 など

★子育て支援

地域子育て支援センターの充実（休日の開所。商業施設内に欲しい。情報発信充実など）。ファミリーサポートセンターの充実。一時預かりの充実。親の息抜きの機会が必要。おむつ・ミルクなどの支援。小学生のいる家庭にも子育て支援。 など

★母子保健

産後ケアの充実（だれでも利用できるように。産後ケアの回数増加。産後ケアは良かった。ケア施設の充実。）。健診の時間帯への不満。2歳や3歳になっても訪問してほしい。 など

★人材の確保

保育士の確保が必要。保育士の待遇をよくする。保育士の負担を減らす。質の高い研修を実施してほしい。保育士養成のサポート。 など

★土曜保育

土曜日預けにくい雰囲気がある。土曜日預けるのに引け目を感じてしまう。理由などを提出させる。土曜日保育の実施について園によって対応が違う。平日出来ない家事・リフレッシュなどの理由では預けられない。 など

★情報提供

ホームページの情報が見にくい。もっとSNS等を使って発信してほしい。保育所入所については資料だけでは難しいので説明会が必要。こどもの健康応援Bookはよかった。保育所の毎日の様子がアプリなどで見れるようになってほしい。住んでる地区別で利用できるサービスを通知してほしい。 など

★病児保育

病児保育の枠が少ない。利用を何度も断られて利用しにくい。病児保育と病後児保育の違いがわかるように。料金が低い。 など

イ) 小学生保護者調査結果より

自由回答への記入から、全体的な傾向をまとめた。

No.	意見 記述カテゴリ	877 件	No.	意見 記述カテゴリ	
1	経済的負担の軽減	173 件	23	困っているこどもの支援	9 件
2	児童館	76 件	24	交流機会	8 件
3	遊び場	74 件	25	放課後こども教室	8 件
4	学童クラブの利用	53 件	26	仕事と子育ての両立	8 件
5	居場所	44 件	27	一時預かり	6 件
6	学童クラブの利用料	30 件	28	医療機関	5 件
7	学校	27 件	29	人材の確保	5 件
8	道路・交通	27 件	30	図書館	5 件
9	教育	23 件	31	不登校	4 件
10	発達支援・障がい児	22 件	32	孤立感	4 件
11	習い事・部活	20 件	33	学校・先生の対応	4 件
12	情報提供	19 件	34	教育・保育施設について	3 件
13	学校施設	17 件	35	親のサポート	3 件
14	保育サービス	17 件	36	手続き	2 件
15	相談支援	15 件	37	母子保健	2 件
16	アンケート	12 件	38	学童施設	2 件
17	学童クラブの内容	12 件	39	家事ヘルパー	2 件
18	防犯・防災	11 件	40	給食	2 件
19	体験機会	11 件	41	ファミサポ	1 件
20	地域	10 件	42	父親の育児参加	1 件
21	ひとり親支援	10 件	43	その他	81 件
22	学習の場	9 件			

主な記述内容（小学生保護者）

★経済的負担の軽減

非課税世帯以外への支援も必要。非課税ギリギリなので支援を受けられない。就学援助の収入制限枠を広げてほしい。多子世帯への支援充実。給食費の無償化。学校でかかる費用が多い（教材費など全て公費にしてほしい。急に求められることへの不満。）。働いてもこどもの費用にかかり生活は厳しい。学用品に係る費用が多い。経済的に塾や習い事などに通わせられない（通ったのにやめさせなければならない）。ランドセルや制服は不要。式服・習字セット・裁縫セットなど日常的に使用しない物の購入はやめてほしい（または貸し出し）。リコーダーやピアノは無料配布にしてほしい。医療費は高校の通院まで無償化。 など

★児童館

児童館が遠い。小学校区に児童館がほしい。小学校の近くにほしい。学童は利用料が高いため児童館を利用させたい。児童館の利用者が増えて狭い。大人の目が届くところで無料で遊べる場所が良い。日曜日の開館希望。開館時間を早めてほしい（8時～）。 など

★遊び場

公園の遊具が壊れていて修繕が必要。遊具が老朽化している。公園の安全管理（未成年の喫煙。暗くて怖い）。大型の遊具がある公園がほしい。自宅近くに公園がない。ボール遊びできる公園が欲しい（バスケットリングなどを望む声もある）。雨天時に遊べる場所。公園の駐車場が狭い。放課後の学校内で遊べると良い。 など

★学童クラブの利用

学童を増やしてほしい。学童クラブに入れなかった。長期休暇中だけ利用できる学童希望。学童に入れず仕事が安心してできない。利用料が高いため利用できない（特に兄弟がいる場合、上の子は辞めさせたなど）。習い事をしていると学童に入りづらい。保育所のように申込書を1回書けば済むようにしてほしい。学童の校区制をなくしてほしい。学校内に学童があり安心して預けられた。低学年優先で受け入れてほしい。 など

★居場所

公民館など開放してほしい。長期休みの時の居場所がほしい。学校の校庭開放日などがあると嬉しい。放課後の学校が居場所になってほしい。学童をやめた後の高学年の居場所がほしい。こども達が歩いて行ける距離に居場所があると良い。放課後に遊びと宿題ができる居場所があると助かる。 など

★学童クラブの利用料

学童の利用料が高い。兄弟がいる場合の利用料負担が大きい。利用料が高いため1・2年生を家で留守番させており不安。学童に入れていろいろな経験・交流をさせたいが金額が高い。長期休暇中にこどもたちだけ留守番は不安であるが家計が厳しい。 など

★学校

宿題の丸つけなど家庭の負担である（兄弟が多いと特に負担。スクリレ等で毎回解答を送ってくれたらやりやすい。）、保護者と先生が話す機会が少ないと思う。家庭での接し方等の面談があっても良いと思う。相談したいときの連絡手段が電話のみで不便。放課後に学校で宿題をしたり友だちと遊べるようにしてほしい。児童館や学童を学校敷地内に設置希望。 など

★道路・交通

通学路の安全確保。歩道が狭い。歩道・ガードレールがない。街灯がなくて危険。スクールバスで安全に登下校させたい。 など

★教育

学習の支援をもっとしてほしい。こどもたちの学力格差が気になる。少人数クラスでクラス編成をお願いしたい。いつでもリモートで授業を授けられる環境があるといい。夏休みの宿題に自由研究や読書感想文などあるが、親が付きっ切りになり負担。将来役に立つお金の勉強を教えてほしい。 など

★発達支援・障がい児

発達特性に関する相談・支援機関の充実。通級指導の充実。特別支援教育支援員の増加。特別支援教育支援員の期間を2年以上にしてほしい。障がい児の受け入れ先が少ない(サービス、習い事)。 など

★習い事・部活

家計が厳しく習い事をさせてあげられない（または辞めさせてしまった）。習い事への費用負担の軽減希望。習い事の送迎が必要だが保護者の就労がありできない。部活での保護者の負担が大きい。 など

5. こどもアンケート、保育士アンケート

(1) 調査の概要

① 調査の目的

「第3期子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため、こどもの声や保育士の声を把握する目的で本調査を実施した。

② 調査の対象者

こどもへのアンケートは、市内小中学校に在籍している小学5年生と中学2年生を対象に、全数対象として実施。

保育士アンケートは、沖縄県の保有する保育士登録情報のうち、うるま市に住所がある方、及び市内の保育施設に勤務している保育士・保育教諭等。

③ 調査方法

小学5年生及び中学2年生は、学校のタブレットを活用したWEB調査（校内での調査）。

保育士は、郵送で調査を依頼し、WEB調査で実施。

④ 調査期間

小学5年生、中学2年生アンケート：令和6年6月25日～令和6年7月13日

保育士アンケート：令和6年6月12日～令和6年6月30日

⑤ 回収率

	配布件数	回収件数	回収率
小学生5年生	1,448件	1,103件	76.2%
中学生2年生	1,338件	1,022件	76.4%
保育士	1,807件	399件	22.1%

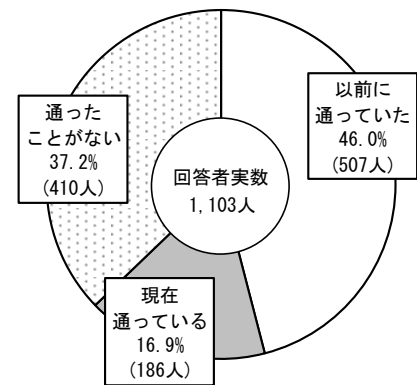
(2) 調査結果より

① 小学5年生アンケート結果

ア) 学童クラブの利用

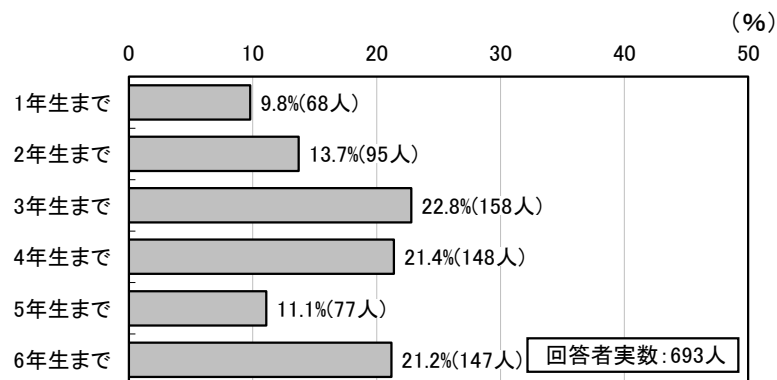
学童クラブの利用状況について、「以前に通っていた」が46.0%と4割半ばが利用していました。「現在通っている」が16.9%、「通ったことがない」は37.2%となっている。

学童クラブの利用状況



前項で「以前通っていた」または「現在通っている」を答えた方に、学童クラブへは何年生まで通いたいか希望を聞いたところ、「3年生まで」が22.8%、「4年生まで」が21.4%、「6年生まで」が21.2%と2割程度で高くなっている。

学童クラブへは何年生まで通いたいか



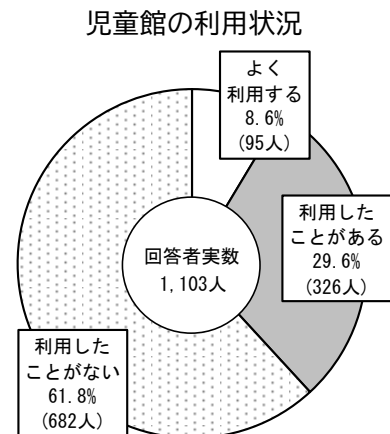
小学校別では、6年生まで通いたかったという回答が天願小学校で3割を超えているほか、具志川小学校、あげな小学校でも3割近くあります。反対に、南原小学校は8%と最も低いほか、勝連小学校、中原小学校、赤道小学校、兼原は、希望が10%前後にとどまっています。

小学校別 学童クラブへ通う希望の学年

	回答者 実数	1年生まで	2年生まで	3年生まで	4年生まで	5年生まで	6年生まで
具志川小学校	27人	22.2% (6人)	7.4% (2人)	22.2% (6人)	14.8% (4人)	3.7% (1人)	29.6% (8人)
田場小学校	85人	11.8% (10人)	17.6% (15人)	21.2% (18人)	20.0% (17人)	4.7% (4人)	24.7% (21人)
天願小学校	63人	4.8% (3人)	11.1% (7人)	19.0% (12人)	22.2% (14人)	9.5% (6人)	33.3% (21人)
川崎小学校	40人	5.0% (2人)	10.0% (4人)	22.5% (9人)	22.5% (9人)	12.5% (5人)	27.5% (11人)
あげな小学校	39人	7.7% (3人)	12.8% (5人)	28.2% (11人)	10.3% (4人)	12.8% (5人)	28.2% (11人)
兼原小学校	71人	8.5% (6人)	15.5% (11人)	18.3% (13人)	35.2% (25人)	9.9% (7人)	12.7% (9人)
赤道小学校	50人	12.0% (6人)	12.0% (6人)	30.0% (15人)	18.0% (9人)	16.0% (8人)	12.0% (6人)
中原小学校	44人	13.6% (6人)	15.9% (7人)	36.4% (16人)	13.6% (6人)	9.1% (4人)	11.4% (5人)
高江洲小学校	94人	11.7% (11人)	9.6% (9人)	17.0% (16人)	22.3% (21人)	13.8% (13人)	25.5% (24人)
城前小学校	35人	5.7% (2人)	14.3% (5人)	25.7% (9人)	20.0% (7人)	11.4% (4人)	22.9% (8人)
宮森小学校	18人	5.6% (1人)	5.6% (1人)	22.2% (4人)	27.8% (5人)	16.7% (3人)	22.2% (4人)
伊波小学校	38人	10.5% (4人)	21.1% (8人)	26.3% (10人)	15.8% (6人)	10.5% (4人)	15.8% (6人)
南原小学校	25人	8.0% (2人)	16.0% (4人)	40.0% (10人)	16.0% (4人)	12.0% (3人)	8.0% (2人)
勝連小学校	24人	8.3% (2人)	12.5% (3人)	20.8% (5人)	20.8% (5人)	25.0% (6人)	12.5% (3人)
平敷屋小学校	18人	11.1% (2人)	22.2% (4人)	11.1% (2人)	22.2% (4人)	11.1% (2人)	22.2% (4人)
津堅小学校	1人	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	100.0% (1人)	0.0% (0人)
与那城小学校	18人	11.1% (2人)	11.1% (2人)	5.6% (1人)	44.4% (8人)	5.6% (1人)	22.2% (4人)
彩橋小学校	3人	0.0% (0人)	66.7% (2人)	33.3% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)

イ) 児童館の利用

児童館の利用状況について、「利用したことがない」が61.8%と高く、「利用したことがある」が29.6%、「よく利用する」が8.6%となっている。

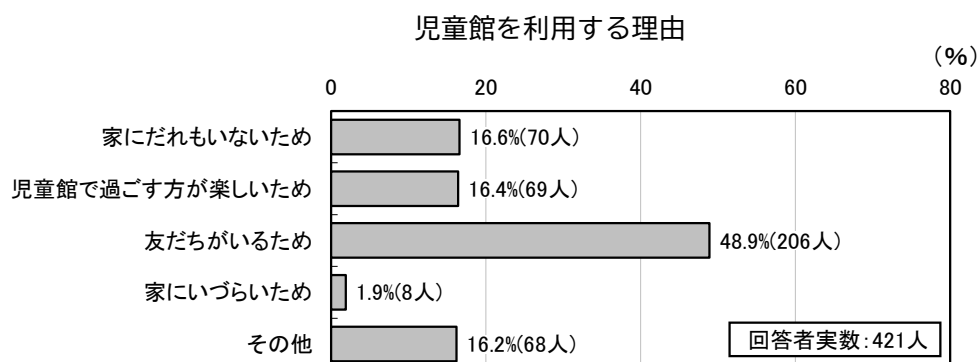


小学校別では、「よく利用する」は兼原小学校と平敷屋小学校で2割を超えています。

小学校別 児童館の利用状況

	回答者 実数	よく利用する	利用したことがある	利用したことがない
具志川小学校	44人	11.4% (5人)	13.6% (6人)	75.0% (33人)
田場小学校	137人	8.8% (12人)	32.1% (44人)	59.1% (81人)
天願小学校	97人	4.1% (4人)	29.9% (29人)	66.0% (64人)
川崎小学校	63人	6.3% (4人)	14.3% (9人)	79.4% (50人)
あげな小学校	62人	3.2% (2人)	19.4% (12人)	77.4% (48人)
兼原小学校	105人	23.8% (25人)	52.4% (55人)	23.8% (25人)
赤道小学校	81人	3.7% (3人)	6.2% (5人)	90.1% (73人)
中原小学校	54人	9.3% (5人)	9.3% (5人)	81.5% (44人)
高江洲小学校	128人	7.8% (10人)	40.6% (52人)	51.6% (66人)
城前小学校	58人	3.4% (2人)	43.1% (25人)	53.4% (31人)
宮森小学校	46人	4.3% (2人)	37.0% (17人)	58.7% (27人)
伊波小学校	69人	5.8% (4人)	23.2% (16人)	71.0% (49人)
南原小学校	37人	10.8% (4人)	21.6% (8人)	67.6% (25人)
勝連小学校	46人	0.0% (0人)	15.2% (7人)	84.8% (39人)
平敷屋小学校	31人	25.8% (8人)	61.3% (19人)	12.9% (4人)
津堅小学校	1人	0.0% (0人)	0.0% (0人)	100.0% (1人)
与那城小学校	41人	12.2% (5人)	34.1% (14人)	53.7% (22人)
彩橋小学校	3人	0.0% (0人)	100.0% (3人)	0.0% (0人)

児童館を「よく利用する」「利用したことがある」を答えた方に、児童館を利用する理由について聞いたところ、「友だちがいるため」が48.9%と高く、次いで、「家にだれもないため」が16.6%、「児童館で過ごす方が楽しいため」が16.4%、「家にいづらいため」が1.9%となっている。



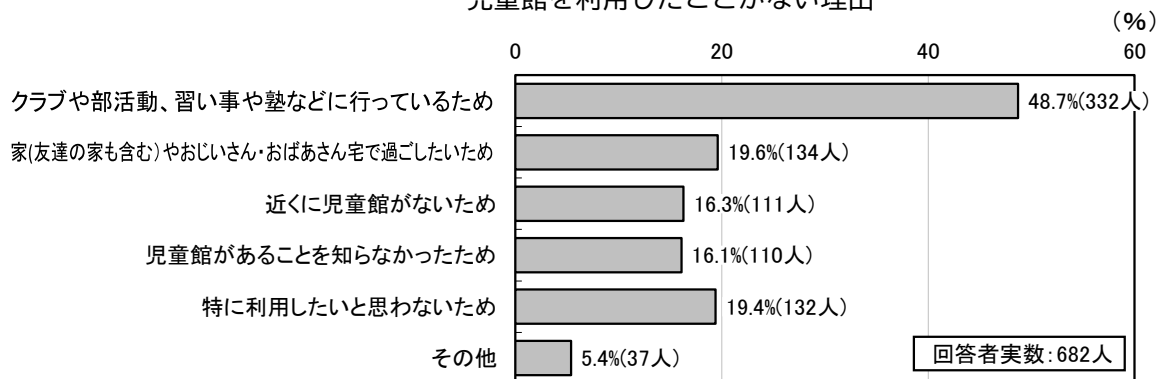
小学校別では、「友だちがいるため」が11校で5割を超えています。また、「家にだれもないため」があげな小学校、中原小学校で3割を超えています。

小学校別 児童館を利用する理由

	回答者 実数	家にだれも いないため	児童館で過ごす方 が楽しいため	友だちがいるため	家にいづらいため	その他
具志川小学校	11人	0.0% (0人)	27.3% (3人)	54.5% (6人)	0.0% (0人)	18.2% (2人)
田場小学校	56人	8.9% (5人)	7.1% (4人)	50.0% (28人)	1.8% (1人)	32.1% (18人)
天願小学校	33人	18.2% (6人)	21.2% (7人)	54.5% (18人)	0.0% (0人)	6.1% (2人)
川崎小学校	13人	23.1% (3人)	30.8% (4人)	23.1% (3人)	0.0% (0人)	23.1% (3人)
あげな小学校	14人	35.7% (5人)	7.1% (1人)	35.7% (5人)	0.0% (0人)	21.4% (3人)
兼原小学校	80人	17.5% (14人)	15.0% (12人)	57.5% (46人)	1.3% (1人)	8.8% (7人)
赤道小学校	8人	12.5% (1人)	0.0% (0人)	37.5% (3人)	12.5% (1人)	37.5% (3人)
中原小学校	10人	30.0% (3人)	0.0% (0人)	50.0% (5人)	0.0% (0人)	20.0% (2人)
高江洲小学校	62人	19.4% (12人)	24.2% (15人)	41.9% (26人)	4.8% (3人)	9.7% (6人)
城前小学校	27人	25.9% (7人)	14.8% (4人)	29.6% (8人)	3.7% (1人)	25.9% (7人)
宮森小学校	19人	15.8% (3人)	5.3% (1人)	63.2% (12人)	5.3% (1人)	10.5% (2人)
伊波小学校	20人	10.0% (2人)	15.0% (3人)	55.0% (11人)	0.0% (0人)	20.0% (4人)
南原小学校	12人	16.7% (2人)	16.7% (2人)	58.3% (7人)	0.0% (0人)	8.3% (1人)
勝連小学校	7人	14.3% (1人)	28.6% (2人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	57.1% (4人)
平敷屋小学校	27人	7.4% (2人)	22.2% (6人)	55.6% (15人)	0.0% (0人)	14.8% (4人)
津堅小学校	0人	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)
与那城小学校	19人	21.1% (4人)	26.3% (5人)	52.6% (10人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)
彩橋小学校	3人	0.0% (0人)	0.0% (0人)	100.0% (3人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)

児童館を「利用したことがない」を答えた方に、児童館を利用していない理由について聞いたところ、「クラブや部活動、習い事や塾などに行っているため」が 48.7%と高く、次いで、「家(友達の家も含む)やおじいさん・おばあさん宅で過ごしたいため」が 19.6%、「特に利用したいと思わないため」が 19.4%、「近くに児童館がないため」が 16.3%、「児童館があることを知らなかったため」が 16.1%となっている。

児童館を利用したことがない理由



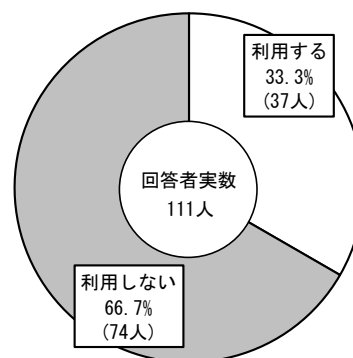
小学校別では、大半の小学校で「クラブや部活動、習い事や塾などに行っているため」が高い。具志川小学校と南原小学校は「近くに児童館がないため」が高くなっている。

小学校別 児童館を利用したことがない理由

	回答者 実数	クラブや部活動 習い事や塾などに 行っているため	家(友達の家も含む) やおじいさん・お ばあさん宅で過 ごしたいため	近くに児童館がな いため	児童館があること を知らなかったた め	特に利用したいと 思わないため	その他
具志川小学校	33人	33.3% (11人)	12.1% (4人)	57.6% (19人)	21.2% (7人)	9.1% (3人)	6.1% (2人)
田場小学校	81人	45.7% (37人)	17.3% (14人)	13.6% (11人)	13.6% (11人)	25.9% (21人)	8.6% (7人)
天願小学校	64人	43.8% (28人)	14.1% (9人)	9.4% (6人)	12.5% (8人)	31.3% (20人)	12.5% (8人)
川崎小学校	50人	66.0% (33人)	20.0% (10人)	12.0% (6人)	6.0% (3人)	16.0% (8人)	4.0% (2人)
あげな小学校	48人	45.8% (22人)	20.8% (10人)	4.2% (2人)	37.5% (18人)	14.6% (7人)	2.1% (1人)
兼原小学校	25人	40.0% (10人)	20.0% (5人)	8.0% (2人)	8.0% (2人)	40.0% (10人)	0.0% (0人)
赤道小学校	73人	58.9% (43人)	17.8% (13人)	26.0% (19人)	15.1% (11人)	8.2% (6人)	2.7% (2人)
中原小学校	44人	56.8% (25人)	13.6% (6人)	20.5% (9人)	29.5% (13人)	18.2% (8人)	4.5% (2人)
高江洲小学校	66人	42.4% (28人)	21.2% (14人)	15.2% (10人)	12.1% (8人)	19.7% (13人)	4.5% (3人)
城前小学校	31人	51.6% (16人)	32.3% (10人)	3.2% (1人)	0.0% (0人)	19.4% (6人)	6.5% (2人)
宮森小学校	27人	48.1% (13人)	25.9% (7人)	3.7% (1人)	7.4% (2人)	22.2% (6人)	7.4% (2人)
伊波小学校	49人	55.1% (27人)	18.4% (9人)	14.3% (7人)	14.3% (7人)	16.3% (8人)	4.1% (2人)
南原小学校	25人	32.0% (8人)	8.0% (2人)	52.0% (13人)	20.0% (5人)	16.0% (4人)	4.0% (1人)
勝連小学校	39人	46.2% (18人)	23.1% (9人)	10.3% (4人)	25.6% (10人)	17.9% (7人)	7.7% (3人)
平敷屋小学校	4人	50.0% (2人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	25.0% (1人)	25.0% (1人)	0.0% (0人)
津堅小学校	1人	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	100.0% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)
与那城小学校	22人	50.0% (11人)	54.5% (12人)	4.5% (1人)	13.6% (3人)	18.2% (4人)	0.0% (0人)
彩橋小学校	0人	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)

児童館を利用したことがない理由で「近くに児童館がないため」を答えた方に、近くに児童館があれば利用したいか聞いたところ、「利用しない」が 66.7%、「利用する」が 33.3%となっている。

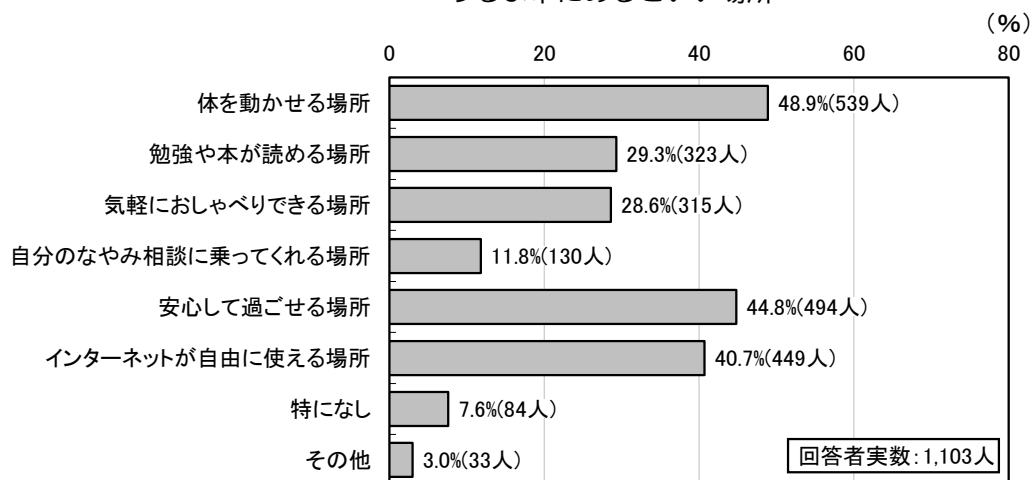
児童館の利用希望



ウ) うるま市にあるといい場所

うるま市にどのような場所があったらいいか聞いたところ、「体を動かせる場所」が 48.9%と高く、次いで、「安心して過ごせる場所」が 44.8%、「インターネットが自由に使える場所」が 40.7%、「勉強や本が読める場所」が 29.3%、「気軽におしゃべりできる場所」が 28.6%、「自分のなやみ相談に乗ってくれる場所」が 11.8%、「特になし」が 7.6%となっている。

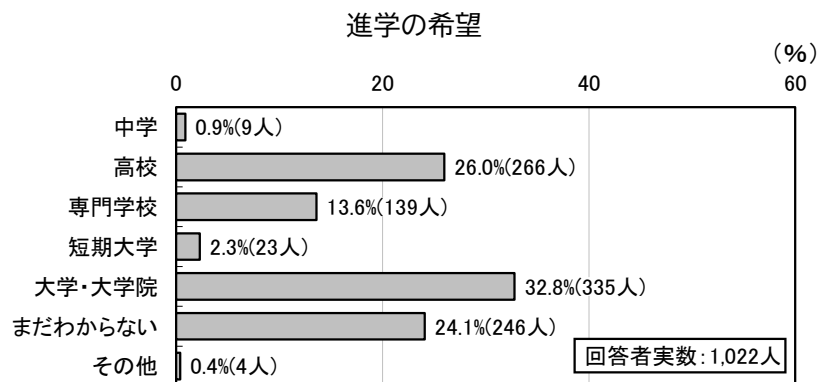
うるま市にあるといい場所



②中学2年生アンケート結果

7) 進学希望

将来、どの学校まで進学したいか聞いたところ、「大学・大学院」が32.8%と高く、次いで、「高校」が26.0%、「まだわからない」が24.1%、「専門学校」が13.6%、「短期大学」が2.3%、「中学」が0.9%、「その他」が0.4%となっている。



世帯構成別では、父子、母子家庭で、大学の割合が核家族や三世帯世帯より低く、高校までが高くなっている。

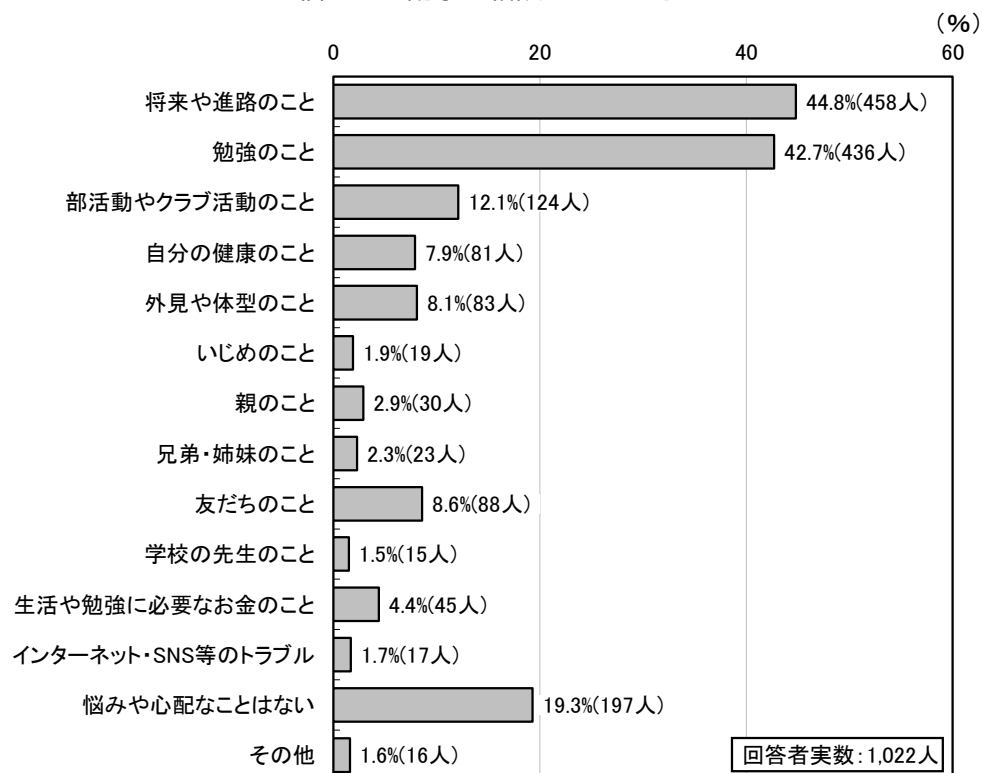
世帯構成別 進学希望

	回答者 実数	中学	高校	専門学校	短期大学	大学・ 大学院	まだ わからない	その他
核家族世帯	655 人	0.8% (5 人)	24.7% (162 人)	14.7% (96 人)	2.9% (19 人)	33.9% (222 人)	22.6% (148 人)	0.5% (3 人)
父子家庭	14 人	7.1% (1 人)	42.9% (6 人)	0.0% (0 人)	0.0% (0 人)	21.4% (3 人)	28.6% (4 人)	0.0% (0 人)
母子家庭	154 人	0.6% (1 人)	32.5% (50 人)	10.4% (16 人)	1.9% (3 人)	26.6% (41 人)	27.3% (42 人)	0.6% (1 人)
三世帯世帯	166 人	0.6% (1 人)	22.9% (38 人)	13.3% (22 人)	0.6% (1 人)	38.6% (64 人)	24.1% (40 人)	0.0% (0 人)
その他	33 人	3.0% (1 人)	30.3% (10 人)	15.2% (5 人)	0.0% (0 人)	15.2% (5 人)	36.4% (12 人)	0.0% (0 人)

イ) 悩みごとや心配事

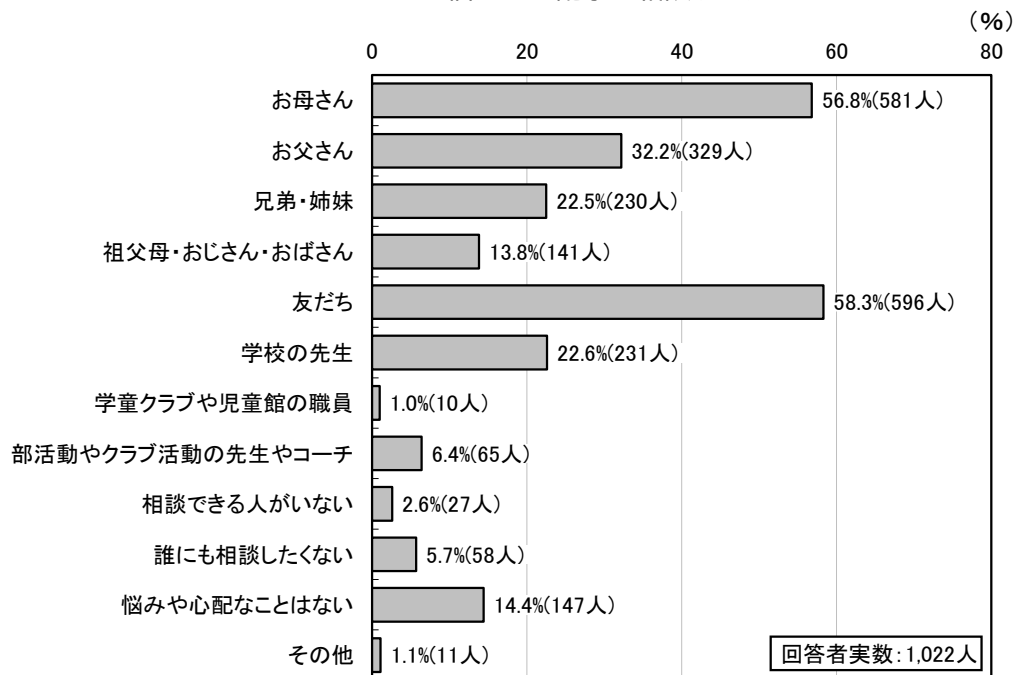
今悩んでいることや心配なことなどがあるか聞いたところ、「将来や進路のこと」が44.8%と高く、次いで、「勉強のこと」が42.7%、「悩みや心配なことはない」が19.3%、「部活動やクラブ活動のこと」が12.1%、「友だちのこと」が8.6%、「外見や体型のこと」が8.1%、「自分の健康のこと」が7.9%、「生活や勉強に必要なお金のこと」が4.4%、「親のこと」が2.9%、「兄弟・姉妹のこと」が2.3%、「いじめのこと」が1.9%、「インターネット・SNS等のトラブル」が1.7%、「その他」が1.6%、「学校の先生のこと」が1.5%となっている。

悩みや心配事、相談したいと思っていること



悩みや心配なことがある時に相談できる人がいるか聞いたところ、「友だち」が 58.3%と高く、次いで、「お母さん」が 56.8%、「お父さん」が 32.2%、「学校の先生」が 22.6%、「兄弟・姉妹」が 22.5%、「悩みや心配なことはない」が 14.4%、「祖父母・おじさん・おばさん」が 13.8%、「部活動やクラブ活動の先生やコーチ」が 6.4%、「誰にも相談したくない」が 5.7%、「相談できる人がいない」が 2.6%、「その他」が 1.1%、「学童クラブや児童館の職員」が 1.0%となっている。

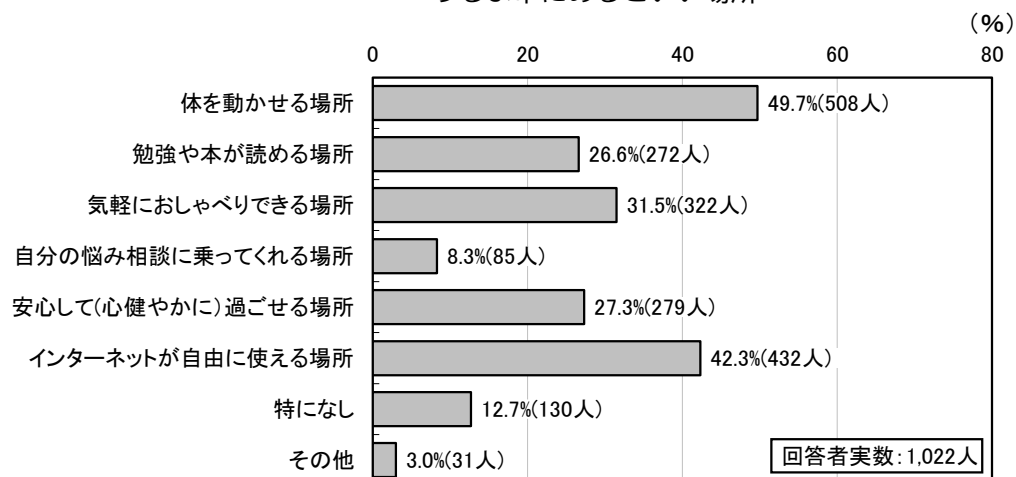
悩みや心配事を相談する人



う) うるま市にあるといい場所

うるま市にどのような場所があったらいいか聞いたところ、「体を動かせる場所」が 49.7%と高く、次いで、「インターネットが自由に使える場所」が 42.3%、「気軽におしゃべりできる場所」が 31.5%、「安心して(心健やかに)過ごせる場所」が 27.3%、「勉強や本が読める場所」が 26.6%、「特になし」が 12.7%、「自分の悩み相談に乗ってくれる場所」が 8.3%、「その他」が 3.0%となっている。

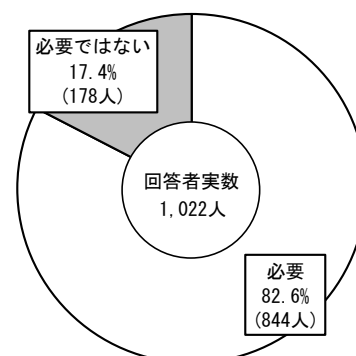
うるま市にあるといい場所



I) 居場所

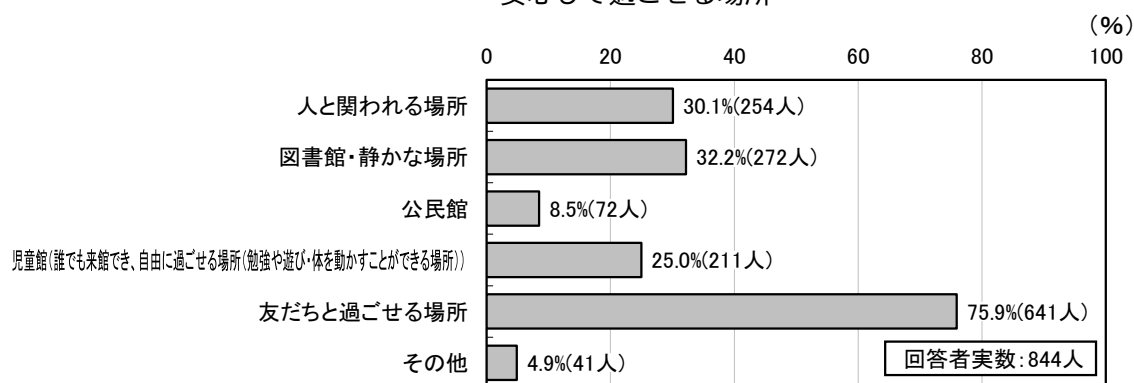
家や学校以外に安心して過ごせる場所が必要か聞いたところ、「必要」が82.6%、「必要ではない」が17.4%となっている。

安心して過ごせる場所の必要性



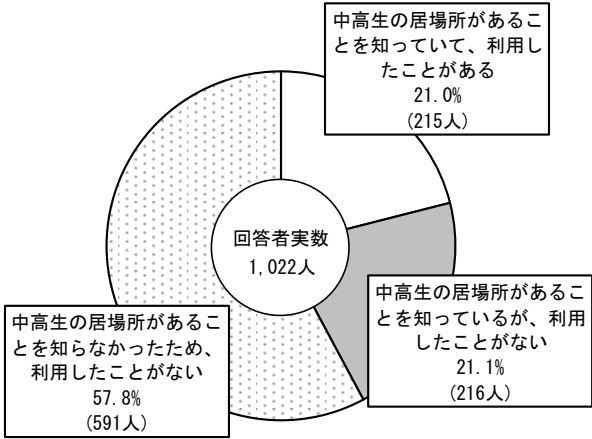
家や学校以外に安心して過ごせる場所が「必要」と答えた方に、具体的な場所を聞いたところ、「友だちと過ごせる場所」が75.9%と高く、次いで、「図書館・静かな場所」が32.2%、「人と関われる場所」が30.1%、「児童館（誰でも来館でき、自由に過ごせる場所（勉強や遊び・体を動かすことができる場所））」が25.0%、「公民館」が8.5%、「その他」が4.9%となっている。

安心して過ごせる場所



児童館にある中高生の居場所の周知状況について聞いたところ、「中高生の居場所があることを知らなかったため、利用したことがない」が57.8%と約6割となっている。次いで、「中高生の居場所があることを知っているが、利用したことがない」が21.1%、「中高生の居場所があることを知っている、利用したことがある」が21.0%となっている。

中学生の居場所の周知状況

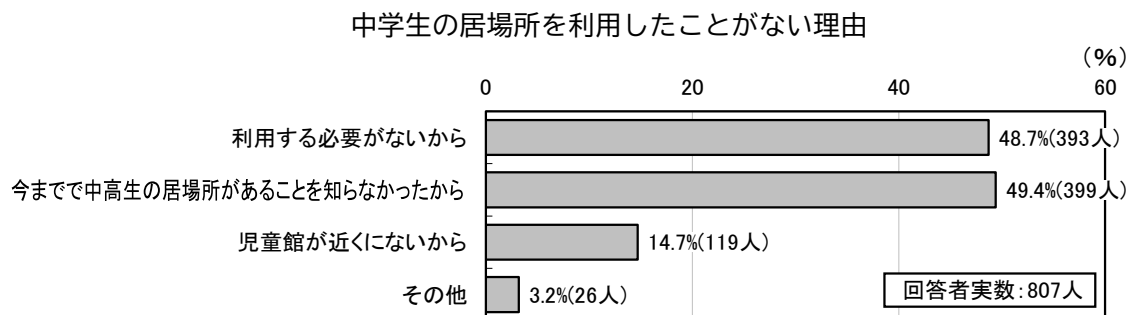


中学校別では「中高生の居場所があることを知らなかったため、利用したことがない」が具志川東中学校、あげな中学校、伊波中学校、与勝中学校で6割を超えています。「中高生の居場所があることを知っている、利用したことがある」は与勝第二中学校が9割を超えて高く、そのほか具志川中学校、石川中学校が3割弱、高江洲中学校が2割程度で比較的高くなります。

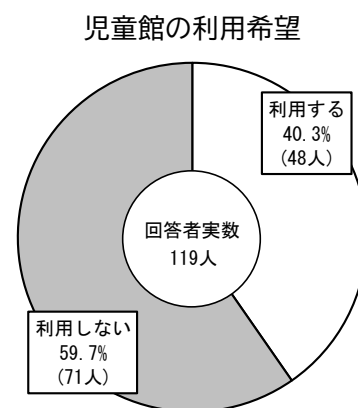
中学校区別 中学生の居場所の周知状況

	回答者 実数	中高生の居場所があることを知 っていて、利用したことがある	中高生の居場所があること を知っているが、 利用したことがない	中高生の居場所があること を知らなかったため、 利用したことがない
具志川中学校	209 人	28.7% (60 人)	21.5% (45 人)	49.8% (104 人)
具志川東中学校	137 人	13.1% (18 人)	20.4% (28 人)	66.4% (91 人)
あげな中学校	166 人	11.4% (19 人)	21.1% (35 人)	67.5% (112 人)
高江洲中学校	132 人	23.5% (31 人)	26.5% (35 人)	50.0% (66 人)
石川中学校	107 人	29.0% (31 人)	22.4% (24 人)	48.6% (52 人)
伊波中学校	99 人	13.1% (13 人)	16.2% (16 人)	70.7% (70 人)
与勝中学校	136 人	16.2% (22 人)	20.6% (28 人)	63.2% (86 人)
与勝第二中学校	18 人	94.4% (17 人)	0.0% (0 人)	5.6% (1 人)
津堅中学校	0 人	0.0% (0 人)	0.0% (0 人)	0.0% (0 人)
彩橋中学校	18 人	22.2% (4 人)	27.8% (5 人)	50.0% (9 人)

児童館にある中高生の居場所を「利用したことがない」と答えた方に、その理由を聞いたところ、「今までで中高生の居場所があることを知らなかったから」が49.4%と高く、次いで、「利用する必要があるから」が48.7%、「児童館が近くにないから」が14.7%、「その他」が3.2%となっている。

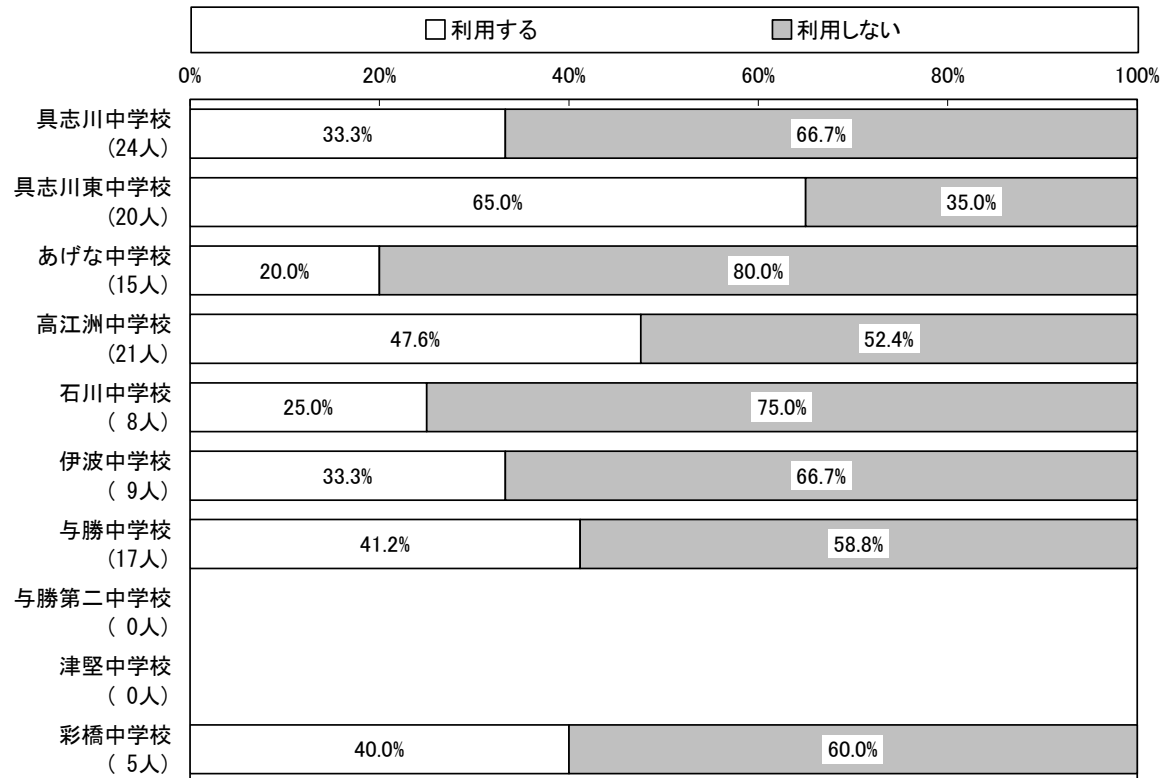


児童館にある中高生の居場所を利用したことがない理由で「児童館が近くにないから」と答えた方に、児童館が近くにあれば利用するか聞いたところ、「利用しない」が59.7%、「利用する」が40.3%となっている。



中学校別では、「利用する」は、具志川東中学校が65.0%で最も高く、高江洲中学校、与勝中学校も4割台で高くなっています。

中学校区別 児童館の利用希望



③小学5年生、中学2年生アンケートの自由回答まとめ

7) 小学生の声

1. 遊び・交流の場の拡充

- ・ 遊ぶ場所、公園、児童館を増やしてほしい。
- ・ 一緒に遊べる場所や安心して遊べる場所。
- ・ スポーツ施設（バスケットコート、野球場など）、体を動かせる場所（運動の場）。
- ・ お祭りやイベント、地域の交流活動を増やしてほしい。
- ・ 子ども同士が自由に遊べる時間や場所。

2. 学習・勉強の支援

- ・ 勉強ができる場所（図書館、静かなスペース）。
- ・ わからない宿題を教える人や施設。
- ・ パソコンやインターネットを自由に使える場所。
- ・ タイピングやプログラミング授業を増やす。
- ・ 勉強の自由度を上げる（校則の見直し、楽しい授業）。

3. 安全・安心の確保

- ・ 安全な環境（交通安全、不審者対策、災害時の避難場所）。
- ・ 気軽に過ごせる場所、安心して話せる場所。
- ・ 子どもが安心して暮らせる施設や相談所。
- ・ 危険をなくす取り組み（海や川、細い道の安全確保）。

4. 相談・支援体制の充実

- ・ 悩みや気持ちを気軽に相談できる大人や場所。
- ・ 子どもの気持ちを理解できる大人の存在。
- ・ 親や先生が子どもの意見を聞いてくれること。
- ・ 相談しやすい家庭や施設。

5. 文化・伝統・地域活性化

- ・ 獅子舞など伝統文化の普及や広場の設置。
- ・ 地域行事（ゴミ拾い、体験イベント）。
- ・ 子どものためのカフェやコミュニティスペース。
- ・ 子どもの得意なことを見せ合うイベント。

6. 学校生活の改善

- ・ 校則の緩和（文房具の自由、髪染めやメイク）。
- ・ いじめ対策や学校での指導の見直し。
- ・ 体育館や学校施設の改善（クーラー設置、リフォーム）。
- ・ 授業の工夫（楽しい授業、一発ギャグ、自由な意見交換）。

7. 家庭環境の充実

- ・ 親の愛情や子どもの頑張りを褒める文化。
- ・ 無理な習い事や勉強を強制しない。
- ・ 子どもを安心して預けられる場所の提供。

イ) 中学生の声

1. 子どもの意見を尊重し、多様性を認める

- ・ 子どもの意見を聞き、尊重してほしい。
- ・ 大人だけで物事を決めず、子どもたちの意見も取り入れる。
- ・ 性別や障がいに関係なく、過ごしやすい環境を整備する。
- ・ 男女差別やえこひいきをなくす。

2. 相談しやすい環境の整備

- ・ 気軽に相談できる場所や雰囲気を作る。
- ・ カウンセリングや相談室の設置。
- ・ 子どもが悩みを相談しやすい環境を増やす。

3. 遊び場や居場所の提供

- ・ 公園、図書館、児童館、スポーツ施設などの増設。
- ・ 室内で遊べる施設や、多様な活動ができる空間を作る。
- ・ 安全で安心して過ごせる遊び場の整備。

4. 教育・勉強環境の改善

- ・ わかりやすく勉強を教えてほしい。
- ・ 勉強や宿題がしやすい場所の提供。
- ・ 教育方法や校則の見直し。
- ・ 勉強の目的や意義をしっかりと説明してほしい。

5. 自由で安心な生活環境

- ・ 校則の緩和や自由時間の確保。
- ・ スマホやWi-Fiの使用を認めるなどのデジタル環境の整備。
- ・ 自由に動ける時間や空間の提供。

6. 社会的なサポートと配慮

- ・ いじめや虐待を減らすための対策。
- ・ 親や先生による子どものサポート。
- ・ 安全で清潔な生活環境の維持。

7. 子どもの成長を支える活動

- ・ 地域行事やスポーツクラブの充実。
- ・ 他学年や大人との交流の機会を増やす。
- ・ 子どもの個性を認め、サポートする。

8. インフラ・施設の整備

- ・ 校舎や施設の老朽化対応。
- ・ 公共交通機関や移動手段の改善。
- ・ 気候対策や熱中症予防のための設備向上。

④保育士アンケート結果

7) 現在の仕事についての満足度

現在、保育士・保育教諭・幼稚園教諭として働いている方の仕事の満足度については、「現在の仕事のやりがい」、「職場における人間関係」、「休暇の取得環境」、「園の保育方針」、「園において悩みや不安等を相談できる環境」の5項目の満足度が40%台で高くなっている。満足度が低いのは「休憩時間等も含む勤務時間」、「保育以外に任されている業務」、「職員数や正規・非正規雇用の割合」、「現在の給与」が40%前後で高くなっている。

現在の仕事についての満足度

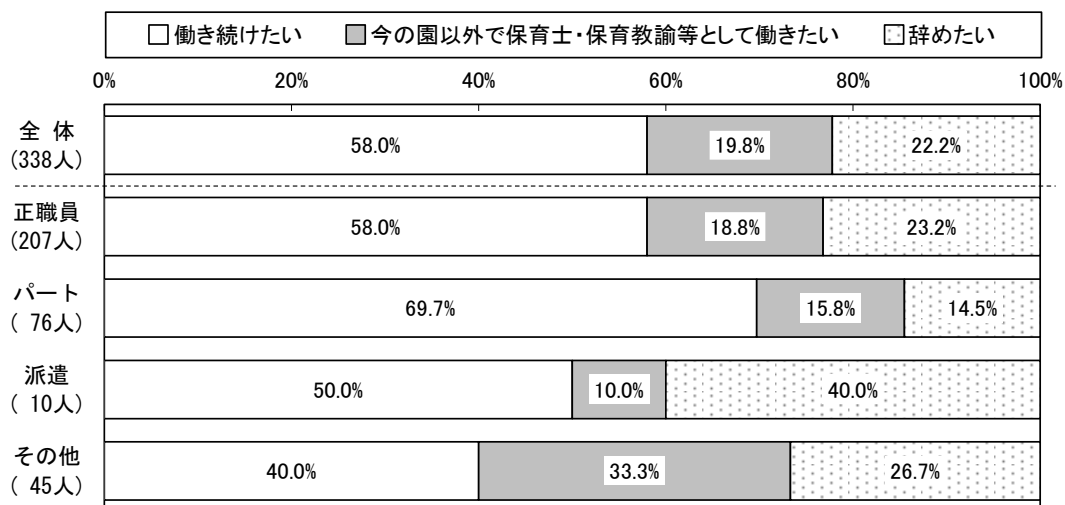
回答者実数 338 人	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	満足＋ やや満足	やや不満 ＋不満
現在の仕事のやりがい	23.1% (78 人)	26.6% (90 人)	34.9% (118 人)	10.1% (34 人)	5.3% (18 人)	49.7% (168 人)	15.4% (52 人)
現在の給与	14.5% (49 人)	20.4% (69 人)	26.9% (91 人)	18.6% (63 人)	19.5% (66 人)	34.9% (118 人)	38.2% (129 人)
仕事の責任(重さ)	12.1% (41 人)	10.9% (37 人)	41.7% (141 人)	21.0% (71 人)	14.2% (48 人)	23.1% (78 人)	35.2% (119 人)
保育以外に任されている業務	5.9% (20 人)	12.1% (41 人)	38.5% (130 人)	30.5% (103 人)	13.0% (44 人)	18.0% (61 人)	43.5% (147 人)
休暇の取得環境	27.2% (92 人)	21.0% (71 人)	27.5% (93 人)	13.9% (47 人)	10.4% (35 人)	48.2% (163 人)	24.3% (82 人)
休憩時間等も含む勤務時間	13.0% (44 人)	11.8% (40 人)	28.4% (96 人)	28.1% (95 人)	18.6% (63 人)	24.9% (84 人)	46.7% (158 人)
職場における人間関係	25.7% (87 人)	24.0% (81 人)	35.5% (120 人)	10.4% (35 人)	4.4% (15 人)	49.7% (168 人)	14.8% (50 人)
園の保育方針	26.0% (88 人)	19.8% (67 人)	37.3% (126 人)	11.5% (39 人)	5.3% (18 人)	45.9% (155 人)	16.9% (57 人)
園において悩みや不安等を相談 できる環境	22.2% (75 人)	23.4% (79 人)	31.1% (105 人)	13.9% (47 人)	9.5% (32 人)	45.6% (154 人)	23.4% (79 人)
職員数や正規・非正規雇用の割合	12.1% (41 人)	13.9% (47 人)	34.9% (118 人)	22.5% (76 人)	16.6% (56 人)	26.0% (88 人)	39.1% (132 人)
I C T等による事務効率化の状況	20.4% (69 人)	19.5% (66 人)	39.3% (133 人)	13.6% (46 人)	7.1% (24 人)	39.9% (135 人)	20.7% (70 人)
現在の職場の福利厚生	18.9% (64 人)	13.9% (47 人)	40.8% (138 人)	20.1% (68 人)	6.2% (21 人)	32.8% (111 人)	26.3% (89 人)
研修の機会	14.8% (50 人)	18.3% (62 人)	49.7% (168 人)	12.4% (42 人)	4.7% (16 人)	33.1% (112 人)	17.2% (58 人)

イ) 現在の職場で働き続けたいか

現在、保育士・保育教諭・幼稚園教諭として働いている方に、今の職場で働き続けたいか聞いたところ、「働き続けたい」が58.0%と6割近くで高く、次いで「辞めたい」が22.2%、「今の園以外で保育士・保育教諭等として働きたい」が19.8%となっている。

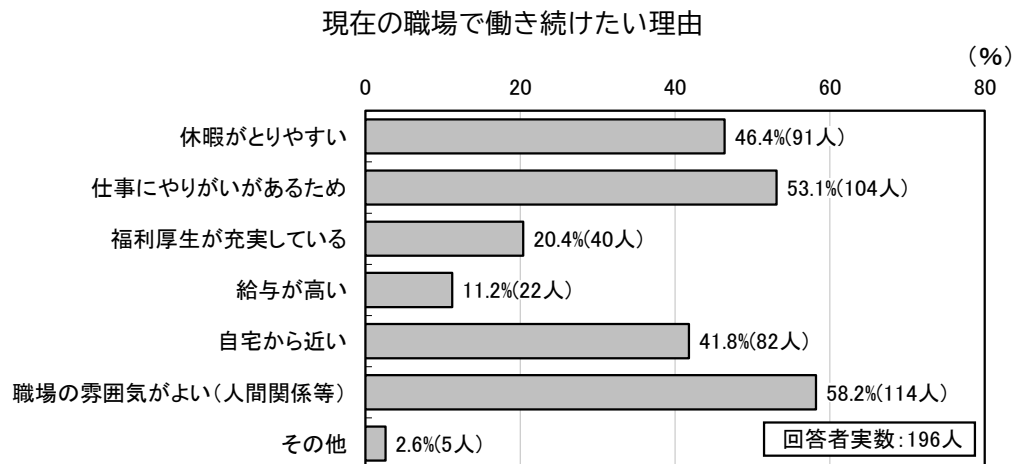
雇用形態別にみると、「働き続けたい」はパートで働いている方で高く69.7%、正職員は58.0%と全体と同程度となっている。一方、「辞めたい」と回答した方は、派遣として働いている方が40.0%と他の雇用形態より高くなっている。

全体・雇用形態別 現在の職場で働き続けたいか



ウ) 現在の職場で働き続けたい理由

現在の職場で働き続けたい理由については、「職場の雰囲気がよい(人間関係等)」が58.2%と最も高く、次いで「仕事にやりがいがあるため」が53.1%、「休暇がとりやすい」が46.4%、「自宅から近い」が41.8%となっている。



年代別にみると、「職場の雰囲気がよい(人間関係等)」と「仕事にやりがいがあるため」は40代と50代以上で高い。そのほか「休暇がとりやすい」は40代が60.0%で他年代よりも高く、「自宅から近い」は、30代と40代で高い。

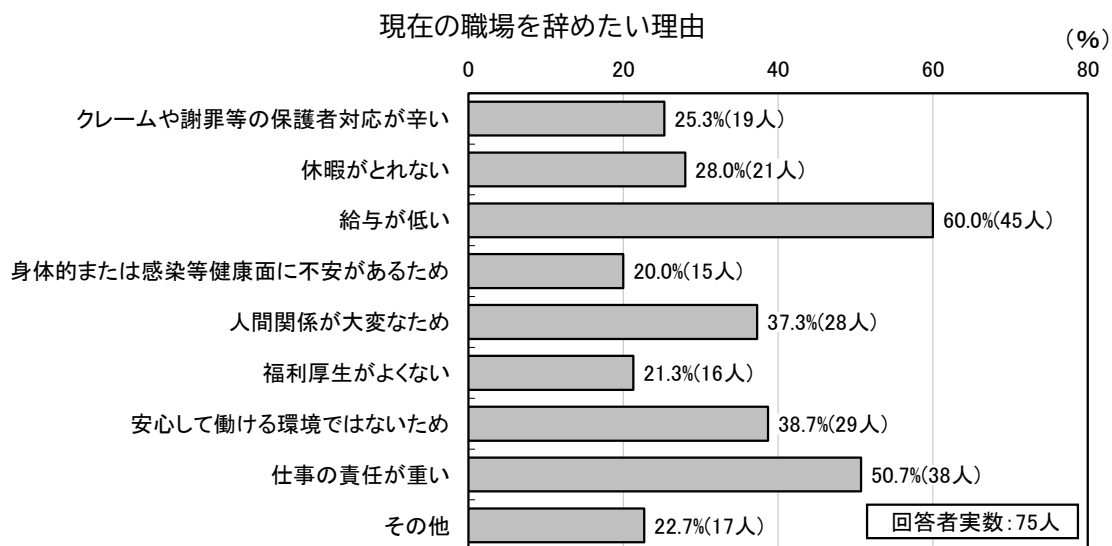
年代別 現在の職場で働き続けたい理由

	回答者実数	休暇がとりやすい	仕事にやりがいがあるため	福利厚生が充実している	給与が高い	自宅から近い	職場の雰囲気がよい(人間関係等)	その他
20代	41人	48.8% (20人)	43.9% (18人)	19.5% (8人)	12.2% (5人)	39.0% (16人)	46.3% (19人)	0.0% (0人)
30代	44人	40.9% (18人)	38.6% (17人)	18.2% (8人)	15.9% (7人)	47.7% (21人)	52.3% (23人)	4.5% (2人)
40代	50人	60.0% (30人)	56.0% (28人)	18.0% (9人)	12.0% (6人)	48.0% (24人)	66.0% (33人)	4.0% (2人)
50代以上	61人	37.7% (23人)	67.2% (41人)	24.6% (15人)	6.6% (4人)	34.4% (21人)	63.9% (39人)	1.6% (1人)

I) 現在の職場を辞めたい理由

現在の職場を辞めたい理由については、「給与が低い」が60.0%と最も高く、次いで「仕事の責任が重い」も50.7%と高い。そのほか「安心して働ける環境ではないため」が38.7%、「人間関係が大変なため」が37.3%も高くなっている。

(「その他」には当てはまるものがない場合も含まれている)



年代別にみると、「給与が低い」は年代が低いほど割合は高く、20代では66.7%となっている。そのほか「仕事の責任が重い」は30代で63.0%と高く、「クレームや謝罪等の保護者対応が辛い」は40代で高い。

年代別 現在の職場を辞めたい理由

	回答者 実数	クレームや 謝罪等の 保護者対応 が辛い	休暇が とれない	給与が低い	身体的または感染等健康面に不安があるため	人間関係が大変なため	福利厚生がよくない	安心して働ける環境ではないため	仕事の責任が重い	その他
20代	21人	9.5% (2人)	38.1% (8人)	66.7% (14人)	28.6% (6人)	42.9% (9人)	23.8% (5人)	33.3% (7人)	42.9% (9人)	28.6% (6人)
30代	27人	18.5% (5人)	22.2% (6人)	59.3% (16人)	3.7% (1人)	29.6% (8人)	22.2% (6人)	48.1% (13人)	63.0% (17人)	22.2% (6人)
40代	17人	52.9% (9人)	29.4% (5人)	58.8% (10人)	17.6% (3人)	47.1% (8人)	17.6% (3人)	35.3% (6人)	41.2% (7人)	17.6% (3人)
50代以上	10人	30.0% (3人)	20.0% (2人)	50.0% (5人)	50.0% (5人)	30.0% (3人)	20.0% (2人)	30.0% (3人)	50.0% (5人)	20.0% (2人)

雇用形態別にみると、「給与が低い」はどの雇用形態でも高いが、中でも派遣とパートが高くなっている。そのほか「仕事の責任が重い」と「安心して働ける環境ではないため」は正職員で高い。

雇用形態別 現在の職場を辞めたい理由

	回答者 実数	クレームや 謝罪等の 保護者対応 が辛い	休暇が とれない	給与が低い	身体的または感染等健康面に不安があるため	人間関係が大変なため	福利厚生がよくない	安心して働ける環境ではないため	仕事の責任が重い	その他
正職員	8人	29.2% (14人)	31.3% (15人)	58.3% (28人)	16.7% (8人)	35.4% (17人)	16.7% (8人)	43.8% (21人)	58.3% (28人)	29.2% (14人)
パート	11人	9.1% (1人)	9.1% (1人)	63.6% (7人)	9.1% (1人)	27.3% (3人)	27.3% (3人)	27.3% (3人)	27.3% (3人)	18.2% (2人)
派遣	4人	0.0% (0人)	25.0% (1人)	75.0% (3人)	0.0% (0人)	50.0% (2人)	50.0% (2人)	25.0% (1人)	25.0% (1人)	0.0% (0人)
その他	2人	33.3% (4人)	33.3% (4人)	58.3% (7人)	50.0% (6人)	50.0% (6人)	25.0% (3人)	33.3% (4人)	50.0% (6人)	8.3% (1人)

わ) 保育士・保育教諭等として働く上で、不安に感じることや改善してほしいこと

保育士・保育教諭等として働く上で、不安に感じることや改善してほしいことについて自由記述で尋ねた。

1 給与面の不満

- ・ 給与が低すぎるため生活が苦しい、家庭を持つのが難しい。
- ・ 給与が仕事量や責任に見合っていない。
- ・ 残業手当やボーナスが十分に支払われない。
- ・ 給与の年度ごとの変動（特に下がることへの不安）。
- ・ 他地域との給与格差。

2 業務負担と効率化

- ・ 業務量が多く、持ち帰り仕事やサービス残業が発生。
- ・ 書類作成や行事準備が負担になっている。
- ・ 休憩時間が事務作業に使われ、実質的に休めていない。
- ・ I C T 化や雑務を分担する人員の不足。

3 人員不足

- ・ 保育士の配置基準が現実には合わない。
- ・ 法定人数を切る状況が続く、安全面で不安がある。
- ・ 新人やパート職員の確保と定着が難しい。
- ・ 子どものケガや不適切保育への懸念。

4 保育環境・制度改善

- ・ クラス編成（複数担任制）や園内体制の見直し。
- ・ 園存続問題や公立園の減少に対する不安。
- ・ 保護者対応の負担が大きい（クレーム対応や過剰要求）。
- ・ 土曜保育や保護者の利用目的に関するルールの曖昧さ。

5 責任の重さ

- ・ 子どもの命を預かる仕事への重圧。
- ・ 緊急時の対応や責任の重さに対する不安。
- ・ 特別な配慮が必要な子どもへの対応の難しさ。

6 ワークライフバランス

- ・ 休日や有給休暇が取りづらい状況。
- ・ 家庭やプライベートの時間を確保しにくい。
- ・ 保育者自身の生活環境を整える必要性。

7 働きやすさと職場の風土

- ・ 年上の保育士が多く、意見を言いにくい。
- ・ 働き方改革が進まない職場環境。
- ・ 髪色や外見に関する厳しい規則。

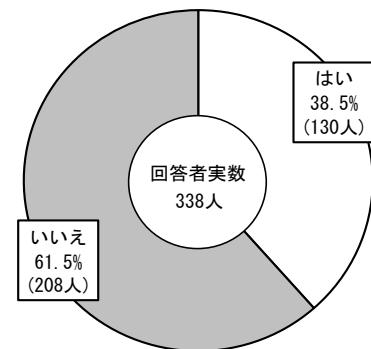
8 社会的認識とサポート

- ・ 保護者や社会からの保育士への理解やサポートが不足。
- ・ 不適切保育の認識や報道によるストレス。
- ・ 市や行政による明確な支援や指導を求める声。

か) 違う職種で働いたことがあるか

現在、保育士・保育教諭・幼稚園教諭として働いている方に、保育ではなく違う職種として働いたことがあるか聞いたところ、「いいえ」が61.5%、「はい」が38.5%となっている。

違う職種で働いたことがあるか



保育ではなく違う職種として働いたことが「ある」と答えた方に保育の現場へ戻るきっかけ等について自由記述で尋ねた。

1. やりがいと子どもへの愛着

- ・ 子どもと関わることが好きだから。
- ・ 子どもたちと接している自分が好きだと感じたので戻った。
- ・ 保育が好きだと改めて感じたから。
- ・ 子どもや保護者と関わる事が大好きで戻りました。
- ・ やりがいがあり、成長を現場で感じられるというのが忘れられず現場に戻りました。
- ・ 保育士の仕事が大好きな事を再確認出来た。

2. 環境・待遇の要因

- ・ 社保、家賃手当がある。
- ・ 沖縄市の準備金などの貸付金制度が後押しとなった。
- ・ 以前と比べて給料が増えたこと。
- ・ 短時間勤務であったこと。
- ・ 福利厚生の充実。
- ・ 働きやすそうな園をすすめられた。
- ・ 保育記録や担任の負担を軽減するシステムがあると良い。
- ・ 正社員としての雇用。

3. 人間関係・誘いの影響

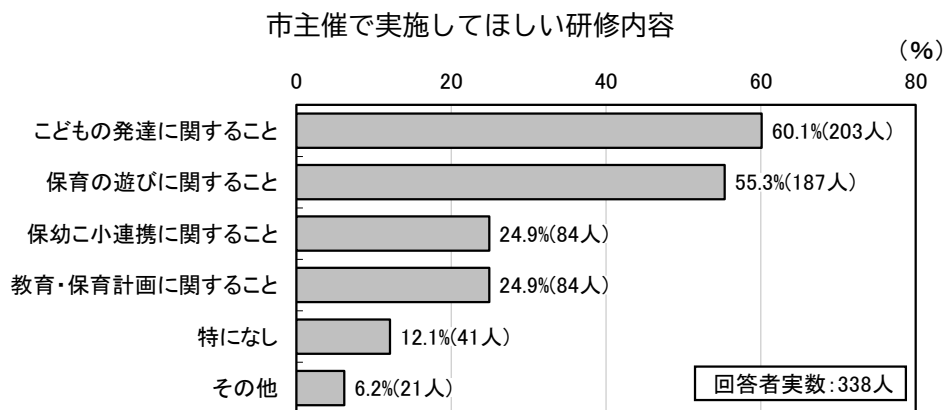
- ・ 前の職場、園長先生や事務から声があったため。
- ・ 友人、保育士仲間からの誘い。
- ・ 信頼できる方からのすすめ。
- ・ 今の保育所で働いている保育士の方に誘われて復帰した。
- ・ 知人より紹介してもらい感謝している。

4. 家庭やライフステージの変化

- ・ 子どもを出産し、保育の現場に戻りたいと思った。
- ・ 家庭、子育てが落ち着いたため。
- ・ 自分子どもとの時間が満足にとれないため。
- ・ 子育てが一段落した時、保育現場での求人を目にしたこと。
- ・ 自分子どもへの手が離れてきたため。

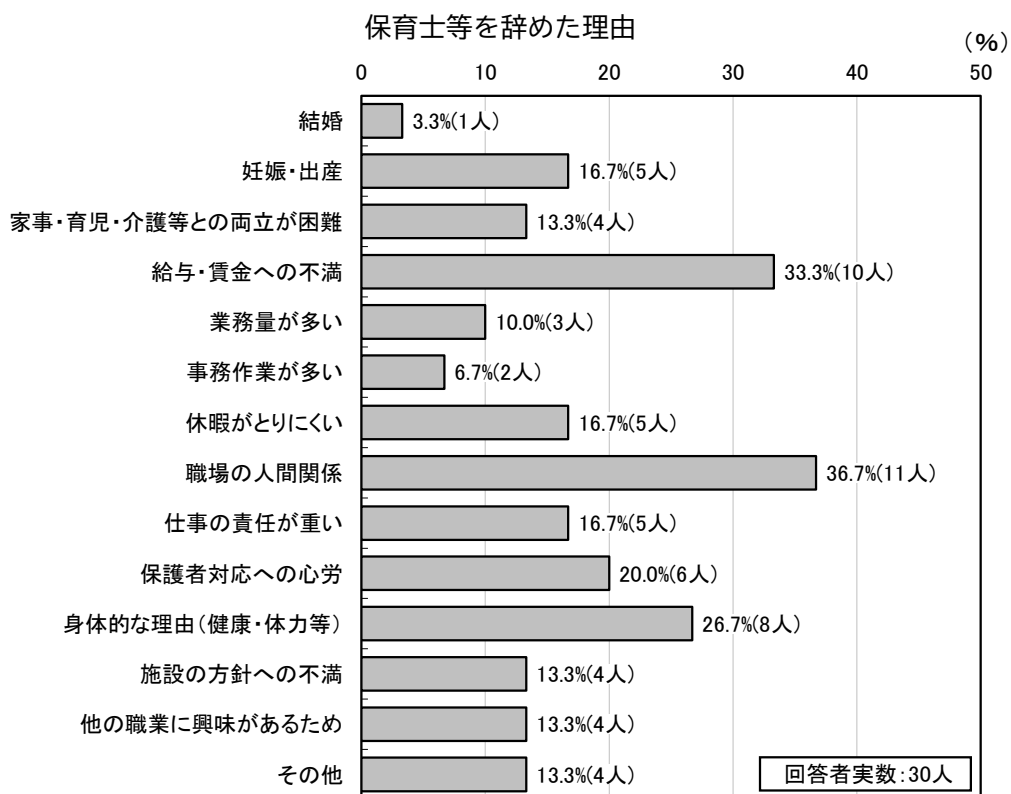
㌾) 市主催で実施してほしい研修内容

現在、保育士・保育教諭・幼稚園教諭として働いている方に、市主催で実施してほしい研修内容について聞いたところ、「こどもの発達に関すること」が 60.1%と高く、次いで「保育の遊びに関すること」が 55.3%と2項目が高くなっている。



㌿) 保育士等を辞めた理由

過去に保育士・保育教諭・幼稚園教諭として働いた経験がある方の辞めた理由については、「職場の人間関係」が 36.7%と高く、次いで「給与・賃金への不満」が 33.3%、「身体的な理由(健康・体力等)」が 26.7%、「保護者対応への心労」が 20.0%となっている。

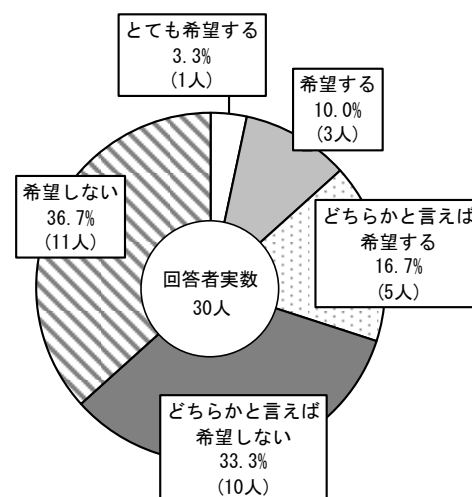


ケ) 今後、保育士等として働きたいか（経験がある方）

過去に保育士・保育教諭・幼稚園教諭として働いた経験がある方に再就職の希望があるか聞いたところ、「希望しない」が36.7%と高く、次いで「どちらかと言えば希望しない」が33.3%で、“希望しない”という回答は70.0%となっている。

また、「どちらかと言えば希望する」が16.7%、「希望する」が10.0%、「とても希望する」が3.3%で、“希望する”という回答は30.0%となっている。

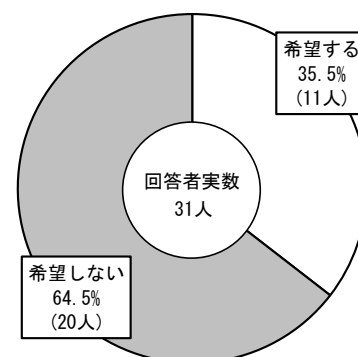
今後、保育士等として働きたいか
（経験がある方）



コ) 今後、保育士等として働きたいか（経験がない方）

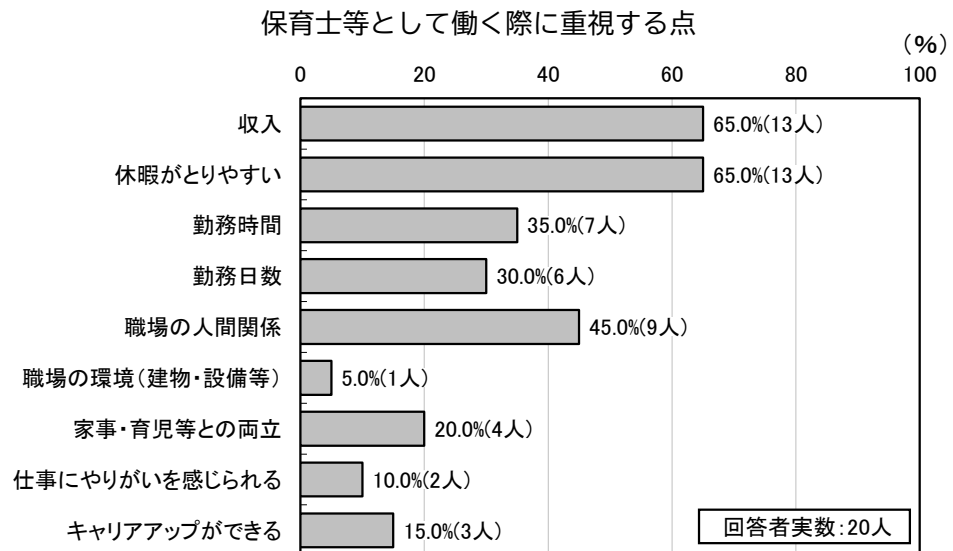
これまで保育士・保育教諭・幼稚園教諭として働いた経験がない方に、今後働くことを希望するか聞いたところ、「希望しない」が64.5%、「希望する」が35.5%となっている。

今後、保育士等として働きたいか
（経験がない方）



カ) 保育士等として働く際に重視する点

保育士・保育教諭・幼稚園教諭として働くことを希望すると回答した方に、就職する際に重視する点を聞いたところ、「収入」と「休暇がとりやすい」がともに65.0%と高く、そのほか「職場の人間関係」が45.0%、「勤務時間」が35.0%、「勤務日数」が30.0%で高くなっている。



⑤保育士アンケートの自由回答まとめ

1. 給与と待遇の改善

- ・ 保育士の給与が低く、仕事量と見合っていないという不満が多数。
- ・ 家賃補助の年数延長や手当の基本給化を求める声。
- ・ 臨時職員と正規職員の給与差がないとの訴えや、補助金の使途の透明性を求める意見。
- ・ 保育士不足の解消には給与アップが必要との指摘。

2. 労働環境の改善

- ・ 休憩時間が取れない現場の現状。
- ・ 土曜日の勤務体制の見直しや、家族との時間の確保を希望。
- ・ 支援児の加配基準が現実に合わないとし、負担軽減を要望。
- ・ 保護者からのクレームや理不尽な要求がストレスになっている。

3. 人員不足と配置の問題

- ・ 法定人数ギリギリや職員数不足により、現場が疲弊している。
- ・ 保育士1人での負担が大きすぎるという訴え。
- ・ 新園開園に伴う職員不足や、配置基準の改善を要望。

4. 休暇と労働時間の調整

- ・ 夏季休暇や平日の休みの導入を希望。
- ・ 作業の持ち帰りや長時間勤務の改善を求める声。
- ・ 短時間保育の見直しが必要との意見。

5. 研修とキャリアアップ

- ・ 研修が負担になっているため、勤務時間内での実施を希望。
- ・ 研修のレポート提出が現場職員の負担になっている。
- ・ 研修に人数制限があるため、希望者全員が参加できる仕組みを要望。

6. 保育の質の向上

- ・ 保育の質が低下しているとの懸念。
- ・ 小規模園の増加に伴う保育の質低下への対策を要望。
- ・ 発達に課題のある子どもへの支援強化を求める声。

7. 保護者との関係性

- ・ 保護者の協力不足や要求の多さが保育士の負担に。
- ・ 保護者ハラスメントに対する対策を求める意見。
- ・ 保育士の声を保護者に届けることや、啓発活動の強化を希望。

8. 市や行政への期待

- ・ 現場の声を直接聞いてほしいという要望。
- ・ 保育士の相談窓口の設置や補助金制度の周知を求める声。
- ・ 市独自の取り組みへの期待や、園の運営への介入を希望。

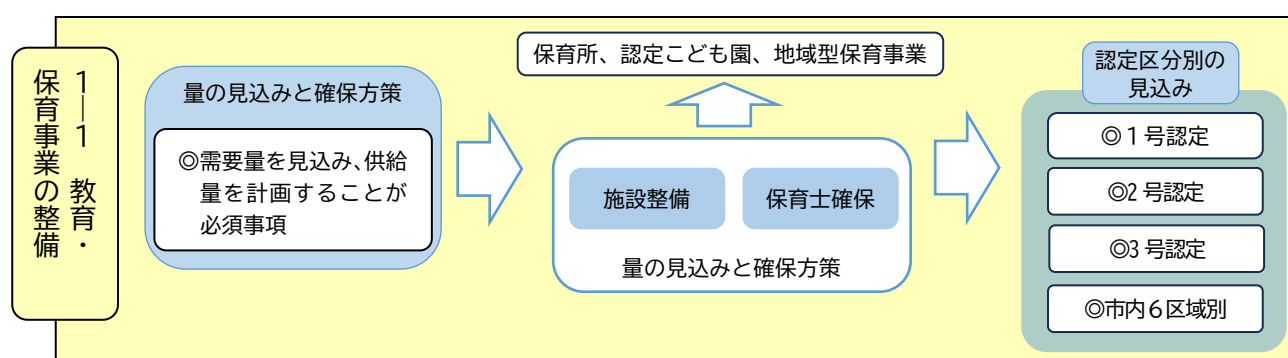
【第2部 基本施策】

第1章 基本目標1：安心して子育てできる環境づくり

●体系イメージ図1

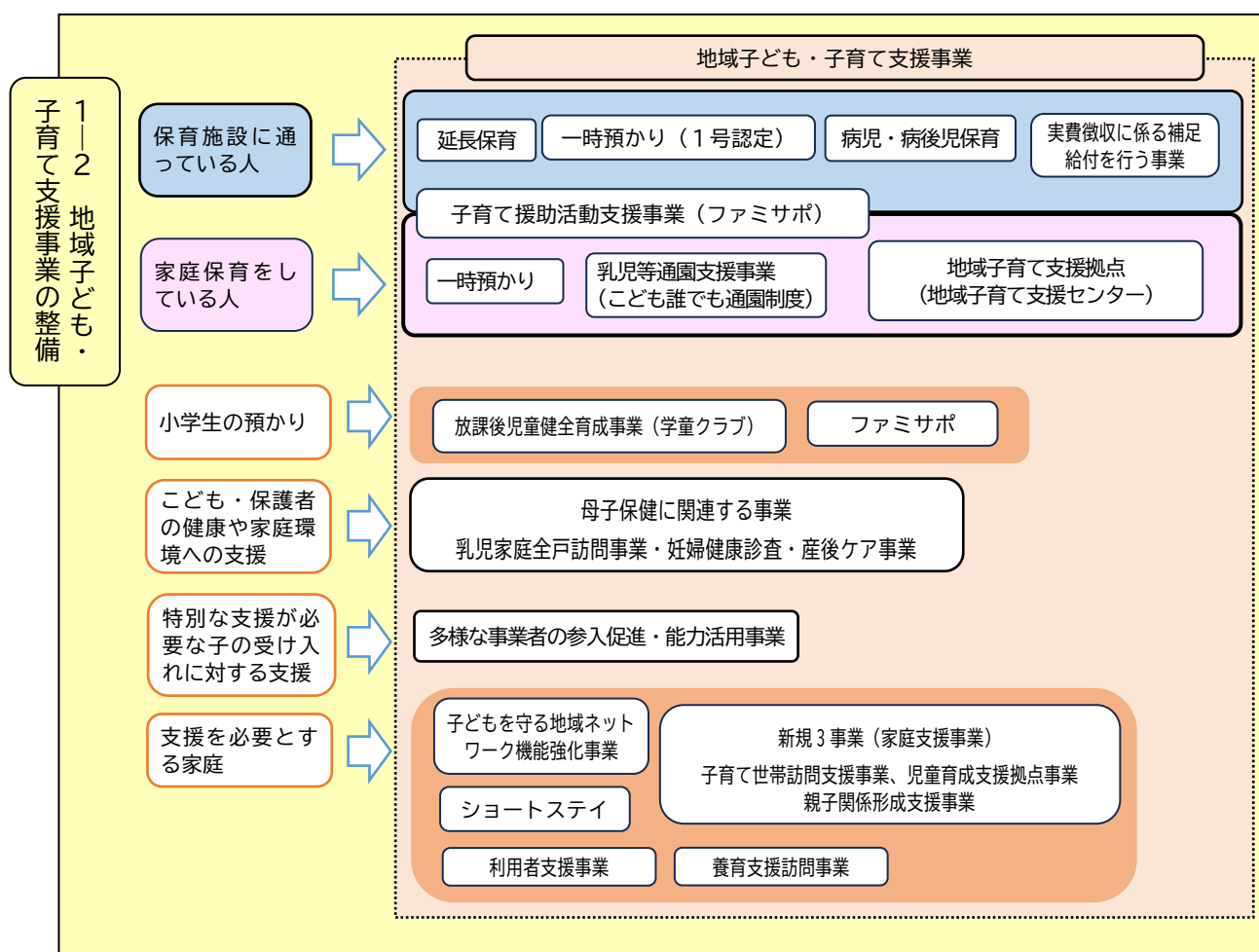
教育・保育の受け皿の確保の視点

P82～P89



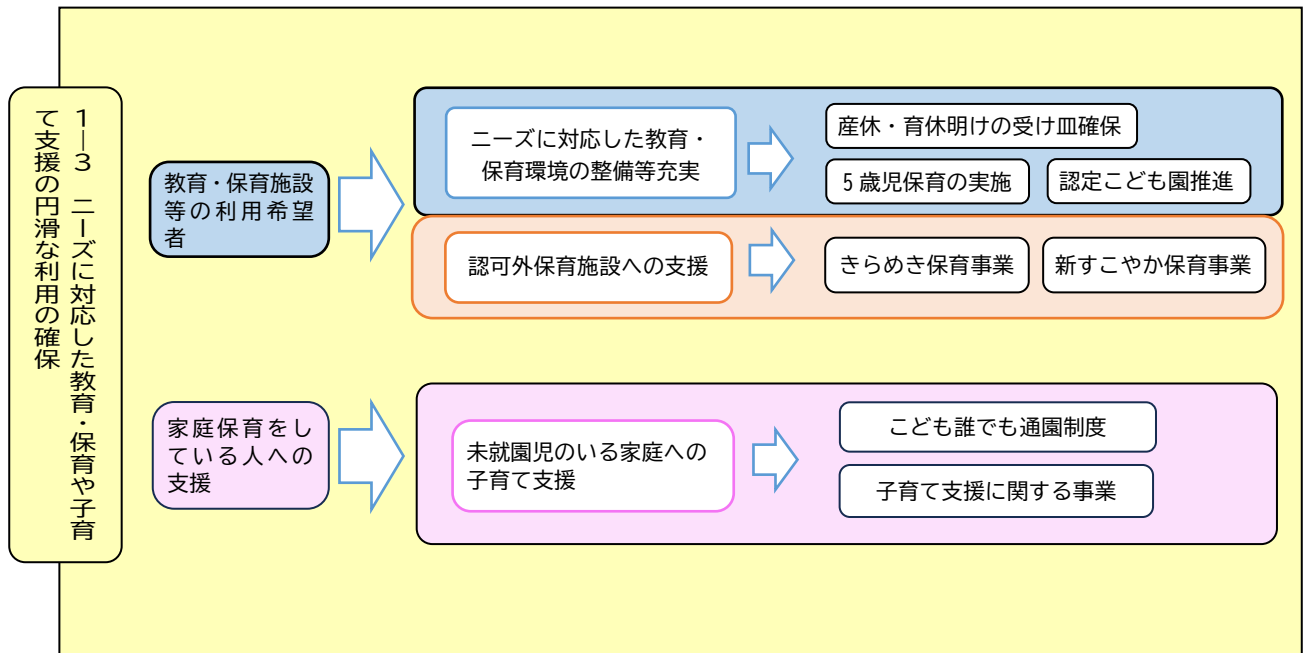
子育て支援の視点

P90～P99



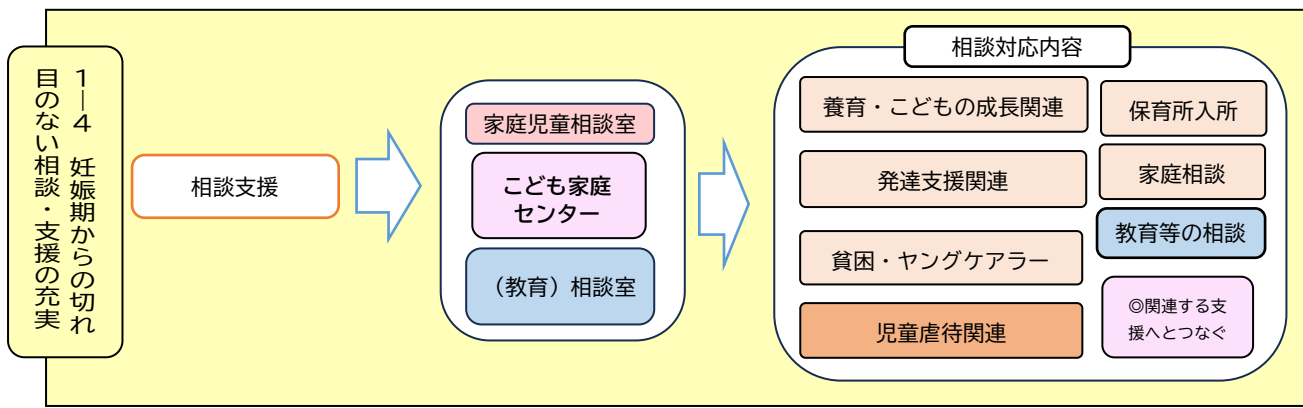
教育・保育施設等の充実の視点

P100～P101



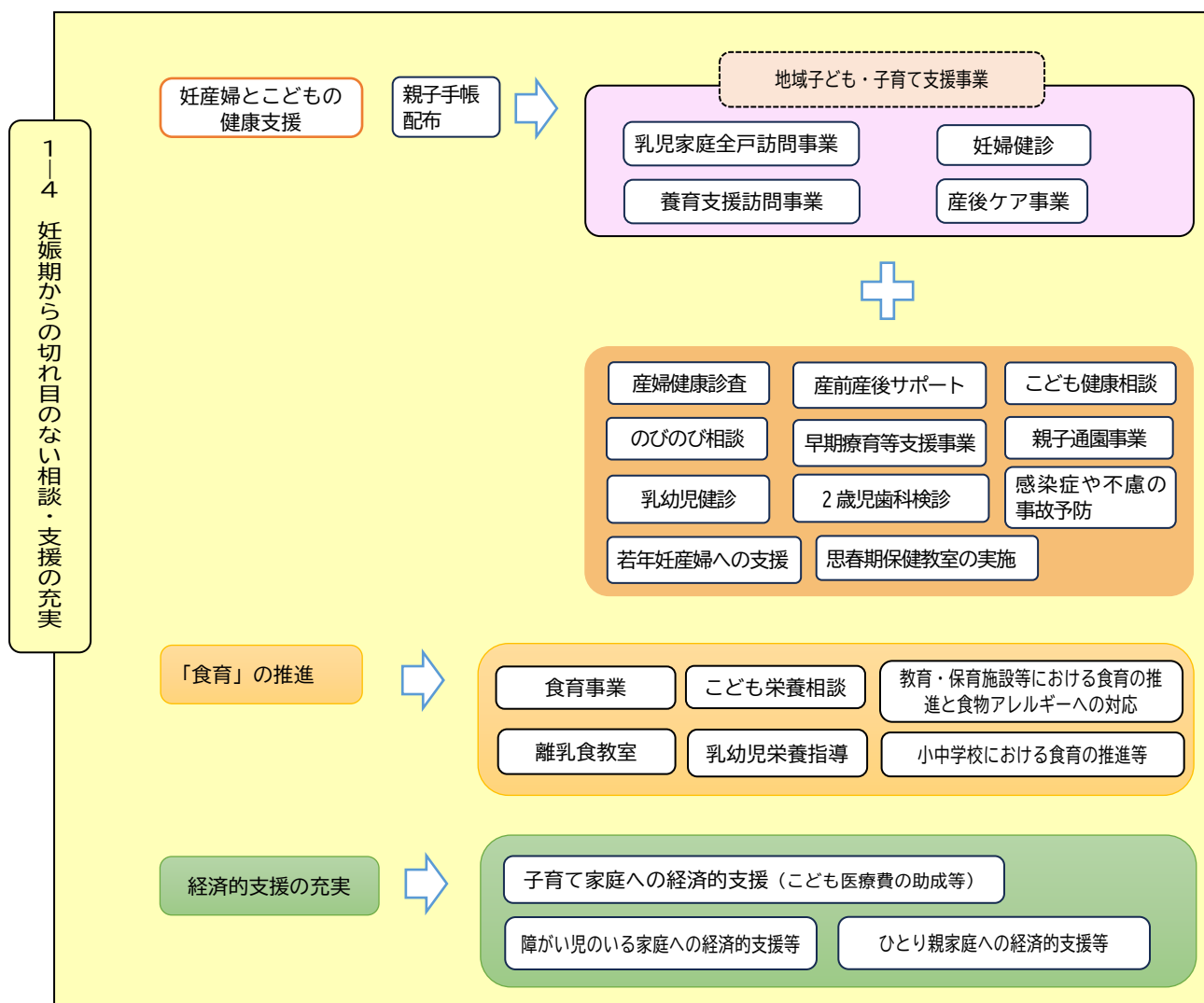
相談支援の視点

P102～P103



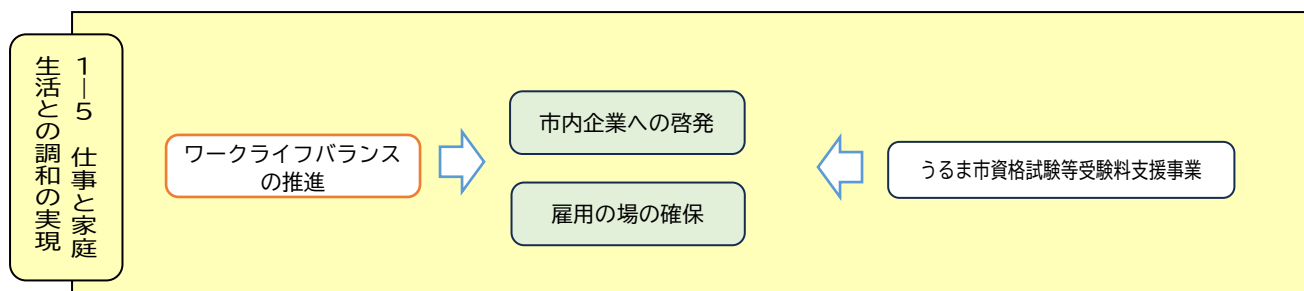
母子保健の視点・経済的支援の視点

P103～P107



ワークライフバランスの視点

P108



1-1 教育・保育事業の整備

小学校就学前のこどもを持つ子育て世帯の支援を図るため、ニーズ調査結果に基づいた見込み量に対する確保を図り、安心して子育てができるよう環境整備を推進します。

就学前児童が教育・保育施設等を利用するときに、こどもの年齢や保育の必要性等に基づいて認定を受け、その認定区分に応じて、利用できる施設があります。

認定区分	年齢	保育の 必要要件	給付の内容	利用できる施設
1号認定子ども 満3歳以上のこどもであって、2号認定子ども以外のもの	満3歳以上 (3～5歳)	なし	教育標準時間 (4時間)	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭で保育を受けることが困難であるもの	満3歳以上 (3～5歳)	あり (保護者の就労等)	保育標準時間 (11時間) 保育短時間 (8時間)	保育所 認定こども園 幼稚園(預かり保育利用)
3号認定子ども 満3歳未満のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭で保育を受けることが困難であるもの	満3歳未満 (0～2歳)	あり (保護者の就労等)	保育標準時間 (11時間) 保育短時間 (8時間)	保育所 認定こども園 地域型保育 (小規模保育所等)

※うるま市では、市立幼稚園は、津堅幼稚園を除き、すべて認定こども園に移行しています。

(1) 量の見込みと確保方策

区域ごとのニーズ量に対応した整備を基本とし、受け皿の確保を図ります。量の見込みを市全体でみると、3号認定の1・2歳は増加が見込まれますが、その他は緩やかな減少傾向と推計されています。確保方策としては、現在の定員を維持しながら、区域別のニーズについては、保育士の確保及び隣接する区域との利用調整により、入所希望に対応していきます。

①うるま市全体

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	354	447	434	413	406	412
②確保方策	773	833	843	843	843	843
特定教育・保育施設※ ¹	628	688	698	698	698	698
私立幼稚園	145	145	145	145	145	145
②－①	419	386	409	430	437	431

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,494	3,408	3,308	3,151	3,098	3,140
2号教育	0	0	0	0	0	0
2号保育	3,494	3,408	3,308	3,151	3,098	3,140
②確保方策	3,610	3,610	3,614	3,633	3,633	3,633
特定教育・保育施設	3,534	3,534	3,538	3,557	3,557	3,557
（うち認定こども園）	1,716	1,716	1,720	1,720	1,720	1,720
企業主導型保育事業所※ ²	76	76	76	76	76	76
②－①	116	202	306	482	535	493

3) 3号認定（0歳児）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	452	491	490	489	487	488
②確保方策	644	644	650	660	660	660
特定教育・保育施設	503	503	509	519	519	519
地域型保育事業※ ³	99	99	99	99	99	99
企業主導型保育事業所	42	42	42	42	42	42
②－①	192	153	160	171	173	172

4) 3号認定（1・2歳児）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,107	1,884	1,927	2,031	2,027	2,022
②確保方策	2,196	2,196	2,202	2,216	2,216	2,216
特定教育・保育施設	1,847	1,847	1,853	1,867	1,867	1,867
地域型保育事業	225	225	225	225	225	225
企業主導型保育事業所	124	124	124	124	124	124
②－①	89	312	275	185	189	194

※1「特定教育・保育施設」は、認可保育所及び認定こども園（公立含む）。

※2「企業主導型保育事業所」とは、企業が従業員等のために設置する保育所で内閣府が運営費等を助成し運営する保育所。（確保方策に含むことが可能）

※3「地域型保育事業」＝小規模保育事業所及び事業所内保育事業。

②あげな中学校区域

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	71	83	80	78	77	80
②確保方策	169	184	182	182	182	182
特定教育・保育施設※ ¹	114	129	127	127	127	127
私立幼稚園	55	55	55	55	55	55
②－①	98	101	102	104	105	102

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	646	608	587	574	571	585
2号教育	0	0	0	0	0	0
2号保育	646	608	587	574	571	585
②確保方策	539	539	543	559	559	559
特定教育・保育施設	509	509	513	529	529	529
（うち認定こども園）	319	319	323	323	323	323
企業主導型保育事業所※ ²	30	30	30	30	30	30
②－①	-107	-69	-44	-15	-12	-26

3) 3号認定（0歳児）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	85	76	76	76	76	76
②確保方策	68	68	71	72	72	72
特定教育・保育施設	47	47	50	51	51	51
地域型保育事業※ ³	9	9	9	9	9	9
企業主導型保育事業所	12	12	12	12	12	12
②－①	-17	-8	-5	-4	-4	-4

4) 3号認定（1・2歳児）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	379	369	383	394	395	394
②確保方策	317	317	323	323	323	323
特定教育・保育施設	256	256	262	262	262	262
地域型保育事業	24	24	24	24	24	24
企業主導型保育事業所	37	37	37	37	37	37
②－①	-62	-52	-60	-71	-72	-71

※1「特定教育・保育施設」は、認可保育所及び認定こども園（公立含む）。

※2「企業主導型保育事業所」とは、企業が従業員等のために設置する保育所で内閣府が運営費等を助成し運営する保育所。（確保方策に含むことが可能）

※3「地域型保育事業」＝小規模保育事業所及び事業所内保育事業。

③具志川中学校区域

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	66	88	84	80	77	78
②確保方策	165	165	165	165	165	165
特定教育・保育施設※ ¹	165	165	165	165	165	165
私立幼稚園	0	0	0	0	0	0
②－①	99	77	81	85	88	87

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	561	683	648	618	597	608
2号教育	0	0	0	0	0	0
2号保育	561	683	648	618	597	608
②確保方策	871	871	871	871	871	871
特定教育・保育施設	866	866	866	866	866	866
（うち認定こども園）	495	495	495	495	495	495
企業主導型保育事業所※ ²	5	5	5	5	5	5
②－①	310	188	223	253	274	263

3) 3号認定（0歳児）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	82	91	92	92	92	92
②確保方策	156	156	156	156	156	156
特定教育・保育施設	105	105	105	105	105	105
地域型保育事業※ ³	39	39	39	39	39	39
企業主導型保育事業所	12	12	12	12	12	12
②－①	74	65	64	64	64	64

4) 3号認定（1・2歳児）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	364	358	370	400	401	401
②確保方策	580	580	580	580	580	580
特定教育・保育施設	451	451	451	451	451	451
地域型保育事業	93	93	93	93	93	93
企業主導型保育事業所	36	36	36	36	36	36
②－①	216	222	210	180	179	179

※1「特定教育・保育施設」は、認可保育所及び認定こども園（公立含む）。

※2「企業主導型保育事業所」とは、企業が従業員等のために設置する保育所で内閣府が運営費等を助成し運営する保育所。（確保方策に含むことが可能）

※3「地域型保育事業」＝小規模保育事業所及び事業所内保育事業。

④高江洲中学校区域

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	54	69	69	67	67	68
②確保方策	105	105	105	105	105	105
特定教育・保育施設※ ¹	105	105	105	105	105	105
私立幼稚園	0	0	0	0	0	0
②－①	51	36	36	38	38	37

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	658	534	537	519	518	525
2号教育	0	0	0	0	0	0
2号保育	658	534	537	519	518	525
②確保方策	631	631	631	631	631	631
特定教育・保育施設	631	631	631	631	631	631
（うち認定こども園）	312	312	312	312	312	312
企業主導型保育事業所※ ²	0	0	0	0	0	0
②－①	-27	97	94	112	113	106

3) 3号認定（0歳児）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	93	89	89	89	89	89
②確保方策	117	117	117	117	117	117
特定教育・保育施設	99	99	99	99	99	99
地域型保育事業※ ³	18	18	18	18	18	18
企業主導型保育事業所	0	0	0	0	0	0
②－①	24	28	28	28	28	28

4) 3号認定（1・2歳児）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	430	342	347	363	363	361
②確保方策	404	404	404	394	394	394
特定教育・保育施設	368	368	368	358	358	358
地域型保育事業	36	36	36	36	36	36
企業主導型保育事業所	0	0	0	0	0	0
②－①	-26	62	57	31	31	33

※1「特定教育・保育施設」は、認可保育所及び認定こども園(公立含む)。

※2「企業主導型保育事業所」とは、企業が従業員等のために設置する保育所で内閣府が運営費等を助成し運営する保育所。(確保方策に含むことが可能)

※3「地域型保育事業」＝小規模保育事業所及び事業所内保育事業。

⑤具志川東中学校区域

1) 1号認定(3歳以上の教育のみの就学前の子ども)

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	47	84	81	75	74	75
②確保方策	60	75	75	75	75	75
特定教育・保育施設※ ¹	60	75	75	75	75	75
私立幼稚園	0	0	0	0	0	0
②－①	13	-9	-6	0	1	0

2) 2号認定(3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童)

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	514	467	449	416	412	419
2号教育	0	0	0	0	0	0
2号保育	514	467	449	416	412	419
②確保方策	451	451	451	451	451	451
特定教育・保育施設	451	451	451	451	451	451
(うち認定こども園)	160	160	160	160	160	160
企業主導型保育事業所※ ²	0	0	0	0	0	0
②－①	-63	-16	2	35	39	32

3) 3号認定(0歳児)

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	64	67	67	67	67	67
②確保方策	122	122	122	128	128	128
特定教育・保育施設	113	113	113	119	119	119
地域型保育事業※ ³	9	9	9	9	9	9
企業主導型保育事業所	0	0	0	0	0	0
②－①	58	55	55	61	61	61

4) 3号認定(1・2歳児)

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	280	278	286	300	299	299
②確保方策	266	266	266	290	290	290
特定教育・保育施設	242	242	242	266	266	266
地域型保育事業	24	24	24	24	24	24
企業主導型保育事業所	0	0	0	0	0	0
②－①	-14	-12	-20	-10	-9	-9

※1「特定教育・保育施設」は、認可保育所及び認定こども園(公立含む)。

※2「企業主導型保育事業所」とは、企業が従業員等のために設置する保育所で内閣府が運営費等を助成し運営する保育所。(確保方策に含むことが可能)

※3「地域型保育事業」＝小規模保育事業所及び事業所内保育事業。

⑥石川区域

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	57	70	69	67	65	64
②確保方策	190	220	220	220	220	220
特定教育・保育施設※ ¹	100	130	130	130	130	130
私立幼稚園	90	90	90	90	90	90
②－①	133	150	151	153	155	156

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	613	612	603	583	563	559
2号教育	0	0	0	0	0	0
2号保育	613	612	603	583	563	559
②確保方策	728	728	728	731	731	731
特定教育・保育施設	687	687	687	690	690	690
（うち認定こども園）	215	215	215	215	215	215
企業主導型保育事業所※ ²	41	41	41	41	41	41
②－①	115	116	125	148	168	172

3) 3号認定（0歳児）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	80	97	96	96	94	96
②確保方策	133	133	133	136	136	136
特定教育・保育施設	97	97	97	100	100	100
地域型保育事業※ ³	18	18	18	18	18	18
企業主導型保育事業所	18	18	18	18	18	18
②－①	53	36	37	40	42	40

4) 3号認定（1・2歳児）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	404	318	317	336	333	333
②確保方策	445	445	445	445	445	445
特定教育・保育施設	358	358	358	358	358	358
地域型保育事業	36	36	36	36	36	36
企業主導型保育事業所	51	51	51	51	51	51
②－①	41	127	128	109	112	112

※1「特定教育・保育施設」は、認可保育所及び認定こども園（公立含む）。

※2「企業主導型保育事業所」とは、企業が従業員等のために設置する保育所で内閣府が運営費等を助成し運営する保育所。（確保方策に含むことが可能）

※3「地域型保育事業」＝小規模保育事業所及び事業所内保育事業。

⑦与那城・勝連区域

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	59	53	51	46	46	47
②確保方策	84	84	96	96	96	96
特定教育・保育施設※ ¹	84	84	96	96	96	96
私立幼稚園	0	0	0	0	0	0
②－①	25	31	45	50	50	49

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	502	504	484	441	437	444
2号教育	0	0	0	0	0	0
2号保育	502	504	484	441	437	444
②確保方策	390	390	390	390	390	390
特定教育・保育施設	390	390	390	390	390	390
（うち認定こども園）	215	215	215	215	215	215
企業主導型保育事業所※ ²	0	0	0	0	0	0
②－①	-112	-114	-94	-51	-47	-54

3) 3号認定（0歳児）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	48	71	70	69	69	68
②確保方策	48	48	51	51	51	51
特定教育・保育施設	42	42	45	45	45	45
地域型保育事業※ ³	6	6	6	6	6	6
企業主導型保育事業所	0	0	0	0	0	0
②－①	0	-23	-19	-18	-18	-17

4) 3号認定（1・2歳児）

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	250	219	224	238	236	234
②確保方策	184	184	184	184	184	184
特定教育・保育施設	172	172	172	172	172	172
地域型保育事業	12	12	12	12	12	12
企業主導型保育事業所	0	0	0	0	0	0
②－①	-66	-35	-40	-54	-52	-50

※1「特定教育・保育施設」は、市立幼稚園、認可保育所及び認定こども園（公立含む）。

※2「企業主導型保育事業所」とは、企業が従業員等のために設置する保育所で内閣府が運営費等を助成し運営する保育所。（確保方策に含むことが可能）

※3「地域型保育事業」＝小規模保育事業所及び事業所内保育事業。

1-2 地域子ども・子育て支援事業の整備

地域に暮らすすべての子育て世帯が、安心して子育てできる環境づくりを推進するため、「地域子ども・子育て支援事業」量の見込みと確保方策を掲げます。量の見込みは、主にニーズ調査結果を踏まえて設定しています。

(1) 量の見込みと確保方策

① 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現在実施している全園での実施を継続し、保護者のニーズに対応する延長保育事業を実施します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人数 (延べ人数)	1,576	1,561	1,548	1,533	1,543
確保方策	人 (延べ人数)	1,576	1,561	1,548	1,533	1,543
	箇所 (施設数)	33	33	33	33	33

※自主事業を含めると全園実施

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭などの子について、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

ニーズ調査の結果を踏まえ、令和7年度は2,906人と見込まれます。その後は緩やかに減少すると推計されます。

公設及び民設学童クラブの増設によりニーズへの対応を図るほか、非課税世帯への利用料の助成について検討し、利用者の拡大を図ります。

	単位		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	合計	人	2,906	2,885	2,852	2,826	2,748
	低学年	人	2,076	2,052	2,026	1,994	1,926
	高学年	人	830	833	826	832	822
	1年生	人	841	831	821	807	780
	2年生	人	696	688	679	669	646
	3年生	人	539	533	526	518	500
	4年生	人	340	342	338	341	337
	5年生	人	282	283	281	283	279
	6年生	人	208	208	207	208	206
確保方策	人		2,868	2,908	2,908	2,908	2,948
	箇所		58	59	59	59	60
	公設		11	11	11	11	12
	民設		47	48	48	48	48
	クラス単位		79	80	80	80	81

※量の見込み及び確保方策の人＝実利用人数

【区域別の整備目標】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
あげな 中学校区域	見込み	545	533	518	510	492
	確保量	677	677	677	677	677
具志川 中学校区域	見込み	557	570	564	568	547
	確保量	906	906	906	906	906
高江洲 中学校区域	見込み	473	451	450	442	435
	確保量	309	349	349	349	349
具志川東 中学校区域	見込み	463	459	456	446	432
	確保量	206	206	206	206	206
石川区域	見込み	463	468	454	461	456
	確保量	395	395	395	395	395
与那城・ 勝連区域	見込み	405	404	410	399	386
	確保量	295	295	295	295	335
その他 (アミークス 小)	見込み	80	80	80	80	80
	確保量	80	80	80	80	80
合計	見込み	2,906	2,885	2,852	2,826	2,748
	確保量	2,868	2,908	2,908	2,908	2,948

確保量に対して見込み量が不足している区域もありますが、隣接する区域の確保量で補うことが出来る場合もあれば、地理的要因から他の区域の学童利用が困難な場合もあることから、それぞれの区域のニーズに対応できるよう検討いたします。

③地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

必要とする世帯に本事業の情報が届くように、広報誌や市ホームページ等を活用し、事業内容や実施場所について周知していきます。

また、認定こども園で実施しています子育て支援事業の充実に伴い、地域子育て支援拠点事業との一体的な事業の実施について検討いたします。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日 (延べ人数)	16,737	16,576	16,442	16,283	16,380
確保方策	人日 (延べ人数)	16,737	16,576	16,442	16,283	16,380
	箇所 (施設数)	8	8	8	8	8

④一時預かり事業

1) 幼稚園型

幼稚園又は認定こども園において、主に在籍園児（1号認定子ども）を対象に実施する預かり保育に係る支援を行う事業です。

1号認定を受け入れている全園での事業実施を行い、利用ニーズに対応します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	1号認定 年間利用 人日 (延べ人数)	6,823	6,765	6,716	6,659	6,694
	2号認定 年間利用 人日 (延べ人数)					
	合計 人日 (延べ人数)	6,823	6,765	6,716	6,659	6,694
確保方策	人日 (延べ人数)	6,823	6,765	6,716	6,659	6,694
	箇所 (施設数)	6	6	6	6	6

2) その他の一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

また、要支援・要保護児童や特定妊婦の支援の観点から、国は「家庭支援事業」の実施を掲げており、本事業も6つの家庭支援事業の一つとして、子育て支援・児童虐待の予防的役割を担います。

一時預かり事業実施施設における安定的な子育てサービスの提供を行うため、保育士の確保を支援します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日 (延べ人数)	3,728	3,814	3,903	3,989	4,098
確保方策	一時預かり事業 (幼稚園在園児 対象型を除く)	人日 (延べ人数)	1,428	1,414	1,403	1,389
	箇所 (施設数)	3	3	3	3	3
	ファミリー・サポ ート・センター (未就学児のみ)	人日 (延べ人数)	2,300	2,400	2,500	2,600

⑤病児・病後児保育事業

病気や怪我により、集団保育が困難な乳幼児が、家庭において保育を受けることが困難となった場合に、保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

病児・病後児保育事業は、市内2箇所で実施しており、ニーズ調査より量の見込みを算出すると、各年722人程度の利用と見込まれます。

また、病児対応型よりも病後児対応型は利用者が少ない傾向にあるため、事業内容や受け入れの範囲等について、広報誌や公式SNS等様々な方法で周知します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日 (延べ人数)	722	722	722	722	722
確保方策	人日 (延べ人数)	722	722	722	722	722
	箇所 (施設数)	2	2	2	2	2

⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター〈就学児のみ〉）

小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

利用実績より量の見込みを算出すると、年間延べ 2,200 人の利用から、2,600 人へと増加が見込まれます。事業の周知のほか、保育サポーター養成講座を行い、毎年 30 名程度の更なる援助会員の確保に努めます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (就学児)	人日 (延べ人数)	2,200	2,300	2,400	2,500	2,600
確保方策	人日 (延べ人数)	2,200	2,300	2,400	2,500	2,600

⑦子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、一定期間の養育・保護を行う事業です。

また、要支援・要保護児童や特定妊婦の支援の観点から、国は「家庭支援事業」の実施を掲げており、本事業も6つの家庭支援事業の一つとして、子育て支援・児童虐待の予防的役割を担います。

令和5年度に沖縄市と案分で補助金を拠出し、児童養護施設内に子育て短期支援事業の専用施設を整備し、令和6年5月より施設でのショートステイ利用を開始しています。

本市の受け皿を踏まえると年間延べ 240 人の利用が可能となります。保護者のニーズに対応できるよう、周知を行いながら事業展開を行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日 (延べ人数)	240	240	240	240	240
確保方策	人日 (延べ人数)	240	240	240	240	240
	箇所 (施設数)	1	1	1	1	1

⑧利用者支援事業

こども、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行います。

令和6年度よりこども家庭センターとして利用者支援事業を実施しています。今後も同様に推進し、児童福祉関連及び母子保健関連の各種相談やつなぎを行い、切れ目のない子育て支援に取り組みます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	基本型	箇所	1	1	1	1
	特定型	箇所				
	こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1

妊婦等包括相談支援事業型

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	回数	2,967	2,820	2,680	2,547	2,420
確保方策	回数	2,967	2,820	2,680	2,547	2,420

⑨乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

産後早期に関わることで、母親の育児不安の解消、子育て情報の提供に努めます。また、訪問指導等の結果、継続的な支援が必要な場合は、引き続き支援を行います。

産後早期の訪問や、不在等による訪問未実施の対象者について、早期に再訪問ができるよう取り組みます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人 (実利用人数)	1,192	1,191	1,188	1,184	1,185
確保方策	人 (実利用人数)	1,192	1,191	1,188	1,184	1,185

⑩養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、該当家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

また、要支援・要保護児童や特定妊婦の支援の観点から、国は「家庭支援事業」の実施を掲げており、本事業も6つの家庭支援事業の一つとして、子育て支援・児童虐待の予防的役割を担います。

乳児家庭全戸訪問事業等から支援が必要な家庭を早期に把握し、個別の状況に応じた支援計画に基づき、養育に関する指導・助言などを行います。（家事・育児支援は、新たに創設された「子育て世帯訪問支援事業」において実施します）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人 (実利用人数)	38	38	38	38	38
確保方策	人 (実利用人数)	38	38	38	38	38

⑪子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワークの連携強化を図り、要保護児童への対策を強化する事業です。

専任職員の配置により、関係機関との連携強化が図られ児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応につながっております。今後も事業を継続し連携強化に努めます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

要保護児童対策地域協議会開催件数

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	件数	200	200	200	200	200
確保方策	件数	200	200	200	200	200

⑫妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時において必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠に気づいたら早期に届け出を行い、妊娠初期から健診や保健指導等適切な健康管理が受けられるよう周知を図ります。

妊娠届出時における窓口での案内と母子手帳アプリによる受診勧奨を実施します。また、健診費用の償還払い手続きについてオンライン申請を導入し、費用の償還期間を短縮することで、里帰り先で健診が受診しやすい環境を整備します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回 (延べ利用回数)	14,966	14,910	14,882	14,896	14,910
確保方策	人回 (延べ利用回数)	14,966	14,910	14,882	14,896	14,910

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

対象者：未移行幼稚園…市民税所得割額が77,101円未満の世帯、多子世帯

※小学校3年生修了前の子から数えて第3子目以降の子が幼稚園在籍の世帯
認可保育施設等…生活保護世帯（第1階層）

対象経費：未移行幼稚園…給食費（副食材料費）

認可保育施設等…教材費・行事費等

支援の必要な世帯に給付の情報が行き届くよう、簡易的でわかりやすく手続についてのマニュアルを作成し、情報発信を行います。また、保護課と協力し、生活保護受給世帯への周知を行います。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	教育	人 (実人数)	11	11	11	11	11
	保育	人 (実人数)	23	23	23	22	23
	計	人 (実人数)	34	34	34	33	34
確保方 策	教育	人 (実人数)	11	11	11	11	11
	保育	人 (実人数)	23	23	23	22	23
	計	人 (実人数)	34	34	34	33	34

⑭多様な事業者の参入促進・能力活用事業

健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所 (施設数)	8	10	12	12	12
確保方策	箇所 (施設数)	8	10	12	12	12

⑮子育て世帯訪問支援事業（家庭支援事業） 【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和5年度までは養育支援訪問事業の中で実施していましたが、国の制度改正を受け、家事や育児支援については令和6年度より子育て世帯訪問支援事業として実施しています。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回 (延べ人数)	788	788	788	788	788
確保方策	人回 (延べ人数)	788	788	788	788	788

⑯児童育成支援拠点事業（家庭支援事業） 【新規】

養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行う事業です。

本市においては、今後状況を見極めながら実施を検討いたします。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	80	80	80	80	80
確保方策	人	0	80	80	80	80

⑰親子関係形成支援事業（家庭支援事業） 【新規】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況に応じた情報提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことで、適切な親子関係の構築を図る事業です。

本市においては、今後状況を見極めながら実施を検討いたします。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	10	10	10	10	10
確保方策	人	0	10	10	10	10

⑱産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

申請や利用手続きの簡素化や電子化を行い、利用しやすい環境づくりに努めます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回 (利用回数)	1,673	1,673	1,670	1,673	1,673
確保方策	人回 (利用回数)	1,673	1,673	1,670	1,673	1,673

⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労要件を問わず、0歳6か月から3歳未満までの保育施設等に通っていない児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に対応できる新たな通園給付制度で、令和8年度より全自治体で実施することとされています。

本市においては、計画年度中での実施を検討いたします。

令和8年度以降の量の見込みとして、母親の就労率の上昇に伴い、2歳児の保育施設等利用者が増加すると推測されております。その結果、2歳児が保育施設等を利用することで、こども誰でも通園制度の利用者数は減少するものと見込まれます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み（延べ人数）	84	84	84	84	84
	確保方策（延べ人数）	84	84	84	84	84
1歳	量の見込み（延べ人数）	180	168	168	168	168
	確保方策（延べ人数）	180	168	168	168	168
2歳	量の見込み（延べ人数）	228	204	204	192	192
	確保方策（延べ人数）	228	204	204	192	192
	設置数	4	4	4	4	4

※令和7年度：地域子ども・子育て支援事業（乳児等通園支援事業）として実施

令和8年度：乳児等のための支援給付として実施

1-3 ニーズに対応した教育・保育や子育て支援の円滑な利用の確保

本市では、津堅幼稚園以外の市立幼稚園を認定こども園に移行し、教育ニーズと保育ニーズに対応できる施設づくりを推進してきました。待機児童も大幅に減少し、令和6年4月1日では0人を達成しています。しかし、保育ニーズにおいては、産後休暇・育児休業明けで預けにくいという課題や、5歳児保育ニーズに未対応の保育所があります。さらに、認可外保育所に通うこどもたちについても、教育・保育の保障に努める必要があります。

こどもの教育・保育の保障と子育て家庭のニーズに対応できるように、教育・保育施設のより良い環境づくりを進めます。

(1) ニーズに対応した教育・保育環境の整備等の充実

こども政策課

教育・保育の今後のニーズ量を踏まえ、認定こども園や認可保育所における受け入れ体制の確保を行います。

0歳児や1歳児では、産後休暇・育児休業明け等による年度途中の入所希望に対応できるよう、利用しやすい保育環境の確保に努めます。

また、市内の全認可保育所で0～5歳児の連続した教育・保育の推進、そのほか市の実情に合わせたニーズに対応するため、施設整備等を検討いたします。

公立認定こども園・保育所等については、「市立認定こども園・保育所等を中心とした教育・保育環境向上のためのアクションプラン」に掲げている就学前児童の教育・保育の質の向上や子育て支援機能の強化に向けて、環境づくりの推進主体となります。

(2) 未就園児のいる家庭への子育て支援

① こども誰でも通園制度（再掲：基本目標1-2-(1)⑱）

保育こども園課

保護者の就労要件を問わず、0歳6か月から3歳未満までの保育施設等に通っていない児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に対応できる新たな通園給付制度で、令和8年度より全自治体で実施することとされています。

本市においては、計画年度中での実施を検討いたします。

② 子育て支援に関する事業

教育保育支援課、保育こども園課

認定こども園での子育て支援事業や地域子育て支援拠点事業を実施する園において、就学前の0～6歳のこどもとその保護者やこれから子育てを行う妊娠中の方に対し、親子交流・園庭開放・子育て講座・育児相談や情報提供等を行う事業の充実を図ります。

(3) 認可外保育施設への支援

保育こども園課、教育保育支援課

認可外保育施設を利用する児童の処遇向上を図るため、「きらめき保育事業」による行事費、教材費の補助、「新すこやか保育事業」による給食費、賠償責任保険料、内科・歯科検診、給食関係職員の検便検査の補助を、今後も継続して行います。

また、保育の質の向上を図るため、県が実施する「認可外保育施設職員研修事業」に対して保育教材費の補助を実施します。

入所児童の処遇向上を図るため、必要に応じて安全面、衛生面、保育内容等に関する訪問・助言を実施します。

また、指導監督基準を満たしていない施設について、指導監督基準の達成を支援します。

1-4 妊娠期からの切れ目のない相談・支援の充実

本市では、令和6年度より、これまでの「子育て世代包括支援センター“だいすき”」と「子ども家庭総合支援拠点」を統合し、母子保健機能と児童福祉機能が連携しながら、子育て世帯などに対する一体的な支援を切れ目なく・漏れなく対応することを目指して「こども家庭センター」を設置しました。保健・福祉・教育・医療機関など関係機関との連携も強化し、きめ細やかな支援、必要な支援がしっかりと行えるように「相談、把握、つなぎ」を重視した支援に取り組めます。その際には、家庭支援事業をはじめとして、必要なこども・家庭へ支援が行き届くよう情報提供等に努めます。また、こども家庭センターにおいて、「市立認定こども園・保育所等を中心とした教育・保育環境向上のためのアクションプラン」に示している子育て支援とも連携し、支援の充実を図ります。

妊産婦や乳幼児の健康保持・増進を図るため、産前から産後の母親の支援、乳幼児健診、発達支援に係る各種教室等を実施します。また、乳幼児への食育指導について、各種健診、教育・保育施設で実施するほか、小中学校での食育を推進します。

若年妊婦への支援や、児童生徒への性教育により、性に対する正しい知識の普及啓発を行います。

子育て家庭では、経済的負担の軽減を求める声が多いことから、手当の支給その他の支援策を行います。

(1) 妊娠期からの相談支援・情報提供

① こども家庭センター等による相談支援・情報提供

子育て包括支援課

「こども家庭センター」において、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援と情報提供を行うとともに、福祉・教育等の相談窓口や関係機関と連携し、身近な地域での相談体制の強化を図り、切れ目なく支援するネットワークの構築に取り組めます。また、令和4年度から導入した母子健康手帳アプリの活用による情報発信など、子育て家庭にしっかりと情報を届ける工夫に努めるほか、日本語を話せない（日本語以外を母国語とする）子育て世帯が増えていることから、多言語での情報提供・相談対応ができるよう、多言語に対応した情報提供資料の作成・配布、ICTの活用による通訳環境の整備に努めます。

加えて、こども家庭センター内に統括支援員を配置し、母子保健と児童福祉の連携について、合同のケース検討を行うなど、効果的な展開に向けた取組を行います。

② 家庭児童相談室

子育て包括支援課

家庭相談員を配置し、0～18歳未満の児童について、子育ての悩みなど児童に関する相談や、福祉サービス等の情報提供等を行います。

母子保健分野との更なる連携強化を行い、子育て家庭に寄り添った支援の充実を図ります。

③教育等の相談

学校生活応援課

具志川・与勝地区、石川地区に相談室を設置し、登校しぶりや不登校、対人関係など教育上の問題や悩みについて、児童生徒、保護者、教師の教育相談を行います。また、家庭支援員を配置し、既卒者の就労、進学支援を今後も行っています。

学校の教育相談担当やスクール・ソーシャルワーカー等とも連携した相談支援や、必要な方に支援を届けるため、引き続き、市広報紙及びホームページ等を活用した相談室の周知広報を行います。

(2)妊産婦とこどもの健康支援

①産婦健康診査

子育て包括支援課

産後うつ等の予防等を図るため、産後2週間と4週間の時期に、身体計測や問診などにより、出産後間もない産婦の心身の状況を確認する健康診査を実施します。

産婦健康診査の受診率向上を図るため、母子手帳アプリ、ベビーカード交付時や相談・支援の場を活用した受診勧奨を推進します。

②産後ケア事業（再掲：基本目標1-2-(1)⑱）

子育て包括支援課

産後1年未満の乳児と母を対象に、宿泊または通所、助産師等の訪問により、母子の心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。

また、申請や利用手続きの簡素化や電子化を行い、利用しやすい環境づくりに努めます。

③産前産後サポート事業

子育て包括支援課

妊産婦等が抱える妊娠、出産、子育てに関する悩みについて電話や訪問等による相談支援を行い、不安や生活上の困りごとの軽減や、家庭・地域における孤立感の解消を図ります。

相談支援件数の増加に対応できるよう、体制づくりに努めます。

また、利用者同士の交流や助産師への相談等を実施します。子育て関連施設との協力や、母子手帳アプリを活用した事業周知や利用促進に努めます。

④こども健康相談

子育て包括支援課

保健師・助産師といった専門職により、妊産婦と乳幼児の健康に関する相談や育児相談等を行います。

こども健康相談の周知・広報を強化するため、こどもの健康応援ブック、母子手帳アプリ、広報等により、事業の周知を図ります。

乳幼児健診後に来所相談が必要な方が来所しないケースがあるため、再案内等により参加を促します。

⑤のびのび相談

こども発達支援課

心理相談において、発達検査等をとおして、対象児の発達状況の把握や関わり方の助言などを行います。また、保護者のニーズに合わせて保育施設内で行う「保育巡回のびのび相談」を行います。

また、保育施設へ事業の周知を強化し、利用促進を図ります。

⑥乳児家庭全戸訪問事業（再掲：基本目標1-2-(1)⑨）

子育て包括支援課

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。

また、産後早期の新生児期における訪問が実施できるよう、訪問の依頼方法や対象者へのアプローチ方法を工夫し、訪問率向上に向けて、今後も取り組みます。

⑦早期療育等支援事業

こども発達支援課

心理相談・言語相談をとおして、対象児の発達評価や関わり方の助言を行います。

⑧親子通園事業

こども発達支援課

乳幼児健診において、発達に不安や遅れがあると思われる児童を対象に健診事後教室(あそびの教室)を実施し、様々な遊びや行動観察などを通じ、早期の支援を行うとともに、子育てに関する不安などを保護者と一緒に考え、子育てを支援します。

対象児が早期に健診事後教室(あそびの教室)を利用できるよう、必要に応じて定員数を増やし、受け入れ枠の拡充を図ります。

令和6年度より石川地区(ひまわり)と与勝地区(たんぽぽ)で出前型健診事後教室(あそびの教室)を行っています。

また、親子通園教室「ぼかぼか」では、子育てについての不安やこどもの育ちについて気になる保護者の方に対し、専門のスタッフが保育を行い、遊びを通して見えてくるこどもの発達の状況を保護者の方と一緒に確認し、保護者の困りごとや悩み事について専門のスタッフと一緒に考えていく相談支援を行います。

あそびの教室：あっぷる/おれんじ/めろん/ひまわり/たんぽぽ☆くらぶ

親子通園教室ぼかぼか：カンガルー/スイミー/モンキー☆教室

⑨乳幼児健康診査

子育て包括支援課

乳幼児に対して乳児健診(前期・後期)、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施し、こどもの健康状態や発育状況を定期的に確認し、健やかな成長を図ります。

受診率向上のため、未受診者に対しては、電話や家庭訪問等による受診勧奨および養育状況の把握を行います。

乳児健診の開催回数増加や3歳児の休日健診ニーズに対応するため、乳児健診の土曜日開催や3歳児の日曜健診開催を実施します。

⑩2歳児歯科検診

子育て包括支援課

こどもの歯の健康保持を図るため、2歳児歯科検診の機会を確保し、歯科診察、歯科相談(ブラッシング指導、フッ素塗布)、保健相談、栄養相談、心理相談、ことばの相談を実施します。

今後も、円滑に検診を実施していくため、歯科医師会や小児保健協会等と連携し、専門職の確保に努めます。

⑪感染症や不慮の事故予防の充実

子育て包括支援課

乳幼児を感染症や不慮の事故から守るため、予防接種の重要性及び事故予防対策について乳幼児健診会場や広報誌・ホームページでの周知、乳幼児事故予防講演会の実施等、すべての乳幼児の健やかな成長・発達と安全・安心な子育てを支える環境・地域づくりに取り組みます。

⑫若年妊産婦への支援

子育て包括支援課

予期せぬ妊娠等により、身体的・精神的な悩みを抱えた若年妊産婦へ安全・安心な居場所を提供し、同世代の仲間や支援者を通じて社会とつながれるよう、妊娠・出産・育児支援・生活支援等専門的支援を行い、生活の自立に向けた支援につなげていきます。

⑬思春期保健教室の実施

子育て包括支援課

ライフサイクルの中で現在の自分を捉え、人間関係や自分の命や性、将来について考える契機とし、自分らしい生き方や性についての自己決定能力を身につける事ができるよう、教育委員会との連携のもと、市内中学校で思春期保健教室を開催し、健全な心とからだづくりへの支援を行います。

(3)「食育」の推進

こどものうちに健全な食生活を確立することは生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となります。乳幼児期から児童期のこどもへの食育を推進し、食を通してのこどもの健康保持・増進を図ります。

①食育事業

子育て包括支援課

乳幼児期以降からの健康的な食習慣の形成、将来の肥満及び生活習慣病の予防、地域の食文化継承等を目的に、親子料理教室や出前食育事業を開催します。

②離乳食教室

子育て包括支援課

離乳食教室として、「スタート教室（離乳食初期の内容：3～6か月児）」、「ステップアップ教室（離乳食中期、後期、完了期の内容：7～12か月児）」を今後も実施します。

教室の周知広報等により参加促進を図ります。

③こども栄養相談

子育て包括支援課

栄養士による妊産婦と乳幼児の栄養に関する相談（電話、訪問、来所）を実施します。

こども栄養相談の周知・広報の充実に向け、新たな周知方法の検討を行います。

④乳幼児健診栄養指導

子育て包括支援課

乳幼児健診の場において、保護者への栄養指導を行います。

栄養指導従事者の資質向上により、一層の栄養指導充実を図ります。

⑤教育・保育施設等における食育の推進と食物アレルギーのあるこどもへの対応

教育保育支援課

教育・保育施設や地域型保育事業所において、地産地消の推進・栄養バランスのとれた食事の提供・栽培活動などを通して、食への興味や好奇心、感謝の気持ちを育めるよう、食育の取組を推進するとともに、食物アレルギーの対応が図られるよう、アレルギーに関する知識の習得及び情報の共有を図ります。

⑥小中学校における食育の推進等

学校給食センター

給食献立に行事食や郷土料理、世界の料理などを取り入れ、学校における食育の推進に寄与できるよう努めます。

食物アレルギーに関する連絡会や詳細献立表配布による情報提供などで、全学校の連携による情報共有と対応の充実を図ります。

(4) 経済的支援の充実

乳幼児期から学齢期のこどもに係る様々な費用負担について、あらゆる面から軽減策の検討を行い、子育て家庭の経済的負担軽減が図られるように努めます。

こども家庭課、子育て包括支援課、保育こども園課、障がい福祉課

	事業名	事業内容
子育て家庭への支援	こども医療費助成 (こども家庭課)	こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、保健の向上な発育に寄与することを目的にこども医療費の一部を助成
	児童手当の助成 (こども家庭課)	家庭等における生活安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に児童を養育している者に支給
	妊婦支援給付金 (子育て包括支援課)	妊娠期から子育て期における出産育児関連用品の購入や、子育て支援サービスの利用料の負担軽減を図ることを目的に給付金を支給
	先進医療不妊治療費助成事業 (子育て包括支援課)	不妊に悩む夫婦に対し、厚生労働省が示す先進医療不妊治療に要する費用の一部を助成する
	保育料等の減免 (保育こども園課)	認可保育施設等を利用する世帯できょうだい児の多い世帯に対して、負担軽減のため、第2子目以降の保育料や副食費について減額
	主食費の助成 (保育こども園課)	認可保育施設等を利用する児童の給食に要する材料費のうち、主食に要する経費を助成
庭障 への 支援 の 家	障害児福祉手当 (障がい福祉課)	在宅の重度障がい児に対し、その重度の障がいによって生ずる特別の負担の軽減を図るための手当を支給
	特別児童扶養手当 (こども家庭課)	身体や精神に障害のある20歳未満の児童に対し、児童の福祉の増進を図るための手当を支給
	重度心身障害児医療費助成 (障がい福祉課)	心身に重度の障がいのある方の保健の向上と福祉の増進を目的として、保険診療による医療費の一部助成
ひとり親家庭への経済的支援等	児童扶養手当の支給 (こども家庭課)	離婚や死亡などにより、父又は母と生活を共にできない児童が養育されている母子・父子世帯等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉を図ることを目的として一定の手当てを支給
	母子及び父子家庭等医療助成 (こども家庭課)	母子及び父子家庭等に対し、受けた医療費の本人負担分の一部を助成
	母子父子寡婦福祉資金貸付 (こども家庭課)	母子および父子家庭の児童が進学する場合の修学資金や就職支度金等、各種資金を原則無利子で貸付
	高等職業訓練促進給付金 (こども家庭課)	就職に有利な資格取得のために6か月以上養成機関で就学する場合の生活費を支援
	自立支援教育訓練給付金 (こども家庭課)	雇用保険制度の指定講座を受講し修了した場合に、その経費の一部を支給する
	住宅支援資金貸付事業 (こども家庭課)	自立に向けて取り組むひとり親家庭への家賃の支払いを支援
	放課後児童クラブひとり親等支援事業 (こども家庭課)	ひとり親家庭等の児童クラブ利用料の負担を軽減し、生活の安定と自立を支援することを目的に、放課後児童クラブの利用料金の一部を補助
	ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業 (こども家庭課)	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与する目的として、ひとり親家庭等における認可外保育施設の利用料を補助

1-5 仕事と家庭生活との調和（ワークライフバランス）の実現のための働き方の見直し

共働きの子育て家庭が増加する中、仕事と家庭生活の調和である「ワークライフバランス」の推進が必要となっています。ニーズ調査においても、ワークライフバランスや男性の働き方改革など、子育てと仕事との両立が難しいという声が多くなりました。働き方も含めた総合的な視点で、子育てしやすい環境づくりを目指します。

産業政策課

仕事と家庭生活の調和の実現について、労働者、事業主、地域住民の理解や関係法令の周知に取り組みます。

また、子育て支援や働き方の見直しに向け取り組んでいる企業に対し、働きやすい職場づくりの情報提供等に努めます。

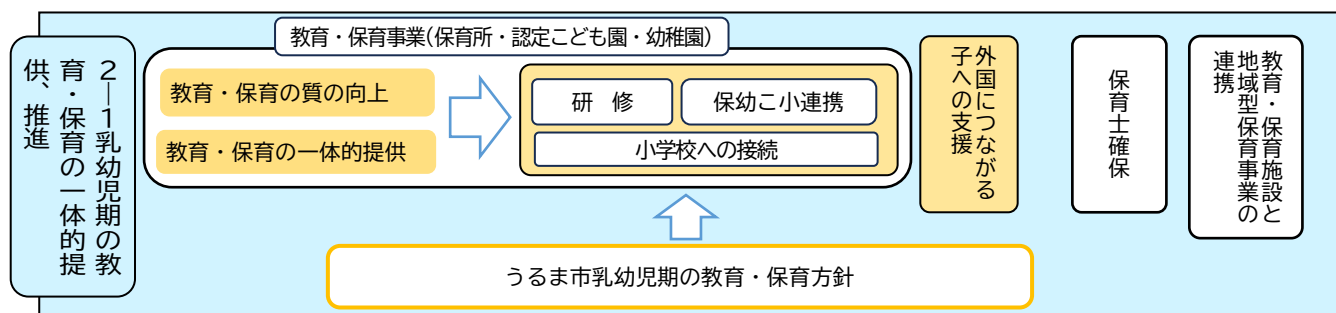
子育て世代への就業機会の拡大及び費用負担の軽減を図るため、人手不足感のある企業と子育て世代の働き手の様々なニーズに合わせた就業マッチングや、経済的に困難な世帯などに対して技能資格などの取得により、就業に向けた支援に取り組むとともに、学生への国家資格受験料の支援を行います。

第2章 基本目標2：こどもがいきいきと育つ環境づくり

●体系イメージ図2

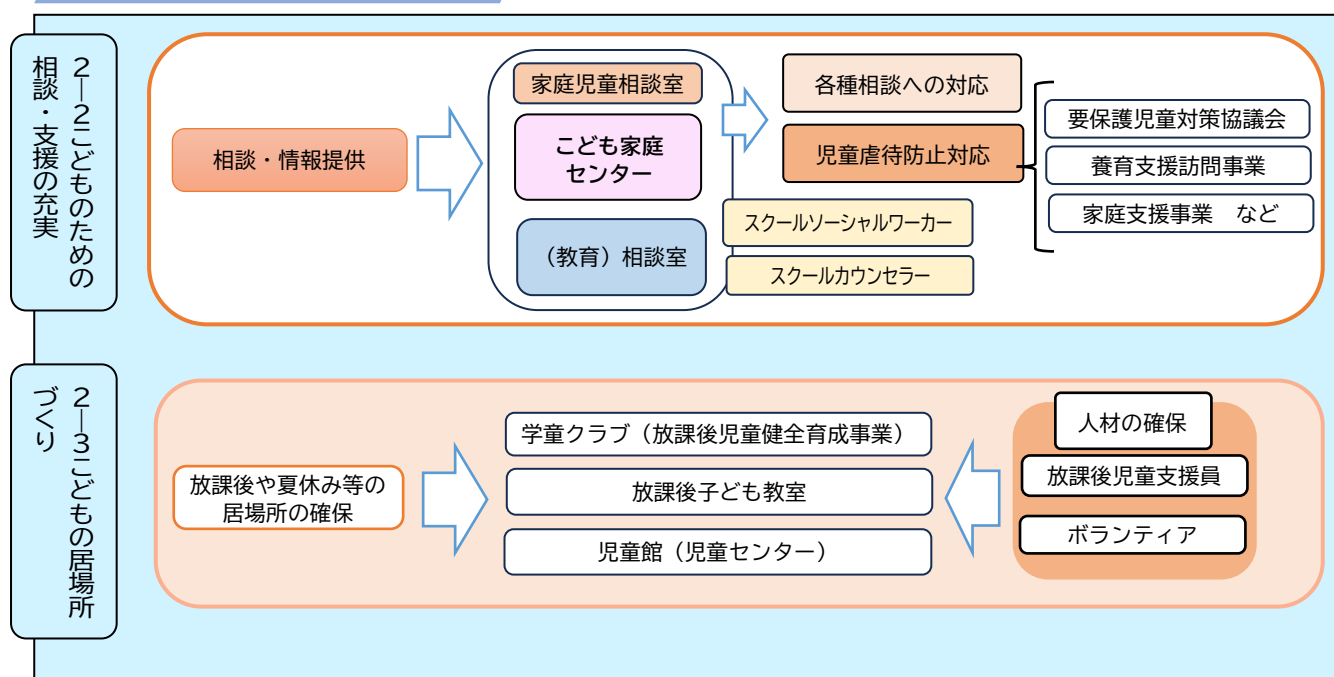
教育・保育の質の向上の視点

P110～P112



子どもを支える視点

P112～P116



2-1 乳幼児期の教育・保育の一体的提供、推進

「うるま市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等基本計画」に基づき、市立幼稚園を認定こども園に移行してきました。これにより教育・保育の両面のニーズに対応できる施設整備を図るとともに、3～5歳児の教育・保育の連続性を保障し、こどもの育ちを重視した教育・保育の提供を実現しました。今後は「市立認定こども園・保育所等を中心とした 教育・保育環境向上のためのアクションプラン」に基づき、より効果的な教育・保育環境及び子育て支援環境づくりを目指します。

また、量的確保とともに質の確保も重要であり、保育士・保育教諭^(※)の研修等資質向上が進められています。市内の教育・保育施設等が乳幼児期から児童期への発達と学びの連続性を踏まえ、同じ方向性を持った質の確保が図れるよう、「うるま市乳幼児期の教育・保育方針」に基づき、研修機会の充実による資質向上に努めます。そして、教育・保育施設等と小学校がそれぞれの教育・保育活動について共通理解を図ることにより、教育・保育施設等と小学校が協働して教育・保育の充実に努めます。

(1) 認定こども園の普及についての基本的考え方

こども政策課・保育こども園課

市立幼稚園から移行し、教育と保育ニーズの両面に対応する認定こども園について、3～5歳児の連続した教育・保育の提供を行うとともに、保育機能及び地域子育て機能の充実に努めます。

また、認可保育所の認定こども園への移行については、運営法人の意向を踏まえ、地域性やニーズを見極めながら検討していきます。

(2) 教育・保育の質の確保

① 研修等の充実

教育保育支援課

保育士、幼稚園教諭及び保育教諭の研修を実施し、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。さらに合同研修機会を増やすことで、市内の保育施設全体の資質向上や同じ方向性を持った教育・保育が行われるように努めます。

また、保育資格のない保育従事者に対しても、より十分な職員研修を行い資質の向上を図る機会を設けます。

各教育・保育施設等が乳幼児理解に基づいた教育課程・保育課程等を作成し、遊びを通してこどもの発達や学びの連続性が保障されるよう取り組みます。

※保育教諭：保育士資格と幼稚園教諭免許状の両方を持ち、幼保連携型認定こども園で働く職員のこと

②教育・保育に関する評価、適正運営等の確認

教育保育支援課

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して、定期的に自ら提供する教育・保育の質について自己評価を促し、質の向上に努め、本市の条例等を遵守し、良質な教育・保育の提供及び適正な運営が行われるよう、関係機関と連携し、巡回訪問を実施します。

(3) 保育士・保育教諭・幼稚園教諭等の確保と定着

教育保育支援課、保育こども園課

保育士、保育教諭の資格取得を目指す市民等を支援するため、「保育士試験対策講座」を開催し、保育士・保育教諭不足の解消を図ります。

また、「保育園見学ツアー」、「保育士合同就職説明会」等の開催を通じて求職者のニーズ等を踏まえた効果的な展開を検討します。

さらには、私立保育施設等の保育士確保のため、引き続き「保育士宿舍借り上げ事業」等の補助事業や独自事業の「再就職促進支援金事業」による支援に取り組みます。

その他キャリアに応じた研修の実施等人材育成により、離職防止及び定着促進へも取り組んでいきます。

(4) 保幼小連携・接続の充実

教育保育支援課

幼児と児童の交流の機会や、保幼小連絡協議会を通して、小学校教師と保育者との意見交換や合同の研究の機会を設ける等、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向けた取り組みを推進します。

目標指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保幼小連絡協議会の開催（回）	51回	51回	51回	51回	51回
研修会の開催（回）	3回	3回	3回	3回	3回

(5) 教育・保育施設と地域型保育事業の連携

こども政策課

0～2歳児の地域型保育事業の利用から教育・保育施設利用へと円滑に移行できるように、地域型保育事業者からの保育に関する相談に対する助言や行事などを通じた合同保育による保育内容の支援、保育従事者の病気等による利用児童の受け入れが困難となった場合における代替保育の提供や卒園する児童の優先的な受け入れなどの連携内容を踏まえた連携施設の確保を進め、継続した教育・保育の提供を図ります。

(6) 外国につながる子への支援・配慮

教育保育支援課、保育こども園課

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、外国につながる乳幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該乳幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者等に対し、入所に関する説明を行うとともに、事業者等へ円滑な受け入れに努めるよう促します。

また、教育・保育施設等に対し必要な支援に努めます。

2-2 こどものための相談・支援の充実

令和5年にこども基本法が施行され、すべてのこどもや若者が将来にわたり、幸せな生活ができる社会の実現を目指し、こども大綱が制定されました。その中において、こどもの意見を聴く必要性について触れられており、うるま市もそれを受け、小・中学生向けにアンケートを行いました。そこでは、気軽に相談できる場所や安心できる環境を求める意見も多くありました。こどもたちがひとりで悩みや不安を抱えることがないよう、相談・支援等の充実を図り、こどもたちが安心して、幸せに成長できるよう取り組んでまいります。

また、こどもが必要な情報を得られ、必要な支援を受けられる、地域における関係機関等を整備することで、健やかな成長のための支援を実施し、こどもの孤立や児童虐待の防止を図ります。

(1) こども家庭センターによる相談支援・情報提供

子育て包括支援課

妊産婦や保護者のみならず、こどもからの相談について対応できる体制を整備し、子育て支援施策と母子保健施策との連携や、福祉・教育等の関係機関との連携を図りながら、必要な支援の情報提供や利用支援を実施し、こどもが安心して生活、成長できる環境整備に取り組めます。

(2) 児童虐待防止対策の充実

子育て包括支援課

こども家庭センターが「子ども家庭総合支援拠点」の機能を担い、子育て支援施策と母子保健施策との連携を図り、養育支援を必要とする家庭の実態把握に努めるとともに必要な支援の実施により児童虐待の予防を図ります。また、発見から対応について児童相談所をはじめとする専門機関との連携を図り、虐待の早期発見・早期対応を実施するなど児童虐待防止対策に取り組めます。

①発生予防・早期発見・発生時の的確な対応

7) 児童虐待予防の体制充実

子育て包括支援課

要保護児童対策地域協議会を活用し適切な支援につなげるよう、今後も継続して進めます。

令和6年度より、母子保健分野と児童福祉分野を統合した「こども家庭センター」を設置しており、今後も児童虐待のおそれがある事案について、一層の情報共有や連携を図り対応します。

児童相談所、警察、医療機関、学校、民生委員・児童委員等の関係機関との連携体制の構築を図り、児童虐待の発生予防と早期発見に取り組みます。

虐待予防に関する関係者が適切な対応ができるよう研修体制を充実し、資質の向上に努めます。

乳幼児健診未受診の場合は、虐待の気づきが遅れる可能性があるため、訪問等による未受診家庭への受診勧奨や養育状況の確認を行います。

1) 児童虐待の相談窓口の周知、地域への児童虐待予防の周知

子育て包括支援課

虐待予防のパンフレットを配布するなど、児童虐待の予防及び防止の啓発・周知を強化し、地域における児童虐待予防の意識啓発を図ります。

また、虐待の相談窓口の周知を行い、相談を必要とする人が安心して相談を受けられるように情報提供を行います。

7) 家庭支援事業の推進

子育て包括支援課

妊娠、出産および育児期に養育支援を必要とするこどもや妊婦がいる家庭に必要な支援を行い、児童虐待を予防するため、国の示している「家庭支援事業」を推進します。

このため、本市では、家庭支援事業の「子育て世帯訪問支援事業」、「一時預かり事業（幼稚園型以外）」、「子育て短期入所事業（ショートステイ）」、「養育支援訪問事業」を実施します。

特に若年妊産婦等の支援を必要とする場合には、関係機関と連携し、適切な支援を行います。

1) 教育等の相談（再掲：基本目標1-4-(1)③）

学校生活応援課

具志川・与勝地区、石川地区に相談室を設置し、登校しぶりや不登校、対人関係など教育上の問題や悩みについて、幼児、児童生徒、保護者、教師の教育相談を行います。また、家庭支援員を配置し、既卒者の就労、進学の実支援を今後も行っていきます。

必要な方に支援を届けるため、引き続き、市広報紙及びホームページ等を活用した相談

室の周知広報を行います。また、学校の教育相談担当やスクールソーシャルワーカー等とも連携した相談支援を行います。

ハ) 家庭児童相談室（再掲：基本目標 1-4-(1)②）

子育て包括支援課

家庭相談員を配置し、0～18歳未満の児童について、子育ての悩みなど児童に関する相談や、福祉サービス等の情報提供等を行います。

母子保健分野との更なる連携強化を行い、子育て家庭に寄り添った支援の充実を図ります。

カ) 養育支援訪問事業（再掲：基本目標 1-2-(1)⑩）

子育て包括支援課

子育てに対する不安や孤立感を抱えている家庭や様々な要因で養育支援が特に必要となっている家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等の支援を行います。

キ) スクールソーシャルワーカー設置事業

学校生活応援課

社会福祉等の専門的知識や相談援助技術を有するスクールソーシャルワーカーによる相談支援を行うとともに、課題を抱えた児童生徒に適切な関係機関等へのつなぎを行い、課題解決に取り組みます。

スクールソーシャルワーカーの資質向上のため研修等を行い、多様化する課題に対応できる人材育成を行います。また、学校への配置については、現在の各中学校への配置に努めます。

ク) スクールカウンセラー等配置事業（沖縄県事業）

学校生活応援課

市内小中学校へ SC（スクールカウンセラー）を配置し、問題を抱えている児童生徒がおかれている環境に働きかけることで、問題解決に向けての支援を行います。

ケ) 要保護児童対策地域協議会の強化

子育て包括支援課

虐待を受けたこどもをはじめとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うための協議の場である「要保護児童対策地域協議会」（要対協）の機能充実を図り、個々のケースに十分な対応ができるように取り組みます。

また、被虐待児童及び疑いのある児童の被害後の心身の回復を図るため、要保護児童対策地域協議会での実務者会議等により関係機関と協力し、支援に努めます。

2-3 こどもの居場所づくり

こどもたちの放課後や学校の長期休暇中の居場所の確保については、放課後児童クラブや放課後子ども教室、児童館などがあります。こどもたちや保護者が、安全・安心に過ごすことができる居場所づくりの推進が重要となります。市が策定する他の施設整備計画や既存施設の空きスペース等の状況及び利活用も勘案し、子育て関連施設の設置を検討していきます。

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して実施に努めます。

放課後児童クラブについてはニーズ量に即した整備を進めつつ、受け皿が不足する地域への対応を図り、保護者が安心して就労できるように推進します。

また、各居場所が、利用しやすく、楽しめる場であり、安心して利用させることができる場であるように、充実を図ります。

(1) 放課後の子ども居場所づくりの推進

① 放課後児童クラブの充実

こども家庭課

放課後のこどもの居場所を確保し、保護者が共働き等により昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図るため、ニーズ量に対応した放課後児童クラブの整備を推進します。整備にあたっては、学校や公民館等の公的施設を活用した公設学童クラブの設置を検討していきます。

また、放課後児童クラブの質の維持及び向上、適正な運営が行われるように、資質向上研修を継続して実施し、さらに訪問指導の強化を図ります。

放課後児童クラブを利用する低所得世帯（非課税世帯等）への利用料助成等の検討を行い、放課後児童クラブが利用しやすくなるように努めます。

② 放課後子ども教室の充実

生涯学習文化振興センター

児童・生徒が放課後等を安全・安心に過ごし、勉強、スポーツ、文化活動、地域交流活動等を行う放課後子ども教室について、現在、実施している小学校での継続を推進するとともに、放課後子ども教室の開催日数増加を望む声に対応できるよう、未実施校での新規実施を目指します。

目標指標	令和6年度 (実績・見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校実施数 (箇所)	18校	26校	26校	26校	26校	26校

③放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携及び校内交流型の推進

こども家庭課

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施又は各学校の余裕教室の活用による校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施について、現在の1校の実施から、令和11年度までに実施校の増加を目指します。

実施校においては、これまでの取組を踏まえ、小学校やPTAとの連携、費用負担などの課題への対応を検討し、一層の充実を図ります。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室が離れた場所にある場合の連携による事業の実施について、運営委員会を活用し継続して検討いたします。

関係機関との連携・調整により、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携強化、校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一層の推進を図ります。

目標指標	令和6年度 (実績・見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
校内交流型実施校 (箇所)	1	1	2	3	4	4

※校内交流型：同一小学校内等で放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施

(2) 放課後の居場所における人材確保（放課後児童支援員、地域人材）

こども家庭課、生涯学習文化振興センター

放課後児童クラブについては、沖縄県及び関係機関と連携し、「放課後児童支援員認定資格研修（沖縄県）」や「子育て支援員研修（沖縄県）」、配慮を要する児童への対応等を含めた「放課後児童支援員の資質向上研修（本市）」の実施により、放課後児童支援員等の確保に努めるとともに資質の向上を図ります。

また、放課後児童支援員を今後も継続して配置し、放課後児童クラブの質の向上や適切な運営指導を行います。

放課後子ども教室については、関係者の研修参加等による知識、技能の向上を図るとともに放課後子ども教室に関わる地域のボランティアの確保に努めます。

(3) 児童館機能と整備の充実

こども家庭課

市内の児童館において、0～18歳の発達段階に応じた活動機会の提供やイベント、異年齢世代の交流、こどもの貧困対策としての居場所事業等を今後も継続して実施します。

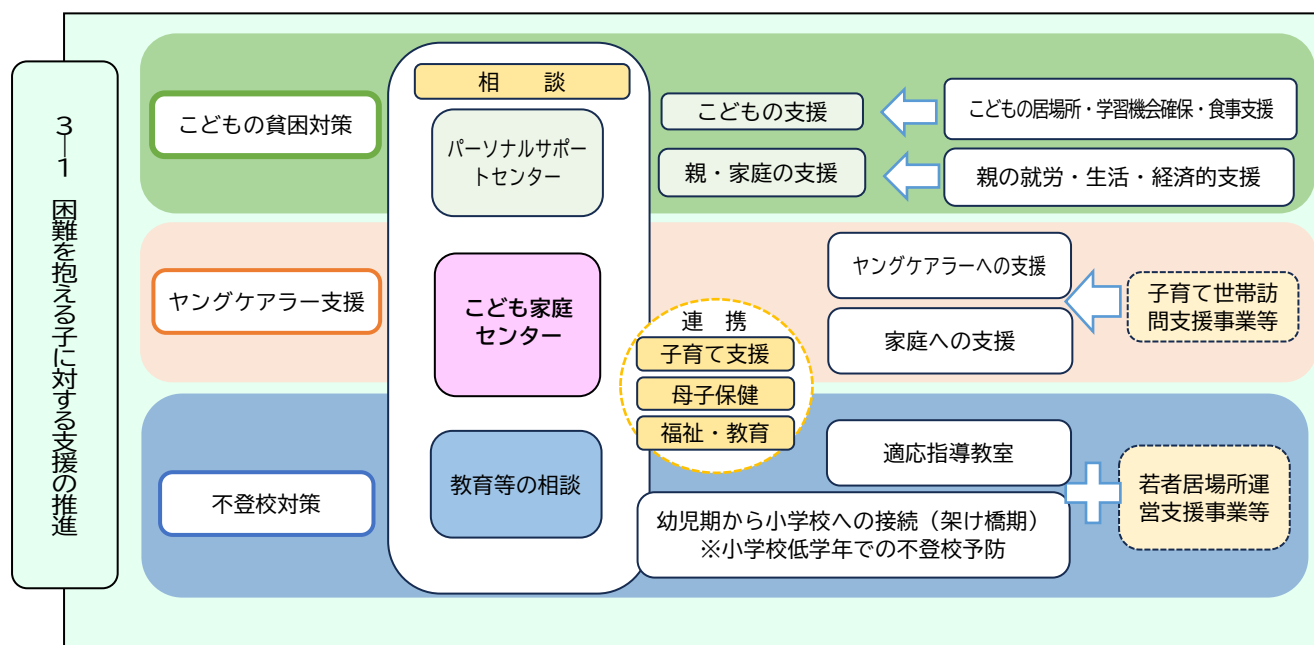
第2期計画期間において新たな児童館の設置を行いましたが、未整備の中学校区があるため、新規整備を検討していきます。

第3章 基本目標3：一人ひとりを大切にする環境づくり

●体系イメージ図3

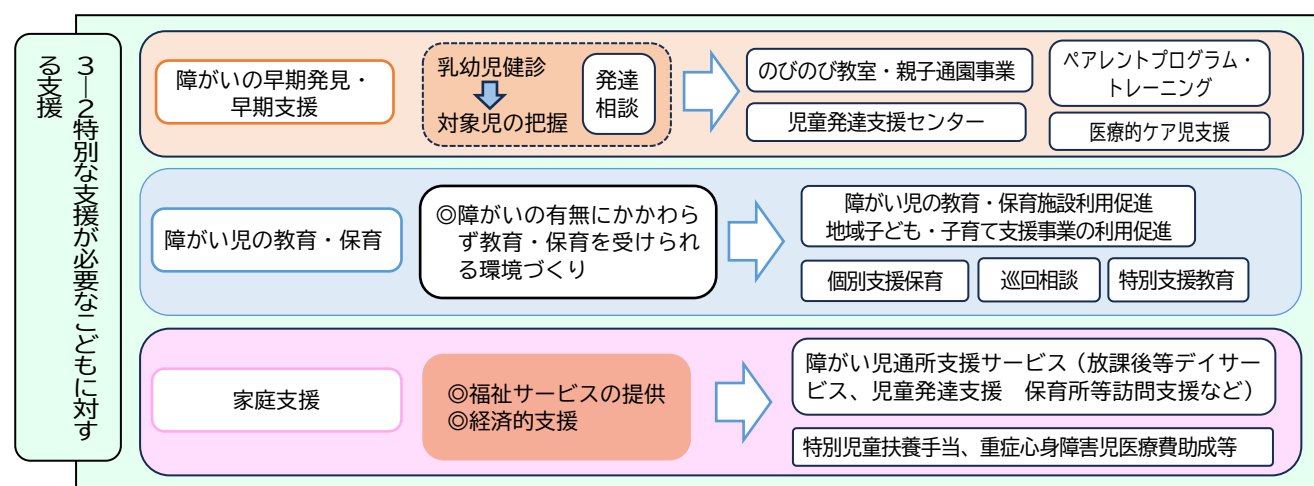
様々な状況の子を支援する視点

P118～P119



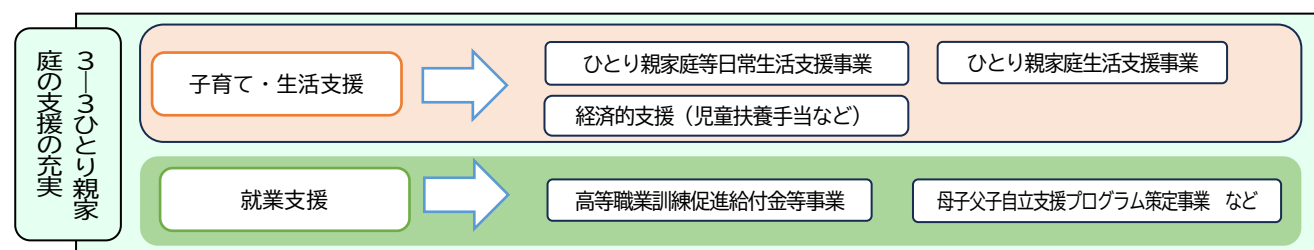
障がい児を支える視点

P120～P123



ひとり親家庭を支える視点

P124～P125



3-1 困難を抱える子に対する支援の推進

沖縄県内のこどもの貧困率（相対的貧困率）は、全国より高く、23.2%となっています。本市のこどもの貧困率は、28.7%と、県の割合を上回る状況にあります。このため、本市では令和6年3月に「うるま市こどもの貧困対策推進計画」を策定し、「貧困の世代間連鎖のない、すべてのこどもたちが夢と希望を持って成長していけるまち・うるま市」を基本理念として「こどものために」「親のために」という2つの視点を念頭に置いた取り組みを掲げており、この計画に基づいたこどもの貧困対策を推進していきます。

近年は、本来、大人が担う家事や家族の世話などを日常的にこどもが行っている「ヤングケアラー」が全国的に課題となっており、ヤングケアラーであるために、学業や友人関係などに影響が出てしまう場合があります。ヤングケアラーに寄り添い、関係機関と連携し必要な支援の早期実施を行います。

本市では不登校児童生徒が増加しており、不登校対策の充実が必要となっています。令和6年度より学校生活応援課を設置し、不登校児童生徒への支援や予防対策の充実を図っています。今後支援が必要な児童、生徒、保護者に対して、教育委員会と市長部局が連携し、支援体制の充実と、まちぐるみの居場所づくりの推進を図ります。

(1) こどもの貧困対策の推進

こども政策課

令和6年3月に策定した「うるま市こどもの貧困対策推進計画」に基づき、生活困窮家庭のこどもの居場所の確保、こどもが生活困窮の有無にかかわらず教育・学習機会を得るための支援、親の就労支援・生活支援・経済的支援、関係機関・関係団体・地域が連携したつながりのある支援体制づくりについて推進します。

(2) ヤングケアラーの把握と支援の推進

子育て包括支援課

ヤングケアラーの把握とこどもの声の把握及び家庭状況の把握を行い、関係者間で支援していく体制を作ります。

子育て世帯訪問支援事業を実施し、生活困窮している家庭及びヤングケアラーの支援を図るため、生活困窮家庭等へのヘルパー派遣により、自立の支援を行います。

(3) 不登校対策の推進

① こども家庭センターによる相談支援体制

子育て包括支援課

こどもや保護者からの相談に対応できる体制を整備し、子育て支援施策と母子保健施策との連携や、福祉・教育等の関係機関との連携を図りながら、必要な支援の情報提供や利用支援を実施し、こどもが安心して生活、成長できる環境整備に取り組みます。

② 幼児期から小学校への円滑な接続

教育保育支援課

幼児や保護者が小学校就学に向け安心と期待をもてるように、保幼小連携の充実を図ります。

また、5歳児から小学校1年生の2年間の架け橋期は、幼児一人一人の発達や学びをつなぐために、保幼小が協働して架け橋期のカリキュラムを作成し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向けた取り組みを推進します。

③ 学校生活等における相談・支援の充実

学校生活応援課

学校生活への適応に悩む児童生徒や、保護者の支援について、各地区相談室での教育相談事業により相談対応を行うほか、地域や関係部署との連携による支援体制づくりを一層強化します。

心理的要因等によって登校できない児童生徒に対し、「適応指導教室」において個々の状態に応じた指導・支援を行い、人間関係の改善を図るとともに、自立心・社会性を高め、学校適応または将来的な社会的自立を促進します。

④ 若者居場所運営支援事業

学校生活応援課

困窮世帯で不登校やひきこもり、非行などの専門的支援を必要とする若者(概ね12～18歳)を支援するために居場所支援事業を委託し、学習支援や生活支援、キャリア形成支援等の専門的な支援を行います。

3-2 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

配慮を要する子については、早期発見・早期療育の充実を図るほか、一人ひとりのニーズに応じた支援、配慮を要する子が利用する教育・保育施設等の支援者への助言、特別支援教育、福祉サービスへのつなぎ支援など、各関係機関における対応の充実とともに、連携した切れ目のない支援及び地域共生社会（障がいの有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し、地域で支え合い、人々の多様な在り方を認め合える全員参加型の社会）の実現を推進します。

令和4年度に民間活力を活用して整備した「うるまこどもステーション」において、児童発達支援センターの設置、きゃん児童館の設置、親子通園事業の実施のほか、児童発達クリニックが併設されるなど、児童発達支援の強化と併せて地域医療との連携を図ります。

(1) 乳幼児期における障がいの早期発見及び早期療育の充実

① 乳幼児健診における対象児の把握

子育て包括支援課

乳幼児健診（1歳半健診、2歳児歯科検診、3歳児健診）において、発達支援等が必要な対象児の把握を行います。

心理・言語相談をとおして、対象児の見立て・関わり方の助言を実施します。

② のびのび相談（再掲：基本目標1－4－(2)⑤）

こども発達支援課

心理相談において、発達検査等をとおして、対象児の発達状況の把握や関わり方の助言などを行います。保護者のニーズに併せて保育施設内で行う「保育巡回のびのび相談」を行います。

また、保育施設へ事業の周知を強化し、利用促進を図ります。

③ 親子通園事業（再掲：基本目標1－4－(2)⑧）

こども発達支援課

乳幼児健診において、発達に不安や遅れがあると思われる児童を対象に健診事後教室（あそびの教室）を実施し、様々な遊びや行動観察などを通じ、早期の支援を行うとともに、子育てに関する不安などを保護者と一緒に考え、子育てを支援します。

対象児が早期に健診事後教室（あそびの教室）を利用できるよう、必要に応じて、定員の拡充を図ります。

出前型健診事後教室（あそびの教室）を、石川地区（ひまわり）、与那城・勝連地区（たんぽぽ）で行います。

親子通園教室「ぽかぽか」では、子育ての不安やこどもの育ちについて気になる保護者に対し、専門のスタッフが保育を行い、遊びを通して見えてくるこどもの発達の状況を保護者の方と一緒に確認し、保護者の困り事や悩み事について、専門スタッフと一緒に考えていく

相談支援を行います。

あそびの教室：あっぱる/おれんじ/めろん/ひまわり/たんぽぽ☆くらぶ

親子通園教室ほかほか：カンガルー/スイミー/モンキー☆教室

④児童発達支援センターの機能強化

こども発達支援課

児童発達支援センターが持つ専門性に基づく発達支援や家族支援のほか、障害児通所支援事業所等への助言、援助機能など、地域の中核的な役割が果たせるよう取り組むとともに、児童発達支援事業所等に対するスキルアップ研修等を実施し、全体的なサービスの質の向上を図ります。

また、配慮を要する子及びその保護者等に対し、乳幼児期、児童期における専門的な相談支援を行います。

⑤配慮を要する子の支援体制の強化

こども発達支援課、障がい福祉課、学校生活応援課

配慮を要する子の支援における関係機関等の協議の場を設け、配慮を要する子及びその保護者等に対し、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援に取り組めるよう、医療・保健・保育・福祉・教育の連携の強化を図ります。

また、個別支援ファイル「新サポートノートえいぶる」の利用促進を図ります。

⑥ペアレントプログラム・ペアレントトレーニング

こども発達支援課、障がい福祉課

未就学児童の保護者を対象に、児童発達支援センターにおいてペアレントプログラム（注1）を実施していきます。

また、就学児童の保護者を対象に実施しているペアレントトレーニング（注2）に加え、児童発達支援センターや発達クリニック等と連携しながら、就学前児童の保護者まで拡充を図ります。

注1 ペアレントプログラムとは・・・子育てに難しさを感じている保護者を対象に、子どもの行動の理解の仕方を学び、子育てに自信をつけ、子育ての仲間を見つける機会とすることを目的とする。

注2 保護者が子供の行動に対し、適切に対応するためのスキルや知識を習得することで、発達障がいのある子どもの行動変容を促すプログラム。

⑦医療的ケアを必要とする障がい児への支援

障がい福祉課、福祉政策課、子育て包括支援課、保育こども園課、教育保育支援課、学校生活応援課

「医療的ケア児連絡会」における情報共有や意見交換を継続し、保健・医療・福祉・教育等関係機関の連携による対応を進めます。また、医療的ケア児等コーディネーターの確保や資質向上を図ります。

(2) 障がいの有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくり

①障がい児等の教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業等の利用促進

こども発達支援課・保育こども園課・こども家庭課

子ども・子育て支援事業において、障がい児とその保護者が幼児期の教育・保育事業(認定こども園、保育所等の利用)や地域子ども・子育て支援事業(放課後児童クラブや一時預かり、地域子育て支援センター等)を円滑に利用できるよう、地域のインクルージョンの推進に努めます。

目標 指標		令和6年度 (実績・見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(人) 障がい児の 受け入れ 人数	認可保育所	102	107	112	117	122	127
	認定こども園	164	169	174	179	184	189
	放課後児童健全育 成事業	112	120	125	130	135	140
	地域型保育事業 (小規模、事業所内 保育所等)	1	5	5	5	5	5

②個別支援保育の充実

教育保育支援課、こども政策課、保育こども園課、こども発達支援課

インクルーシブな個別支援保育を円滑に実施することができるよう、保育士の配置と研修等による資質向上、施設の整備等を充実していきます。

対象児の個別支援・指導計画の作成に関する介入を強化することで、保育施設職員間の情報共有を図ります。

また、障がい児を受け入れる施設のバリアフリー化促進、個別支援保育を担当する職員の確保や専門性向上のための研修の実施等により、障がい児の受け入れ体制の充実を図ります。

③認可外保育施設も含めた教育・保育施設等への巡回相談の充実

こども発達支援課

市内の認可外保育施設を含めた教育・保育施設等を巡回し、配慮を要する子への関わり方等の助言を継続するとともに、教育委員会へのつなぎ支援の充実を図ります。

④放課後児童クラブにおける障がい児支援の充実

こども家庭課

放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ等を促進していくとともに、障がい児への適切な対応を図るため、研修等による支援者の養成・資質の向上に努めます。

⑤特別支援教育の充実

学校生活応援課

自立に向けた取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するための適切な指導や必要な支援を行います。

特別支援教育についての教員の正しい理解や資質向上を図り、特別支援教育支援員の配置及び研修会を実施します。また、言語聴覚士の配置に努め、特別支援教育の充実を図ります。

障がいのある子の学びの場（特別支援学級（自閉症・情緒、知的、言語など））に応じた支援方法の構築に向けて、より良い方法を検討し、支援の充実を図ります。

(3)障がい児のいる家庭への支援

①障害児通所支援をはじめとしたサービス提供の充実

障がい福祉課

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障害児通所支援サービスについて、事業所との連携により量的、質的充実を図るとともに、医療的ケア児も利用可能な事業所の確保に努めます。

また、居宅介護、短期入所、日中一時支援についてもニーズを見極め、量的確保に努めます。

②重度障がい児への支援

障がい福祉課

在宅で生活する重度障がい児について、短期入所や居宅介護、居宅訪問型児童発達支援等、在宅支援の充実を図ります。

また、重度障がい児や保護者に対する在宅サービス等に関する情報提供に努めます。

③障がい児のいる家庭への経済的支援（再掲：基本目標1-4-(4)②）

障がい福祉課、こども家庭課

障がい児のいる家庭への経済的負担軽減を図るため、「障害児福祉手当」、「特別児童扶養手当」、「重度心身障害児医療費助成」の実施を継続いたします。

3-3 ひとり親家庭の支援の充実

ひとり親家庭、特に母子家庭では、子育てや生活面、経済面などで困難を抱えている家庭が多くなっています。ひとり親が安心して子育てできる環境づくりと、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援に取り組んでいきます。

また、各事業について、必要としている方へ支援を届けられるよう周知活動に努めます。

(1) 子育て・生活支援の充実

① ひとり親家庭等日常生活支援事業（沖縄県事業）

こども家庭課

母子・父子家庭及び寡婦の方が修学や病気などの事由により、生活援助・保育サービスが必要な場合等に、家庭生活支援員の派遣等を行います。

② ひとり親家庭生活支援事業

こども家庭課

ひとり親家庭の中でも自立する意欲のある家庭に対し、民間アパートを借り上げ、居室を提供するとともに、コーディネーターによる相談支援、就労支援を行います。

また、高卒認定資格取得支援や、学習支援を実施し、自立に向けた総合的な支援を行います。

③ ひとり親家庭への経済的支援等（再掲：基本目標1－4－(4)③）

こども家庭課、保育こども園課

ひとり親家庭の経済的負担軽減を図るため、「児童扶養手当の支給」、「母子及び父子家庭等医療費助成」、「母子父子寡婦福祉資金貸付」、「放課後児童クラブひとり親等支援事業」、「ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業」の実施を継続いたします。

また、離婚前後の方を対象に、養育費や親子交流の手続き等に関する情報提供を行います。

(2) 就業支援の充実

① 高等職業訓練促進給付金等事業

こども家庭課

ひとり親の方が就職の際に有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する期間の生活費を支援します。

また、児童扶養手当現況等や市広報誌、ホームページ等を活用して事業の周知・広報を行い、利用促進を図ります。

②自立支援教育訓練給付金事業

こども家庭課

ひとり親家庭の母または父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子家庭及び父子家庭の自立促進を図ります。

③母子・父子自立支援プログラム策定事業

こども家庭課

ひとり親家庭の母または父の自立を促進するため、母子・父子自立支援員が個々に面接を実施し、生活の状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々に応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、支援を行います。

ひとり親家庭住宅支援資金貸付を行っているプログラム策定者に対し、償還免除につながるよう、就労支援等アフターケアを実施していきます。

④ひとり親家庭生活支援事業（再掲：基本目標3-3-(1)②）

こども家庭課

ひとり親家庭の中でも自立する意欲のある家庭に対し、民間アパートを借り上げ、居室を提供するとともに、コーディネーターによる相談支援、就労支援を行います。

また、高卒認定資格取得支援や、学習支援を実施し、自立に向けた総合的な支援を行います。

目標指標	令和6年度 (実績・見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ひとり親家庭生活支援拠点事業支援終了世帯数(件)	6世帯	8世帯	8世帯	8世帯	8世帯	8世帯
高等職業訓練促進給付金等事業受給者数(件)	12名	10名	10名	10名	10名	10名
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業受給者数(件)	2名	6名	6名	6名	6名	6名

第4章 計画の推進について

1. 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く市民に周知します。

2. 計画の推進体制

子ども・子育て支援事業計画を推進し、乳幼児期の質の高い教育・保育及び子ども・子育て支援を提供するため、庁内に設置されたうるま市子ども・子育て支援事業計画推進本部会議を核とした推進体制により、各事業を実施、展開します。

また、各事業を円滑に実施するために、庁内関係部局の密接な連携を図るとともに、教育・保育の一体的な提供及び質の向上を図るため、教育委員会と市長部局が連携し、継続して取り組みます。

計画の推進にあたっては、各事業の提供体制の整備と、相談事業等の体制について、両体制の充実を図りながら、相互に連携することで相乗的に作用できるよう、連絡・調整に努めます。

さらに、教育・保育の実施主体及び子ども・子育て支援事業の実施主体と行政が連携し、協働しながら取り組みを進めます。

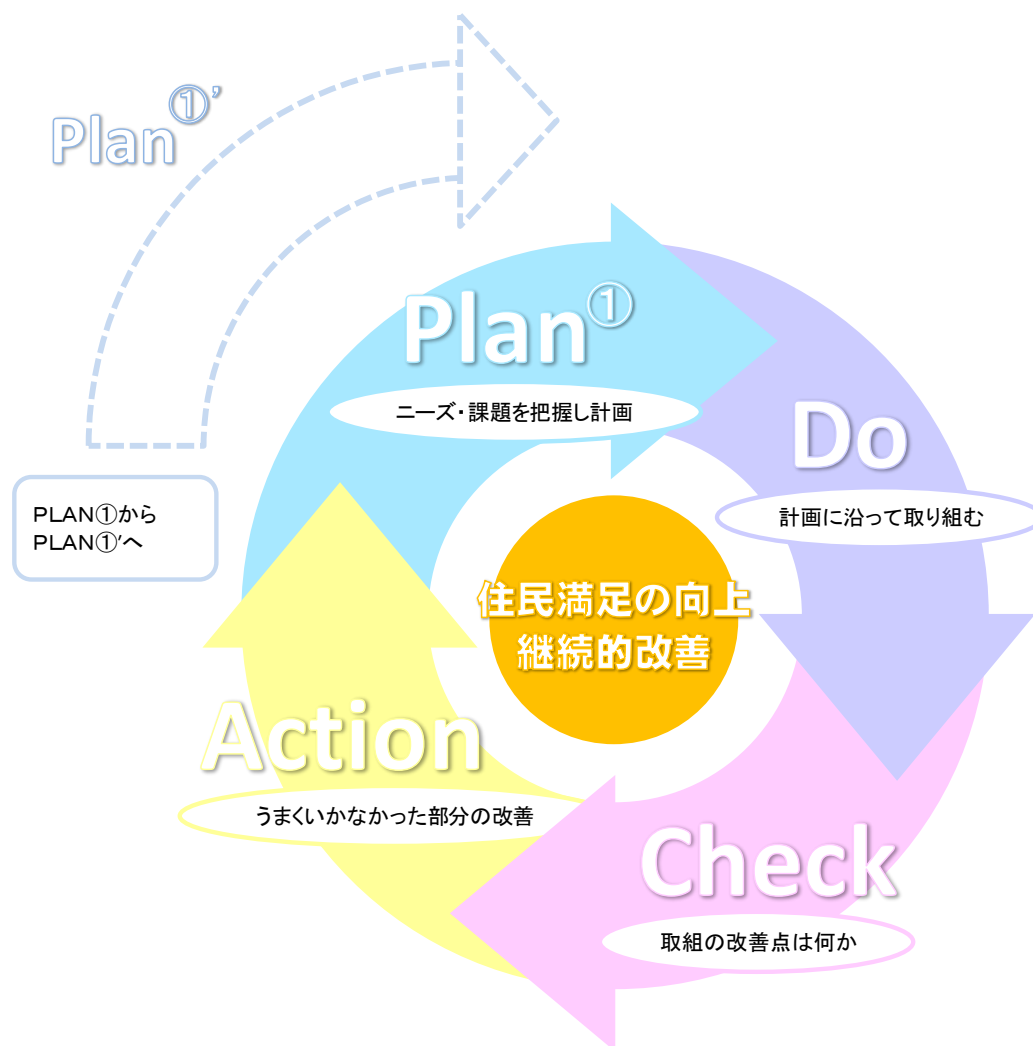
3. 事業等の実施状況、ニーズ等の定期的な把握

こどもの状況や子育て家庭のニーズは多岐にわたり、又、常に変化をしていきます。本計画を策定するにあたってニーズ調査等を行いました。今後も子育て支援環境や社会情勢の変化などによりニーズも変わっていくことから、計画開始後の取り組みの実施状況と課題、こどもと子育て家庭のニーズを定期的に把握し、必要に応じて計画の見直しを検討してまいります。

4. PDCAサイクルによる推進状況チェック

本計画は、計画に基づく取り組みの達成状況を継続的に把握・評価し、その結果を踏まえた計画の改善を図るといったPDCAサイクルによる適切な進捗管理を行っていきます。

この過程では、計画の審議にあたった「うるま市子ども・子育て会議」が、毎年度、計画の進捗状況の報告に基づき、点検・評価を行い、本市はうるま市子ども・子育て会議からの意見を踏まえて取組方法の見直しを行っていきます。



【第3部 教育・保育環境向上のためのアクションプラン】

市立認定こども園・保育所等を中心とした教育・保育環境向上のためのアクションプラン

1. 背景及び目的

本市では、平成30年にうるま市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等基本計画を策定し、市立幼稚園の活用・拡充による3～5歳児の供給量の確保や教育・保育の充実、市内全市立幼稚園の認定こども園移行等を実施してきました。

現在、本市には認可・認可外あわせて115の教育・保育施設があり、そのうち、市立認定こども園・保育所等は6施設となっております。施設整備により、待機児童問題は概ね解消しましたが、核家族化など家庭環境の多様化や様々な教育・保育施設の増加等から、小学校1年生への円滑な接続や教育・保育の充実といった取組が、より必要とされております。

そこで、教育・保育の質の担保や向上、子育て支援機能の強化や環境整備のため、具体的取組を作成しました。

【市立認定こども園・保育所等】

赤道こども園・伊波こども園・与那城こども園・与那城保育所・みほそ第二小規模保育事業所
※みほそ小規模保育事業所（指定管理）

2. 第3期うるま市子ども・子育て支援事業計画におけるアクションプランの位置づけ

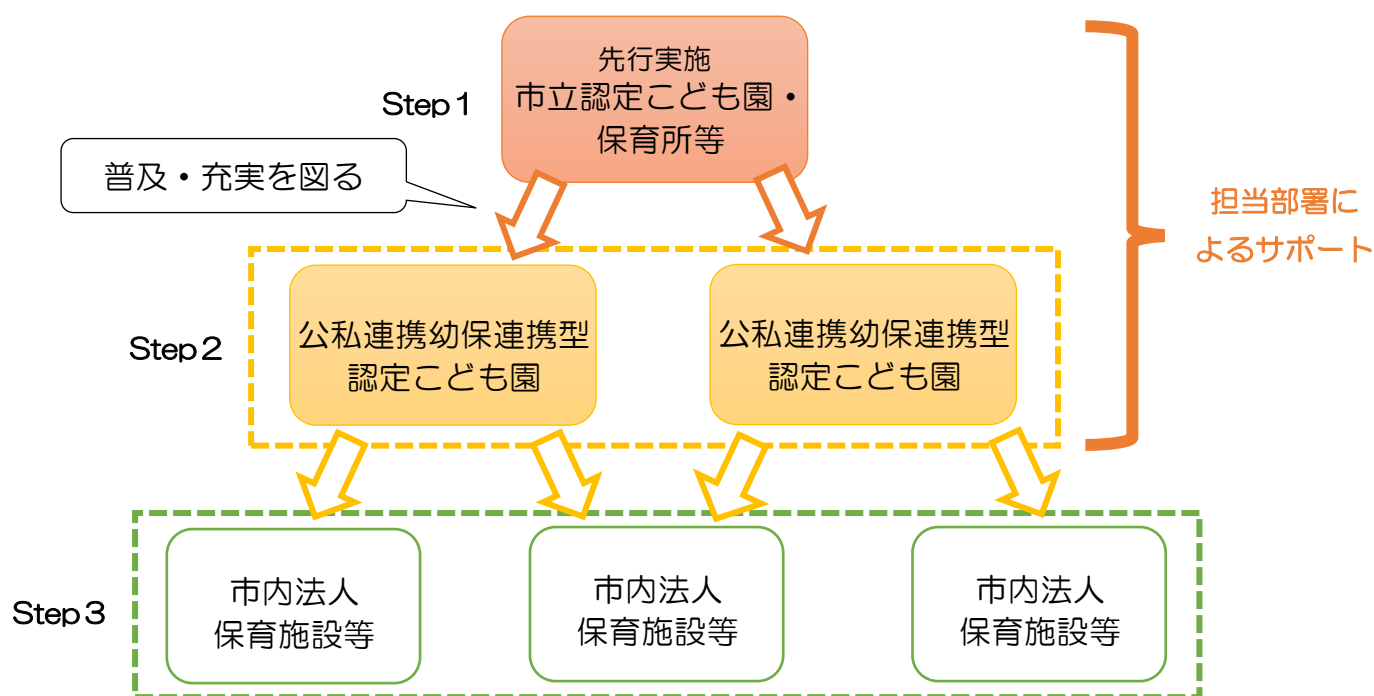
基本施策1-3(1)「ニーズに対応した教育・保育環境の整備等の充実」、基本施策1-4「妊娠期からの切れ目のない相談・支援の充実」、基本施策2-1「乳幼児期の教育・保育の一体的提供、推進」等の強化・充実のための取組みとして位置づけ、市立認定こども園・保育所等を中心とした教育・保育環境向上に取り組みます。

第3期うるま市子ども・子育て支援事業計画	市立認定こども園・保育所等を中心とした教育・保育環境向上のためのアクションプラン
1-3(1) ニーズに対応した教育・保育環境の整備等充実	①小学校接続のための役割 ②子育て支援における基幹保育施設としての役割 ③保育教諭等の研修の場としての役割
1-4 妊娠期からの切れ目のない相談・支援の充実	②子育て支援における基幹保育施設としての役割
2-1 乳幼児期の教育・保育の一体的提供、推進	①小学校接続のための役割 ②子育て支援における基幹保育施設としての役割 ③保育教諭等の研修の場としての役割

3. 具体的取り組み

(1) 市立認定こども園・保育所等のモデル園としての役割の確立

教育・保育の質の向上及び乳幼児期の課題解決のため、「うるま市乳幼児期の教育・保育方針」に基づき、市立認定こども園・保育所等において、0から5歳児の教育・保育実践を行いながら、子育て支援事業の充実や公開保育等の必要とされる事業、国から示される事業等の先行実施に取り組むこととし、その内容を踏まえて担当部署によるサポートを実施し、公私連携幼保連携型認定こども園（注1）、市内の法人保育施設等へ順次、事業の普及や充実を図ります。



注1 公私連携幼保連携型認定こども園…ここでの公私連携幼保連携型認定こども園とは、市立幼稚園・保育所等から移行し、市と協定を交わした社会福祉法人等が運営する園のこと

(2) モデル園としての取り組み

① 小学校接続のための役割

現在、小学校低学年において、不安などの情緒的混乱や無気力、学校生活におけるトラブル等により、適応が難しい子が増えています。

そこで、市立認定こども園・保育所等において、小学校低学年における学校生活に対する不安等の解消を図るため、架け橋期（注1）における取組として、保幼小の連携と円滑な接続のための架け橋カリキュラム（注2）を作成・実施し、相互の教育内容の充実を図ります。



また、市立認定こども園が中心となり、小学校へ就学した際の緊張や不安を和らげることを目的として、校区内にある教育・保育施設の5歳児同士の交流活動を推進し、児童との関わりや小学校施設での活動等を通し、期待と安心感をもてる体制づくりに努めます。

加えて、市立認定こども園を中心に各小学校区において、公開保育等を通して、保育教諭と小学校教諭の繋がりづくりに努め、小学校への就学がスムーズに行える環境をつくります。

注1 架け橋期…5歳児と小学校1年生の2年間のこと

注2 架け橋カリキュラム……………5歳児の1年間を捉えたアプローチ期と、小学校1年生の1年間を捉えたスタート期を繋ぐカリキュラムのことで、幼児期の学びや育ちを小学校教育に繋げるためのカリキュラム

②子育て支援における基幹保育施設としての役割

認定こども園では、子育て支援事業として、親子交流・園庭開放・子育て講座・育児相談等を行うこととされております。現在、家庭環境の多様化等により、事業の強化が求められております。

そこで市立認定こども園において、就学前まで（0～6歳）のこどもとその保護者やこれから子育てを行う妊娠中の方に対し、子育て支援の強化を行います。その中において、地域の未就園児や気になる子のいる家庭と繋がり、関係機関との連携を図り、早期の支援に努めます。

市立保育所等においても、地域のこどもとその保護者に対し、情報発信や育児相談、助言等を実施いたします。

また、市立認定こども園での取り組みを踏まえ、公私連携幼保連携型認定こども園等においても事業の充実が図れるよう情報共有を行っていきます。

子育て支援における基幹保育施設としての役割



③保育教諭等の研修の場としての役割

市立認定こども園において、公開保育を実施し、うるま市内の保育施設職員や小学校1年生の担任等が園児の様子等について情報交換できる場をつくり、円滑に小学校へ接続できるように努めるほか、保育教諭等のスキルアップを支援します。そして、公私連携幼保連携型認定こども園においても充実した公開保育の実施に向けて働きかけます。

また、気になる子に対する一人ひとりの実態に応じた支援方法について、市内全ての教育・保育施設において、同じ質で教育・保育が受けられるよう実践発表等も含めた研修を実施いたします。

(3) 市立認定こども園・保育所等の環境整備

市立認定こども園・保育所等では、地域のこどもたちの受け皿やニーズ、国の子育て支援の動向等も鑑み、「(2) モデル園としての取り組み」において示したことを実施するほか、施設の保育環境改善のための整備を実施します。

具体的には、現在老朽化が進んでいる与那城保育所・与那城こども園について、老朽化及び0から5歳児の連続した教育・保育の実施等の保育環境の改善のため、令和9年度を目途に、両園が一体となった幼保連携型認定こども園へ移行いたします。施設の設置場所や形態については、環境を考慮し検討いたします。なお、運営形態は、公設民営（公私連携幼保連携型認定こども園）、民設民営等、地域や園の実情に応じた検討を行います。

また、与那城こども園・与那城保育所以外の市立認定こども園・小規模保育事業所についても、今後の役割等を踏まえ、運営形態や施設のあり方について、引き続き検討していきます。

資料１ 子ども・子育て支援法（第一章、第五章、第七章）より

（平成二十四年法律第六十五号）

施行日： 令和六年十月一日

最終更新： 令和六年六月十二日公布（令和六年法律第四十七号）改正

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立を図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(定義)

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

- 2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境を等しく確保するとともに、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる環境を整備するため、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

- 2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

- 3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項第一号に規定する保育をいう。

- 4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。

- 5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。

- 6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。
- 7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。
- 8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。
- 9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。
- 10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。
- 一 認定こども園（保育所等（認定こども園法第二条第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。）であるもの及び第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第一号、第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の十第一項第二号、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。）
 - 二 幼稚園（第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第二号、第三章第二節（第五十八条の九第六項第三号ロを除く。）、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。）
 - 三 特別支援学校（学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚園部に限る。以下同じ。）
 - 四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。）のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
 - イ 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの
 - ロ 認定こども園法第三条第十項の規定による公示がされたもの
 - ハ 第五十九条の二第一項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの
- 五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）であって、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの
- イ 認定こども園（保育所等であるものを除く。）、幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間
 - ロ 認定こども園（保育所等であるものに限る。） イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間
- 六 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（前号に掲げる事業に該当するものを除く。）

七 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの

八 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業（同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。）のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

第五章 子ども・子育て支援事業計画（抜粋）

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第七章 子ども・子育て会議等（抜粋）

（市町村等における合議制の機関）

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

資料２ うるま市子ども・子育て会議条例

平成２５年１０月８日

条例第３８号

改正 平成２８年３月１８日条例第５号

令和４年３月１４日条例第１号

令和５年３月２４日条例第１３号

(設置)

第１条 子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第７２条第１項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、うるま市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第２条 子育て会議は、法第７２条第１項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第３条 子育て会議は、委員１５人以内で組織する。

２ 子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(１) 法第６条第２項に規定する子どもの保護者

(２) 事業主を代表する者

(３) 労働者を代表する者

(４) 法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者

(５) 子ども・子育て支援に関し知識経験のある者

(６) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第４条 子育て会議の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２ 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第５条 子育て会議に、会長及び副会長１人を置き、委員の互選により選任する。

２ 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第６条 子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

２ 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議）

第7条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前3項（第1項ただし書を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。

（関係者の出席等）

第8条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、必要な資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第9条 子育て会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年うるま市条例第33号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年3月18日条例第5号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月14日条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日条例第13号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

資料3 うるま市子ども・子育て支援事業計画推進本部設置規程

平成25年4月30日

訓令第26号

改正 平成25年5月31日訓令第32号

平成26年3月20日訓令第15号

平成29年4月3日訓令第23号

平成30年4月25日訓令第41号

令和3年11月10日訓令第64号

令和4年3月31日訓令第24号

令和5年3月31日訓令第22号

令和5年5月12日訓令第38号

令和5年12月28日訓令第64号

令和6年3月29日訓令第16号

(趣旨)

第1条 この訓令は、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図るため、うるま市子ども・子育て支援事業計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) うるま市子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関すること。
- (2) うるま市子ども・子育て会議との連絡調整に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う制度設計等の検討に関すること。
- (4) 組織機構の見直し等の検討に関すること。
- (5) その他市長が特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進本部に委員長及び副委員長を置き、委員長に副市長、副委員長にこども未来部長及び学校教育部長をもって充てる。

2 委員長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 委員長は、会議での審議事項の内容により必要な委員のみを招集するものとする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員に対し資料の作成、提出又は説明を求めることができる。

5 委員長は、会議で審議した事項について、必要に応じて市長に報告するものとする。

(部会)

第6条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部の下に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、別表第2に掲げる者を市長が任命し、辞令を用いることなくその職に命ぜられたものとする。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長にこども未来部長、副部会長に学校教育部長及び社会教育部長をもって充てる。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会は、第2条に規定する所掌事務に掲げる事項を調査及び協議する。

7 部会の会議は、必要に応じ部会長が招集し、その議長となる。

8 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

9 部会長は、会議で審議した事項について、推進本部に報告するものとする。

10 部会長は、会議での審議事項の内容により必要な委員のみを招集するものとする。

11 部会の委員が会議等に出席できない場合は、部会の委員の指名する職の者を代理で出席させることができる。

(分科会)

第7条 部会長は、前条第6項に掲げる事項を専門的に審議させるため、部会に分科会を置くことができる。

2 部会長は、別表第2に掲げる職員のうちから分科会の構成員を選任し、及び分科会主任(以下「主任」という。)を指名する。

3 主任は、分科会で審議された事案を部会長へ報告しなければならない。

(事務局)

第8条 推進本部及び部会の事務局は、こども未来部に置き、庶務を処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、委員長が推進本部に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成25年5月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月31日訓令第32号)

この訓令は、平成25年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日訓令第15号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月3日訓令第23号)

この訓令は、平成29年4月3日から施行する。

附 則 (平成30年4月25日訓令第41号)

この訓令は、平成30年4月25日から施行する。

附 則 (令和3年11月10日訓令第64号)

この訓令は、令和3年11月10日から施行し、改正後のうるま市子ども・子育て支援事業計画推進本部設置規程の規定は、令和3年10月1日から適用する。

附 則 (令和4年3月31日訓令第24号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日訓令第22号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年5月12日訓令第38号)

この訓令は、令和5年5月12日から施行する。

附 則 (令和5年12月28日訓令第64号)

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日訓令第16号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所属及び職名	備考
副市長	委員長
こども未来部長	副委員長
学校教育部長	副委員長
総務部長	委員
企画部長	委員
財務部長	委員
福祉部長	委員
市民生活部長	委員
経済産業部長	委員
都市建設部長	委員
社会教育部長	委員

備考 部長とは、参事を含む。

別表第2（第6条、第7条関係）

所属及び職名	備考
こども未来部長	部会長
学校教育部長	副部会長
社会教育部長	副部会長
総務部総務政策課の課長及び係長	委員
総務部DX推進課の課長及び係長	委員
企画部企画政策課の課長及び係長	委員
財務部財務政策課の課長及び係長	委員
福祉部福祉政策課の課長及び係長	委員
福祉部保護課の課長及び係長	委員
福祉部介護長寿課の課長及び係長	委員
福祉部障がい福祉課の課長及び係長	委員
こども未来部こども政策課の課長及び係長	委員

こども未来部保育こども園課の課長及び係長	委員
こども未来部教育保育支援課の課長及び係長	委員
こども未来部こども家庭課の課長及び係長	委員
こども未来部子育て包括支援課の課長及び係長	委員
こども未来部こども発達支援課の課長及び係長	委員
市民生活部市民協働政策課の課長及び係長	委員
市民生活部健康支援課の課長及び係長	委員
経済産業部産業政策課の課長及び係長	委員
経済産業部商工振興課の課長及び係長	委員
経済産業部観光イベント課の課長及び係長	委員
都市建設部都市政策課の課長及び係長	委員
都市建設部建築工事課の課長及び係長	委員
社会教育部教育政策課の課長及び係長	委員
社会教育部教育施設課の課長及び係長	委員
社会教育部生涯学習文化振興センターの館長及び係長	委員
学校教育部学務課の課長及び係長	委員
学校教育部学校教育課の課長及び係長	委員
学校教育部学校生活応援課の課長及び係長	委員

備考 課長とは、主幹、技幹、副主幹及び副技幹を含む。

係長とは、主査及び技査を含む。

資料4 第3期うるま市子ども・子育て支援事業計画策定経過

	内容	うるま市子ども・子育て会議	うるま市子ども・子育て推進本部	
			推進本部会議	部会／分科会
令和5年度	○子ども・子育て支援に関するニーズ調査 調査期間：令和6年2月28日～4月3日 (1)就学前児童保護者調査：3,000名 (2)小学校低学年保護者調査：4,200名 ●第2期計画の取組状況 教育・保育事業、地域子ども子育て事業	第2回 令和5年12月20日	第2回 令和5年12月6日	—
令和6年度	●第2期計画の実施状況 現状・課題・今後について ●ニーズ調査の結果について ●保育士アンケートの結果について	第1回 令和6年7月26日	第1回 令和6年7月17日	—
	○第3期計画施策案について ・計画の体系について ・各事業等の「量の見込み」・「確保方策」等について	第2回 令和6年11月19日	第2回 令和6年10月16日 第3回 令和6年11月7日	令和6年9月6日 令和6年10月4日 令和6年10月29日
	○第3期うるま市子ども・子育て支援事業計画(素案)について	第3回 令和7年1月14日	第4回 令和7年1月9日	—
	○パブリックコメントの実施 「第3期うるま市子ども・子育て支援事業計画(素案)」について意見募集 実施期間：令和7年1月17日～2月16日	—	—	—
	○第3期うるま市子ども・子育て支援事業計画(素案)について	—	—	—
	○答申 「第3期うるま市子ども・子育て支援事業計画」の策定について(答申)	令和7年3月6日	—	—

資料５ うるま市子ども・子育て会議委員名簿

令和６年３月時点

	所 属 等	氏 名	備考
1	子どもの保護者	山内 綾子	
2	子どもの保護者	知花 安加里	
3	子どもの保護者	小橋川 沙織	
4	私立幼稚園の代表	岡本 真理子	
5	認可保育所の代表	仲地 一	副会長
6	認定こども園の代表	安座間 葉子	
7	認可外保育所の代表	又吉 ゆきの	
8	うるま市商工会	宮城 芳枝	
9	児童館の代表	森根 明日向	
10	沖縄女子短期大学	垣花 道朗	会長
11	うるま市民生委員児童委員協議会	野島 大源	
12	うるま市 PTA 連合会	牧門 司	
13	多様性を応援する親の会	知花 さおり	
14	うるま市母子保健推進員協議会	松根 則子	
15	うるま市母子寡婦福祉会	島袋 淳子	

第3期うるま市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行 うるま市
企画・編集 こども政策課
〒904-2292
沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号
TEL 098-923-7624



うるま市

